

OUR Project マスタープランの策定について（最終報告）

生活・文化拠点再整備事業（以下「本事業」という）については、本年8月3日開催の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会（以下「本委員会」という）において、OUR Project マスタープラン（素案）（以下「基本計画（素案）」という）を報告し、様々な視点から多くのご意見をいただきました。

また、8月8日から9月6日まで基本計画（素案）に係るパブリックコメントを実施しました。併せて、ホールの運営実績が豊富な事業者やプロモーター・イベンターへのヒアリング、関係団体との個別対話型の意見交換会を実施しました。

今回は、本委員会及びパブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえ、OUR Project マスタープラン（案）を作成したので報告するものです。

1 OUR Project マスタープラン（案）策定に係る考え方について

OUR Project マスタープラン（案）策定にあたり、市の考え方は次のとおりです。

（1）本事業における収益性に関する考え方について

本事業において整備する機能については、図書館、青少年会館、市民活動推進センター等公益性が高く、また、ホール運営者の自主事業として実施する興行型の事業については、全国的に見ても指定管理料や施設利用料収入で収益赤字を補填しているケースがほとんどであり、独立採算事業として成立させることは困難であると考えています。このことから、ホールにおける興行等の収益については、プロモーター・イベンターが施設利用者として実施する興行型の事業に伴う施設利用料が主たるものであると捉えています。

収益施設の設置・運営、収益事業の実施については、ビジョン、コンテンツに対する相乗効果や市民の利便性に寄与する取組を期待します。また、本事業で再整備する施設や旧近藤邸をはじめとした既存施設、公園・オープンスペース、その他公共資産が持つポテンシャルを有効活用し、集客性、収益性を確認しながら試験的、段階的に展開していくことが望ましいと考えています。

（2）本事業における収益性の向上に向けた考え方について

（1）の考え方に基づき、管理・運営者の募集にあたっては、民間収益施設の導入及び利用料金制度の導入を積極的に検討します。また、周辺地域への経済波及についてもその効果について引き続き検証します。

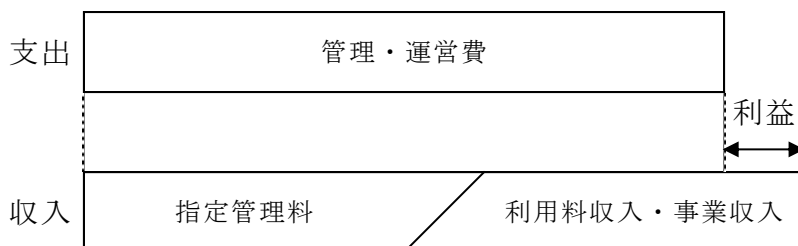
ア 民間収益施設の導入について

民間収益施設は、公共施設に併設された飲食店や売店等が想定されますが、管理・運営者からの積極的な提案を求め、民間ノウハウを活かして、公共施設の機能と親和性の高い事業を公共施設の運営と一体的に実施することにより、相乗効果の発揮、事業の効率化や公的負担の抑制を期待します。

イ 利用料金制度の導入について

管理・運営者が利用料収入を直接収受する利用料金制度は、管理・運営者にインセンティブを付与することで、自主的な経営努力を促し、管理・運営者の独自財源を確保し、柔軟な発想や施設管理のノウハウの活用により、サービスの質の向上を図り、利用料収入・事業収入の増加及び公的負担の抑制を期待します。

管理・運営者の収支イメージ



- ・管理・運営費：施設の維持管理、運営に要する費用
- ・指定管理料：市から管理・運営者に支払われる費用
- ・利用料収入：ホール、会議室等の使用料等の収入
- ・事業収入：自主事業の興行、収益施設、駐車場等の収益事業の収入
- ・利益：管理・運営者の利益（インセンティブ）

(3) ホールにおける興行等の誘致に関する考え方について

興行等の誘致については、「プロの演者等の質の高い文化芸術に触れられる機会の提供」や「収益性の向上」の観点からコンテンツとして取り組む必要があると考えています。

一方、これらの取り組みを推進するためには、優先予約や利用料金に関する運営・運用方法の見直し等を要することが想定されます。市民の文化芸術活動等に係る利用とのバランスに配慮しながら、慎重に検討します。

(4) 想定事業費に関する考え方について

昨今の社会情勢等の影響により人件費、資材等の物価高騰が続いており、基本計画の段階においては事業費を算出することが難しい状況にあることか

ら事業費については、管理・運営計画、基本設計作成時に算出することとします。一方で人口減少、少子超高齢社会等の進展による厳しい財政見通しを考慮すると、事業費の縮減、平準化に取り組む必要があります。

事業費の縮減、平準化については、補助金、公共施設整備基金、起債等の活用を図るとともに、既存施設の売却、ネーミングライツ等の活用による財源確保に努めます。また、管理・運営計画、基本設計の作成に当たっては、事業費上限額を示すことにより、事業費の上振れを抑制します。

2 OUR Project マスタープラン（案）について（資料2）

基本計画（素案）からの主な見直し箇所については、次のとおりです。

（1）コンテンツ（P. 11、P. 12、P. 28～）

表5 コンテンツ一覧、参考資料1 コンテンツリストについて見直しました。

（2）その他関連事項（P. 22）

その他関連事項について「SDGs 関連」を記載しました。

（3）生活・文化拠点再整備事業推進ミーティング※実施結果（P. 68）

生活・文化拠点再整備事業推進ミーティングの実施結果について、まとめました。

（※これまで実施予定としてきた、「生活・文化拠点再整備事業推進委員会」を関係団体ごとに対話型の意見交換会に変更して実施）

（4）パブリックコメント実施結果（P. 69～）

パブリックコメントの実施結果について、まとめました。

3 パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

（1）件名及び実施方法

ア 実施件名：OUR Project マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）（素案）

イ 実施期間：令和5年8月8日（火）から9月6日（水）まで

（2）意見提出者及び意見総数

ア 意見提出者：77人

イ 意見総数：210件

(3) 意見等の内訳

	意見等の内訳	件数 (件)
1	事業概要に関する意見等	37
2	本プロジェクトの進め方に関する意見等	19
3	ビジョン・コンテンツに関する意見等	57
4	公民連携モデルプラン（管理・運営のあり方）に関する意見等	17
5	施設整備条件に関する意見等	31
6	事業手法に関する意見等	5
7	今後の事業推進に関する意見等	4
8	その他の意見等	40
	計	210

(4) 意見等の反映状況

	意見等の内訳	件数 (件)
1	マスタープランに反映させる	44
2	マスタープランに考え方が含まれる	70
3	今後の取組の参考とする	53
4	その他（1～3に該当しないもの）	43
	計	210

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年11月 ～令和6年5月	募集要項等作成
令和6年6月 ～令和6年9月	事業者公募 (管理・運営者、基本設計者)
令和6年10月	事業者選定
令和6年10月 ～令和8年3月	管理・運営計画の作成、基本設計
令和8年 ～令和11年	事業者公募（実施設計者・工事施工者） 事業者選定 実施設計及び新築工事 (既存建物解体工事を含む)
令和11年度末	供用開始

以上

事務担当 企画政策部 企画政策課

OUR Project マスタープラン
(生活・文化拠点再整備基本計画)

(案)

令和5年11月

藤沢市

【目次】

はじめに	1
1. 事業概要	2
2. 本プロジェクトの進め方	6
3. 基本理念	8
4. ビジョン・コンテンツ.....	9
5. 公民連携モデルプラン（管理・運営のあり方）	13
6. 施設整備条件.....	16
7. 事業手法	23
8. 今後の事業推進	25
参考資料.....	27

はじめに

生活・文化拠点再整備事業（以下「本プロジェクト」という。）は、老朽化した藤沢市民会館及び旧南市民図書館の建て替えに合わせ、市民ギャラリーや文書館等の公共機能を複合化して、奥田公園を含む生活・文化拠点エリアを整備するとともに、周辺の内水浸水リスクの低減を図るため、内水浸水対策施設を整備するものです。

2022年（令和4年）6月には、藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会からの提言や、市民、市議会からの意見、市の内部における検討結果等を踏まえ、本プロジェクトにおける基本理念や基本方針をはじめ、事業推進の基本的な考え方について整理した「藤沢市民会館等再整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

「OUR Project [※](アワープロジェクト) マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）」（以下「本マスタープラン」という。）は、基本構想に基づき、管理・運営のあり方、施設整備条件、事業手法、スケジュール等について検討した内容をまとめ、本プロジェクトを着実かつ効果的に推進することを目的として策定します。

※OUR Project : **Okuda Urban Renovation Project**

1. 事業概要

(1) これまでの経過

施設の老朽化やバリアフリー対応への困難さから、2018年度（平成30年度）に藤沢市民会館及び旧南市民図書館の建て替えを決定後、2022年度（令和4年度）に基本構想を策定しました。

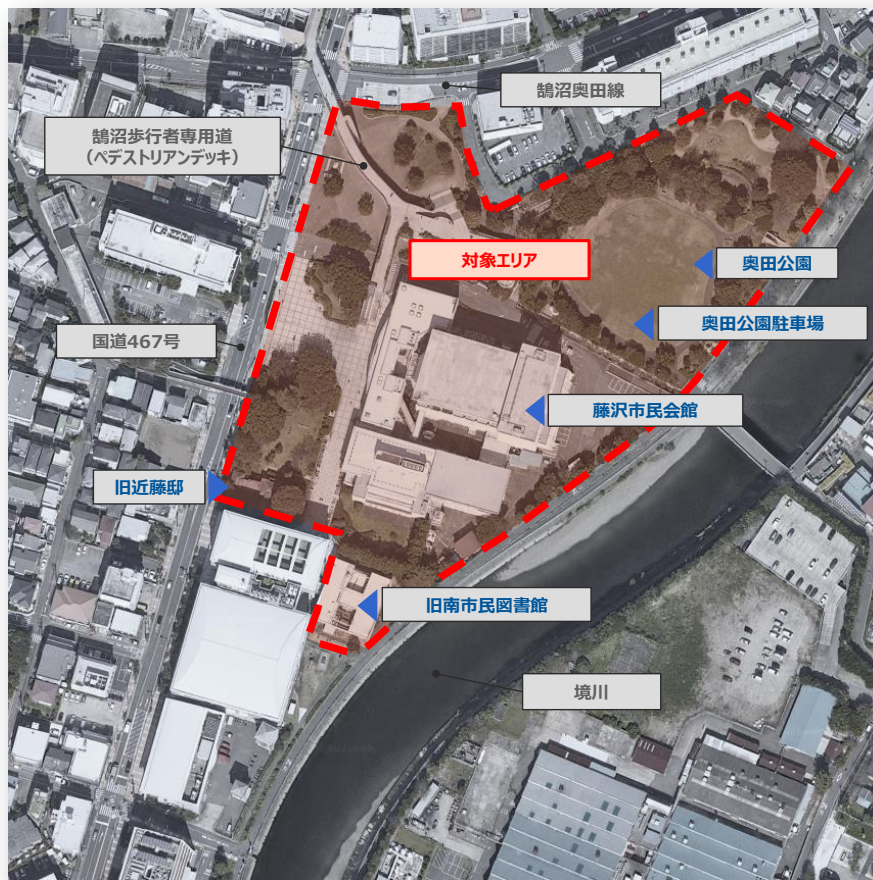
基本構想の策定後、本マスタープランの策定検討に当たっては、サウンディング型市場調査を通じて、公民連携による効果を最大限発揮するために必要な事項や事業手法について整理・検討するとともに、生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン策定委員会を設置して、生活・文化拠点におけるハード整備の望ましいあり方や留意すべき事項の整理を行いました。

また、市民参画、市民への情報共有の機会として、ワークショップやシンポジウム、市民対話集会を開催しました。

表1 これまでの主な経過

2018年度 (平成30年度)	・ 藤沢市民会館及び旧南市民図書館の「建て替え」による再整備を決定
2019年度 (令和元年度)	・ 旧南市民図書館及び市民ギャラリー（常設展示室を含む）を ODAKYU 湘南 GATE に暫定移設 ・ 市民会館再整備ワークショップの開催 ・ マーケットサウンディング調査の実施（本市主催） ・ 官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム関東ブロックサウンディングへの参加（国土交通省主催）
2020年度 (令和2年度)	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、基本構想の策定を 2021年度（令和3年度）以降に延期
2021年度 (令和3年度)	・ 市民ワークショップの開催 ・ 藤沢市民会館等再整備事業に係る公民連携手法の提案募集 ・ 藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会の開催及び同委員会からの提言書の受領
2022年度 (令和4年度)	・ 藤沢市民会館等再整備基本構想の策定 ・ 奥田公園トライアル・サウンディングの実施 ・ 生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン策定委員会の開催 ・ 生活・文化拠点再整備事業シンポジウムの開催 ・ サウンディング型市場調査の実施 ・ OUR Talk-in（市民対話集会）の開催

(2) 事業対象地



※Google マップデータをもとに藤沢市作成

図1 事業対象地の位置

表2 事業対象地の概要

所在	藤沢市民会館：藤沢市鶴沼東 8 番 1 号 旧南市民図書館：藤沢市鶴沼東 8 番 2 号 奥田公園：藤沢市鶴沼東 12 番
地区計画	境川右岸鶴沼東地区地区計画
地域地区等	商業地域、準防火地域
建蔽率・容積率	建蔽率 80%・容積率 400% (地区計画により最高限度 300%)
敷地面積	藤沢市民会館：17,754.16 m ² 旧南市民図書館：1,413.70 m ² 奥田公園：16,648.87 m ² 合計：35,816.73 m ²
その他	奥田公園の一部は都市計画公園 (10,170.92 m ²) 洪水浸水想定区域 (洪水浸水深：3.0~5.0m未満の区域) 高潮浸水想定区域 (高潮浸水深：0.01~0.3m 未満の区域)

(3) 複合化する既存施設（機能）

本プロジェクトにおいて複合化する既存施設（機能）は、次のとおりです。基本構想で複合化の対象として定めた施設に加え、アートスペースについては、サウンディング型市場調査での対話や関係団体等の意見を踏まえ、複合化による相乗効果が見込まれるため、新たに対象施設（機能）として位置付けることとしました。

表3 複合化する既存施設（機能）

施設（機能）名	概要
市民会館	・ 市民の文化活動の発表や音楽、演劇、伝統芸能等、様々な文化芸術に触れることができる施設
市民ギャラリー	・ 市民活動等による美術作品の展示・発表を行うことができる施設
アートスペース	・ 文化芸術の創造、発信の拠点として、若手芸術家の活動を支援するとともに、市民等に美術作品の創作、展示、発表、鑑賞等の場を提供する施設
南市民図書館	・ 総合市民図書館の分館の一つとして設置され、図書館サービスの提供のほか、児童を対象とした「おはなし会」や利用者向けのイベント等を開催している施設
文書館	・ <u>行政文書や古文書等の歴史資料について、収集、整理した上で保存、管理し、市民等に広く利用してもらうための施設</u> ※
常設展示室	・ 本市の歴史・文化への理解を深めることを目的に、文化財、郷土資料、その他の資料を公開・活用するための展示施設
青少年会館	・ 青少年に学習と活動の場、居場所を提供し、その健全な育成を図る施設
市民活動推進センター	・ 市民活動に関する情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携を促進し、市民活動団体の自立化を支援する施設
生涯学習室	・ 市民が集い、交流する学び合いの場

※行政文書の保存、管理、利用等の業務については、後述のコンテンツリストに記載はありませんが、文書館の基幹業務として継続します。

(4) 整備対象とする施設（機能）

本プロジェクトにおいて複合化する既存施設（機能）のほか、整備対象とする施設（機能）は次のとおりです。

表4 整備対象とする施設（機能）

施設（機能）名	概要
旧近藤邸	<ul style="list-style-type: none"> ・遠藤新の設計により 1925 年（大正 14 年）に建築、1981 年（昭和 56 年）に現在の場所に移築 ・2002 年（平成 14 年）に国登録有形文化財に登録され、現在は施設見学を受け入れている
奥田公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館に隣接する近隣公園 ・公園面積 16,648.87 m²のうち、10,170.92 m²は都市計画公園
奥田公園駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・奥田公園の地下に設置された駐車場 ・駐車台数 410 台（自走式：56 台、機械式（三段昇降横行式）：354 台） ・機械式についてはハイルーフ車非対応であることに加え、機械設備が老朽化している
イベントスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館ホール前庭や奥田公園（多目的広場）などを利用して、産業フェスタや市民まつり、環境フェアなどのイベントが開催されている
防災備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・市域全域拠点用、避難場所用、帰宅困難者用等、防災対策上必須となる機能
ペDESTリアンデッキ (鵠沼歩行者専用道)	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業施設前から市民会館大ホール前に至る歩行者専用道 ・奥田公園にも接続しており、新林公園方面へ通り抜けることができる
内水浸水対策施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市雨水管理総合計画」において、内水浸水リスクが最も高いことが判明したため、新設する施設 (詳細は「内水浸水対策施設に関する与条件」に記載)

2. 本プロジェクトの進め方

(1) 本プロジェクトの基本的な考え方

本プロジェクトは、単に施設を更新することや複合化すること自体を目的とした「ハコモノ」整備ではなく、生活・文化拠点としてのエリア価値を創出し、これを向上するためのものとして、各種の事業や取組（以下「コンテンツ」という。）を中心に、市民のやりたいことの実現をサポートしていくプロジェクトとします。

また、本プロジェクトにおいては、市民は単なる利用者に留まらず、生活・文化拠点を育てるプレイヤーであると考えています。供用開始後においても、市民のやりたいことや実際の活動による公共空間の使い方がエリアのイノベーションにつながるよう、ここでできることやその質などを柔軟に変えていくようなオープンエンドの考え方と、それを実現するための仕組みが必要となります。

これらを実現するためには、行政だけでは成しえないことも多く、民間事業者のノウハウやアイデアを積極的に取り入れながら、コンテンツや管理・運営計画、施設整備等について検討する必要があります。行政と民間事業者が協働しながら、市民と共に本プロジェクトを推進する形での公民連携を軸に、計画段階から供用開始後も含め、三者の多様な連携を図ります。

(2) 本プロジェクトにおける市民参画の考え方

本プロジェクトにおいて大切なのは、市民それぞれが想う「生活・文化拠点でやりたいこと」であると考えています。計画段階から市民のやりたいことを実現するための手法を構築し、本プロジェクトを育てるプレイヤーとなる、市民や団体、地域コミュニティなどを民間事業者がサポートする仕組みを構築します。市民のやりたいことや実際の活動、供用開始後のコンテンツや公共空間の使い方などを見据えた取組を進めるとともに、供用開始に向けた機運の醸成を図ります。

(3) 本プロジェクトのプロセス

本プロジェクトのプロセスにおいては、既存施設の規模、構成、諸室等に依存した、いわゆる「ハコモノ」の検討が先行しないよう留意します。また、運営やコンテンツについても現状を単に継続することが適切であるかを改めて見直します。まずは、基本構想において整理した基本理念を具体化する「ビジョン」（＝この事業でどのような未来を実現したいのか）を明確にします。次に、ビジョンを実現するためのものとして、「コンテンツ」を改めて整理します。「どのような施設とするか」、「どのような運営を行うか」といった検討事項は、「ビジョンを実現するため」、「コンテンツを実施するため」という目的に対する手段として、必要なものを導き出します。

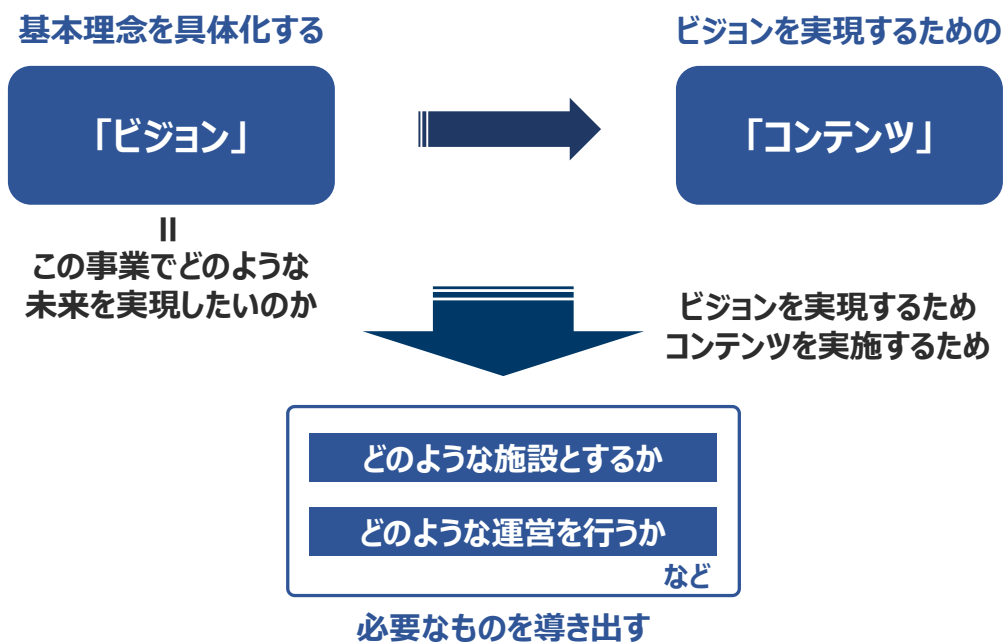


図2 プロセスフロー

(4) 本プロジェクトの手法

本プロジェクトにおいては、コンテンツの検討段階から供用開始後も含め、公民連携による一貫したプロジェクトの推進が望ましいと考えています。

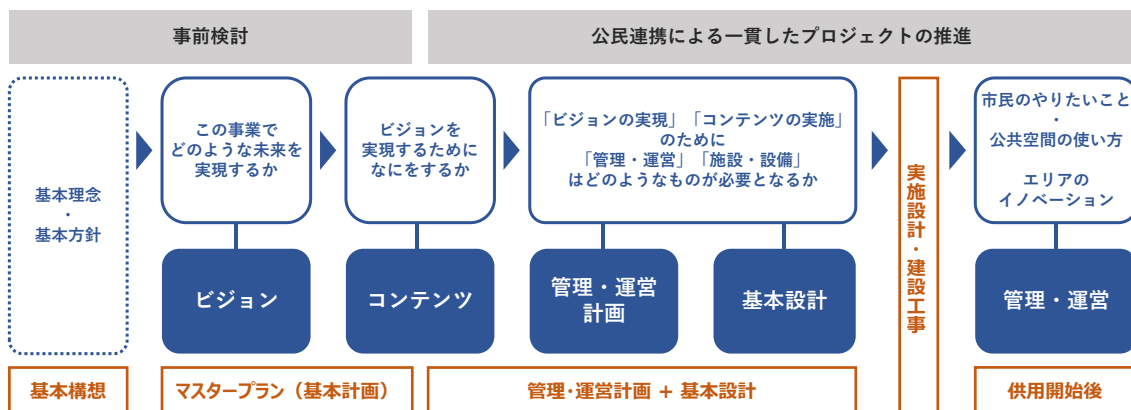


図3 公民連携手法によるプロジェクト推進

3. 基本理念

(1) 基本理念

基本構想において定めた、本プロジェクトにおける基本理念は次のとおりです。

基本理念

**<人々が集い、奏で、響きあう、文化芸術の共創拠点>
～多くの人に開かれた、多彩な活動を生み出す場～**

この場に訪れる人々に、文化芸術や様々な活動に触れる機会を提供し、
交流をはぐくみ、そこから生まれる新たな活動を創造し、支え育てる場とすることで、
市民の誇りとなり藤沢らしさを未来につなげる、
魅力と活気にあふれた持続可能な拠点を目指します。

文化芸術・知識との
出会いの拠点

みんなの
居場所となる拠点

多くの機能が
連携する拠点

緑豊かで
開かれた拠点

安全安心を
支える拠点

4. ビジョン・コンテンツ

(1) ビジョン

ビジョンとは、基本構想において整理した基本理念に基づき、本プロジェクトの中心となるターゲットやコンテンツの方向性等を具体化したものであり、コンテンツの検討をはじめ、その後のすべての検討事項に反映する最重要事項として位置付けています。また、公民連携によるプロジェクトの推進を図る上でも、常に立ち返る拠り所となります。

基本構想の策定においては、「市民ワークショップ」、「中・高校生向けワークショップ」、「関係団体との意見交換」、「藤沢市民会館等再整備ワークショップ」、「#ふじキュン課との意見交換」、「パブリックコメント」等の機会をととして市民意見を集約しており、ビジョンについてもこれらの意見に基づき定めたものとなります。

ビジョン

ふじさわ MIRAI ファーム ～ここからはじまる未来への種まき～

なにかにチャレンジしたい人、これらを担う子どもたち、
「まだ知らない新しい可能性」との出会いをみんなで応援します。

このプロジェクトでは、なにかにチャレンジしたい人とこれらを担う子どもたちの
「体験」「実践」「挑戦」をととした育ちや活躍を支援します。
また、その中心となる人や活動、この場に集う人々をシームレスにつなげることで、
多彩な活動を生み出すきっかけを作り、成長と共創が持続する未来を実現します。

ビジョンを実現するための3つのポイント

ビジョンの実現に向けては、「未来への投資」を基本的な考え方として、以下3つのポイントを掲げました。

- ① 「チャレンジしたい人」と「これからを担う子どもたち」をメインターゲットとして、市民のやってみようという好奇心から、さらに極めたいという探究心を支援する

- ・ 基本理念で示す、「様々な活動に触れる機会」「多彩な活動を生み出す場」「新たな活動を創造し、支え育てる場」「藤沢らしさ」「魅力と活気にあふれた」といった部分に基づき、メインターゲットを明確にしました。また、投資の中心となるものを「体験」「実践」「挑戦」が伴う活動やその活力としました。
- ・ 「チャレンジ」はその程度を問わず、試しにやってみようといったニュアンスのもの等を含め、幅広く対象としています。
- ・ メインターゲットに該当しない市民や施設利用者の利用を制限するという考えはありません。公共施設であることから、「気軽に立ち寄れる」「サードプレイス」「憩いの場」等とすることは大前提であると考えています。

- ② 単に場や空間を共用するだけの機能集約・複合化ではなく、公園、図書、展示などを媒介としながら、ヒト・モノ・コトをシームレスにつなげる

- ・ 基本理念で示す、「響きあう」「共創」「交流をはぐくむ」といった部分に基づき、媒介と捉えるものを具体的に、ヒト（メインターゲット、この場に集う人々）、モノ（空間や場）、コト（ここでの活動やその活力）をシームレスにつなげることを明確にしました。
- ・ 媒介のイメージとしては、公園、図書、展示を例示していますが、各活動そのものや、イベント・ワークショップ等も、その実施方法によっては媒介になる可能性が高いと考えています。

- ③ 竣工＝完成ではなく、段階的な再投資を前提に、初期整備はシンプルかつベーシックなものとし、時代のニーズに合わせて方向転換、軌道修正をしながら新陳代謝を図っていく

- ・ 基本理念で示す、「未来につなげる」「持続可能な」といった部分に基づき、従来の初期整備重視のプロジェクトとせず、オープンエンドの考え方を持つことを明確にしました。このため、初期整備はハード・ソフト両面について、ビジョン、コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとしします。
- ・ 段階的な再投資については、市民のやりたいことや公共空間の使い方に合わせ、コンテンツや活動に対して変化を与えるものを主としますが、軽微なハード面の変更にも対応できることが望ましいと考えています。

(2) コンテンツ

本プロジェクトにおいては、生活・文化拠点で実施する各種の事業や取組を「コンテンツ」と呼び、ビジョンを実現するために必要なものを整理します。既存施設で現に実施しているコンテンツを改めて見直すことはもとより、集約化、複合化、また、融合化による相乗効果や公民連携のメリットを活かした新たなものについても検討します。

なお、公共サービスとしての一般的な貸館サービス等については、コンテンツや市民活動に付帯するサービスとしてここには含みません。

本マスタープランにおいては、このコンテンツを「既存コンテンツ」と「新規コンテンツ」に分けて整理しています。既存コンテンツについては、既存施設で現に実施しているコンテンツをベースに本プロジェクトにおいても継続して実施していくものを示しています。また、新規コンテンツについては、ビジョンを実現するために本市として取り組みたいと考えるコンテンツとなります。

公民連携によりプロジェクトを推進する過程において、既存コンテンツについては、現状で当該コンテンツが抱える課題の解決や魅力の向上を図るための提案を求めています。また、新規コンテンツについては、当該コンテンツのねらいをベースにしながら、これらを実施するための提案を幅広く求めています。

なお、ここにリストアップされていない新たなコンテンツの提案についても、ビジョンに照らし柔軟性をもって取り入れていきたいと考えています。

表5 コンテンツ一覧

No.	コンテンツ名
<u>1</u>	市民オペラ
<u>2</u>	市民オペラ関連事業
<u>3</u>	<u>ホール公演事業（一般）</u>
<u>4</u>	<u>ホール公演事業（伝統文化等）</u>
<u>5</u>	合唱コンクール
<u>6</u>	プロ・一流との共演
<u>7</u>	ふじさわ総合芸術祭
<u>8</u>	ギャラリー展示
<u>9</u>	高校生を対象とした総合芸術展
<u>10</u>	未就学～小（中）学生を対象とした美術展
<u>11</u>	アートスペース
<u>12</u>	図書館
<u>13</u>	子ども図書館
<u>14</u>	<u>歴史文化の展示・解説</u>
<u>15</u>	<u>文書館資料の展示</u>

<u>16</u>	<u>歴史文化の体験ワークショップ・講演会</u>
<u>17</u>	<u>文書館資料を活用した講座</u>
<u>18</u>	<u>文書館資料を活用した課題解決・レファレンス</u>
<u>19</u>	<u>青少年（子ども・若者）の居場所・活動</u>
<u>20</u>	子どもコンシェルジュ（青少年相談室）
<u>21</u>	<u>青少年への学習・生活支援</u>
<u>22</u>	<u>青少年リーダースクール</u>
<u>23</u>	<u>青少年働き方セミナー</u>
<u>24</u>	<u>公益的な市民活動の推進</u>
<u>25</u>	トライアルパーク
<u>26</u>	建物壁面や屋上などの有効活用 (ウォールアート、デジタルサイネージなど)

(参考資料1「コンテンツリスト」参照)

5. 公民連携モデルプラン（管理・運営のあり方）

（1）基本的な考え方

本プロジェクトにおける管理・運営のあり方は、公民連携による効果を最大限発揮するため、以下の点に重点を置いて整理しました。

- 「体験」「実践」「挑戦」をととした育ちや活躍に資するコンテンツの魅力向上のために、ノウハウやアイデアを活かすこと
- シームレスなつながりを実現し、生活・文化拠点のポテンシャルを最大限活用するために、各コンテンツの連携・融合を積極的に図るとともに、複数の機能を可能な限り一体的に管理・運営すること
- 市民のやりたいことや実際の活動による公共空間の使い方をエリアのイノベーションにつなげるために、中長期的な経営視点による柔軟かつ変化の余地を持った運営をすること
- 市民のやりたいことを実現するためのサポート機能を充実すること

（2）管理・運営において民間事業者を求める役割

本プロジェクトにおいては、複合施設の機能が多岐にわたるため、供用開始後の管理・運営業務において、民間事業者が明確な役割分担のもと、業務を実施することにより、円滑な事業運営が可能になると考え、民間事業者の役割を、キュレーション、オペレーション、コンテンツ提供の3つに区分します。民間事業者は、施設の管理・運営、コンテンツの提供を行うとともに、ビジョンの実現に向けて本市との協働により生活・文化拠点を育てるプレイヤーとなる市民や団体、地域コミュニティのチャレンジをサポートします。

（3）民間収益に期待する役割

本プロジェクトにおける収益施設の設置・運営、収益事業の実施については、ビジョン、コンテンツに対する相乗効果や市民の利便性に寄与する取組を期待します。さらに、行政では想定し得ないような、各民間事業者の特色や強みを活かしたマネタイズの実現を期待します。

また、これらの取組などの収益が、民間主導によるエリア価値の向上を図るためのインセンティブとなり、本プロジェクトへのさらなる投資（金銭的なものに限らず、ノウハウ・アイデアといった知的財産や人材などを含めた広義なもの）を生み出す動機となることを期待します。

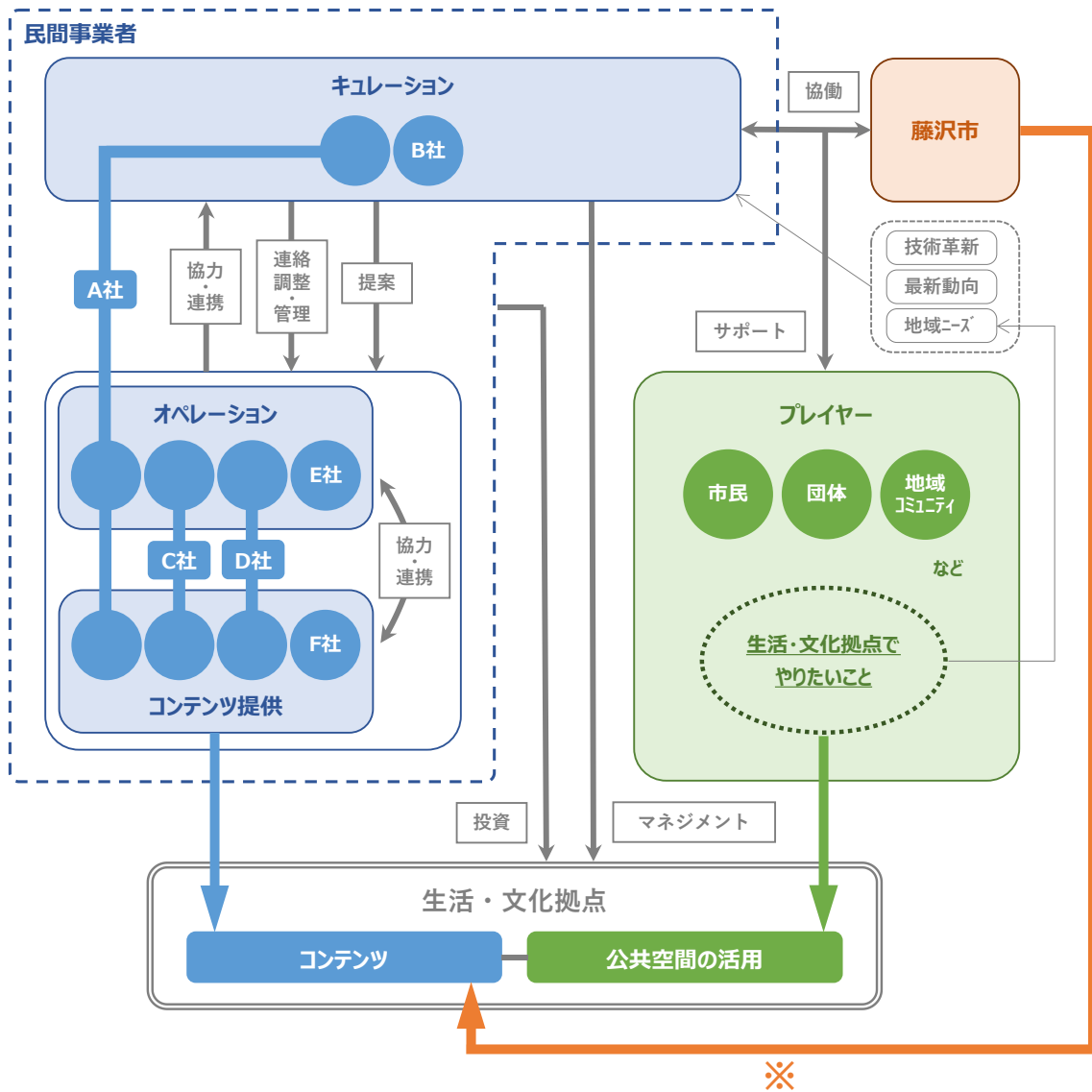
プロジェクトで再整備する施設や旧近藤邸をはじめとした既存施設、公園・オープンスペース、その他公共資産が持つポテンシャルを有効活用し、市場性を確認しながら試験的、段階的に展開していくことが望ましいと考えています。

表6 管理・運営において民間事業者を求める役割

キュレーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 多岐にわたる機能全体の一体的な管理・運営に関する統括（機能間の連絡調整、管理・運営の品質管理、収支管理等） ● 生活・文化拠点全体に関するブレンワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 各コンテンツ提供の連携・融合に関する提案 ・ 技術革新や各分野の最新動向等を踏まえたコンテンツの提案 ● 生活・文化拠点全体に関するエリアのマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民のやりたいことの実現を導くためのサポート ・ 公園やオープンスペースをはじめとした公共空間の積極的活用に関するマネジメント ● 収益施設の設置・運営、収益事業の実施、その他マネタイズの実現 ● 収益やその他インセンティブ等に基づく、本プロジェクトへの投資 ● 公民連携における民間事業者側の窓口機能
オペレーション （キュレーション主体が兼ねて担う場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設等の運營業務[※] ● 施設等の維持管理業務（施設・設備の保守・管理や、衛生管理、警備、清掃等に関する業務）[※] ● キュレーション主体の提案の実現、その他の協力・連携 ● 収益施設の設置・運営、収益事業の実施、その他マネタイズの実現 ● 収益やその他インセンティブ等に基づく、本プロジェクトへの投資
コンテンツ提供 （オペレーション主体が兼ねて担う場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● コンテンツの提供 ● キュレーション主体の提案の実現、その他の協力・連携 ● 収益事業の実施、その他マネタイズの実現 ● 収益やその他インセンティブ等に基づく、本プロジェクトへの投資

※内水浸水対策施設に関する運營業務及び維持管理業務は除く。ただし、内水浸水対策以外の用途（上部利用、壁面利用など）がある場合は含まれる可能性も考えられます。

【公民連携モデルプラン】



※ 市が直接コンテンツの提供主体となる場合又は市が業務委託等によってコンテンツの提供主体となる場合を示します。

図4 公民連携モデルプラン

6. 施設整備条件

(1) 基本的な考え方

施設整備の検討に当たっては、基本構想におけるゾーニングの基本的な考え方や事業対象地の課題を踏まえ、本プロジェクトのビジョンを実現するためのポイントとして掲げた、「境界のない機能の複合とすること」、「初期整備はシンプルかつベーシックとすること」を前提に施設整備の検討を進めます。

(2) 施設規模等

施設規模等については、提供するコンテンツやどのような管理・運営等を行うかによって決定するため、ゾーニング、諸室の面積、配置、設え等に関する詳細は、管理・運営計画の策定及び基本設計段階で、集約化、複合化、また、融合化の観点から踏まえ、段階的に決定していくものとします。

なお、基本構想における複合施設の想定面積については、あくまでも次に示す複合化する既存施設（機能）の規模等を元に算出したものであり、既存施設の主な諸室に記載の諸室を整備することを前提とはしておらず、集約化、複合化、また、融合化によって縮減が可能と考えます。

表7 複合化する既存施設（機能）規模等参考一覧

市民会館

延べ面積	10,589.84㎡
<u>既存施設の 主な諸室</u>	大ホール（シングルバルコニー式）1,380席 楽屋5室、リハーサル室、シャワー室
	小ホール（ワンフロア式）434席 楽屋2室、シャワー室
	第1展示集会ホール（平床、じゅうたん敷）373㎡
	第2展示集会ホール（平床、じゅうたん敷）319㎡
	会議室 203㎡（合計3室）
	集会室 367㎡（合計6室）
	レストラン 164.23㎡

市民ギャラリー（ ）内は暫定移設している ODAKYU 湘南 GATE6 階を示す

延べ面積	487㎡ [※] （563.68㎡（常設展示室含む））
<u>既存施設の 主な諸室</u>	展示室

※暫定移設前のルミネ藤沢の延べ面積

アートスペース

延べ面積	550㎡
<u>既存施設の 主な諸室</u>	レジデンスルーム（アトリエ）138㎡
	展示ルーム 202㎡（2室）
	ワークショッブルーム 52㎡

南市民図書館（ ）内は暫定移設をしている ODAKYU 湘南 GATE6 階を示す

延べ面積	1,314.70m ² * (1,388.65m ²)
既存施設の 主な諸室	貸出フロア 会議室

※暫定移設前の旧南市民図書館の延べ面積

文書館

延べ面積	690.25m ² (書庫264.91m ² 含む)
既存施設の 主な諸室	閲覧室 展示室 会議室

常設展示室（ ）内は暫定移設している ODAKYU 湘南 GATE6 階を示す

延べ面積	168m ² * (39.95m ² (市民ギャラリーに含む))
既存施設の 主な諸室	常設展示室

※暫定移設前のルミネ藤沢の延べ面積

市民活動推進センター

延べ面積	449m ²
既存施設の 主な諸室	会議室 多目的スペース 交流スペース 作業スペース 情報スペース

青少年会館

延べ面積	921.14m ²
既存施設の 主な諸室	談話室 (2室) 集会室 (フリースペース) 和室 団体活動室 体育室

※既存施設がない機能 (施設) については、記載していません。

(3) エリアデザインの考え方

エリアデザインについては、生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン基本編（以下、「本ガイドライン」という。）で、望ましい都市拠点のあり方や整備において留意すべき基本的な事項をまとめています。本ガイドラインでは、民間事業者のアイデア、ノウハウを最大限活かすため、具体的なゾーニングや整備基準を示さずに、留意すべきキーワードやエリアのデザインコンセプト、デザイン方針を示しています。

(参考資料2「生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン基本編」参照)

管理・運営計画の策定及び基本設計段階において、本ガイドラインをベースに運営面等の視点を踏まえ、民間事業者と具体的なデザイン方針（サイン、色彩、バリアフリー等）を含めた生活・文化拠点アーバンデザインガイドライン計画編を策定します。

(4) 施設整備に関する条件の整理

管理・運営計画の策定及び基本設計に当たって必要となる施設整備（ホール関連）、防災関連、外構計画に関する条件について整理しています。ただし、あくまで現時点での想定であり、ホール関連以外の複合化する既存施設（機能）の整備に関する条件と併せて、管理・運営計画の策定及び基本設計に係る事業者公募段階までに追加及び見直しをする場合があります。

施設整備（ホール関連）に関する条件

- ホールは、市民利用を中心に現在と同様の機能を有し、音楽、演劇、伝統芸能等、多目的に利用できる機能を確保する。また、興行等による、プロの演者等の質の高い文化芸術に触れられる機会の提供が可能なものとする。
- ホール以外の市民会館の機能については、現在の機能を低下させることなく機能集約・複合化を行い、利用者の文化芸術活動をはじめとした様々な活動等において、複合化施設の一体的な利用促進を前提とする。

防災関連に関する条件

- 現行の指定緊急避難場所、指定避難所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設、災害時遺体安置場等の位置付け、収容人数等を踏まえ、指定要件に基づき、機能集約・複合化する施設規模に応じた避難施設機能を確保する。
- 事業対象地が境川の洪水・高潮浸水想定区域に位置することを踏まえ、洪水・高潮浸水を前提とした施設整備として、文化財資料等の重要な機能を上階に配置することや、ペDESTリアンデッキ（鵜沼歩行者専用道）を有効に活用した動線計画等とする。

外構計画に関する条件

- 都市公園として現在の面積（16,648.87 m²）を確保する。
- 都市公園の分散配置は可能とするが、都市計画公園（10,170.92 m²）は一団で整備する。
- 地区計画上の地区施設である多目的広場及び都市公園は、周辺施設等の法適合（建築基準法に係る適用緩和（道路斜線制限））に支障のない範囲で配置変更可能とする。
- 駐車場及び駐輪場は、「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、施設用途及び規模に応じて求められる駐車台数・駐輪台数を整備する。
- 旧近藤邸は、事業対象地内での曳家、又は解体・移築は可とするが、建物を解体処分することや、文化財保護法に基づく国登録有形文化財の登録に支障のある修繕、又は改修等を行うことは不可とする。
- ベデストリアンデッキ（鵜沼歩行者専用道）は、解体・新設、改修等は可とするが、地区計画の地区施設の整備方針に基づき、デッキ、プロムナード等の整備を図ることとし、道路管理者と道路法に基づく路線の変更等に係る協議を踏まえ、周辺住民、利用者、周辺施設関係者等との合意形成を図る。
- 国道 467 号藤沢歩道橋について、県所有施設のため、整備対象とする施設（機能）には含まれないが、解体・新設、改修等を要する場合は、県との協議を踏まえ、周辺住民、利用者等との合意形成を図る。
- 現存するパブリックアート、記念碑は、事業対象地内で活用する。
- 現存する記念樹は、樹木の状況等を確認した上で可能な範囲で移植を行う。

(5) 内水浸水対策施設に関する条件

内水浸水対策施設規模

内水浸水対策施設の規模については、河川管理者との放流協議により市民会館周辺を対象とした二級河川境川への許容放流量が 12.702 m³/秒となり、この許容放流量に基づき検討を行いました。対策施設は、計画降雨 66mm/h において床下浸水を解消するために必要となる標準的な施設の検討を行ったものであり、今後、内水浸水対策施設に係る基本計画等により変更する可能性があります。

- 将来のポンプ場建て替え用地は、本事業エリアには含まないこととする。
- 建物の周囲は、施設の維持管理や設備改築などの際の作業スペースが必要となる。
- ポンプの割付は、発生頻度及び事業費の軽減等を考慮し決定する。

図5 浸水想定区域

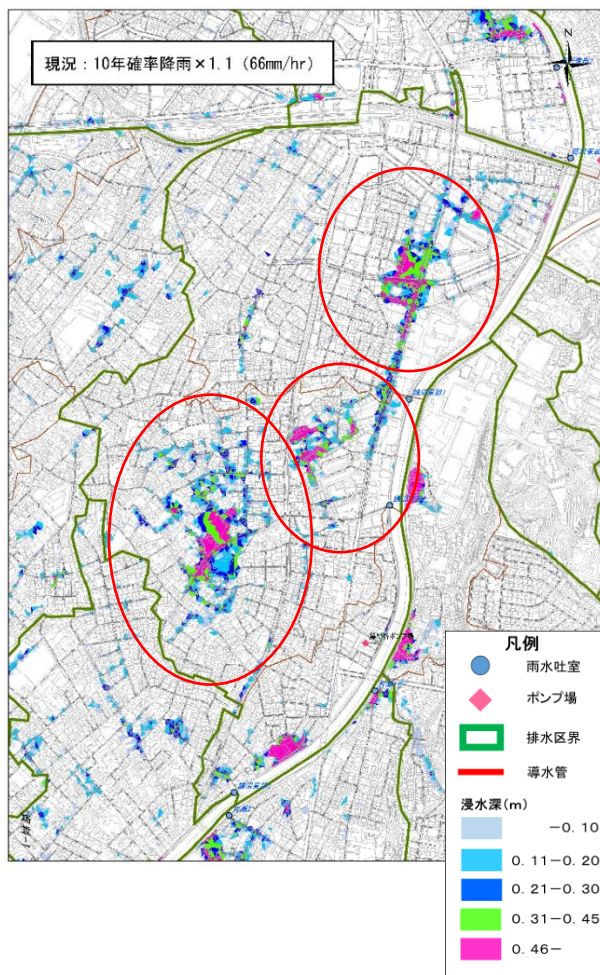
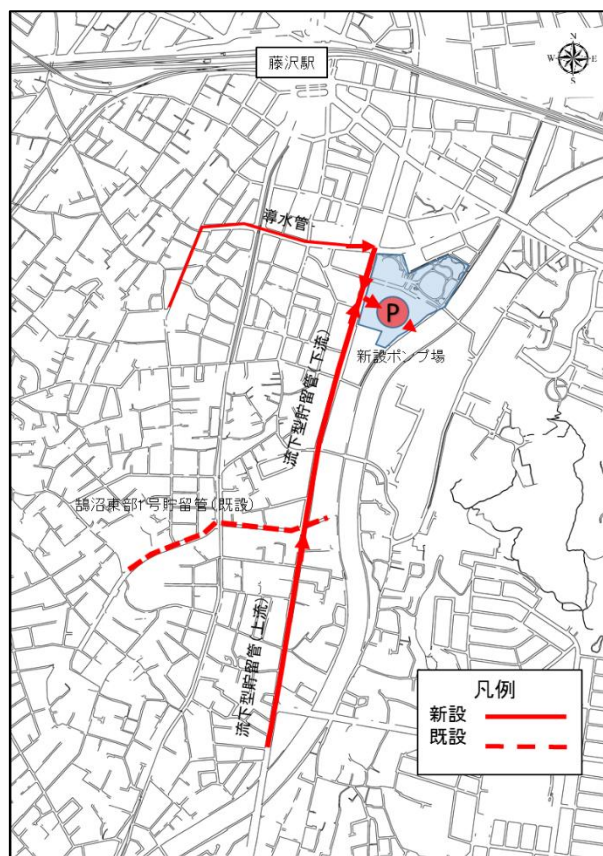


図6 施設配置計画



新設ポンプ場	12.702m ³ /s
南北導水管	約Φ1,100mm×0.7km
流下型貯留管南側(上流)	約Φ4,250mm×0.7km
流下型貯留管南側(下流)	約Φ4,250mm×0.7km
鶴沼東部1号貯留管(既設)	Φ3,500×600m
導水管内貯留量	約14,600m ³
分水施設	約24m ³ /s

※出展：藤沢市資料



※国土地理院データをもとに藤沢市作成

図7 施設規模想定

- 敷地面積 : 約 3,700 m² (+ 接道部分)
- 延床面積 : 約 3,250 m²
- 建築面積 : 約 1,600 m²
- 高さ : 地上 10m程度 (地下 20~30m程度)

※施設規模想定、各種面積及び高さは、一般的な施設規模を示したものであり、配置についても決定したものではありません。今後、基本設計及び内水浸水対策施設に係る基本計画等の段階でゾーニング等の検討を行います。

(6) その他関連事項

SDGs 関連

- ・ 藤沢市 SDGs 共創指針「藤沢らしさ」を未来に引き継ぐ「みんな」で進める SDGs—に基づき、本プロジェクトを持続可能で多様性と包摂性のあるものとするとともに、「チャレンジする人」と「これからを担う子どもたち」をメインターゲットとしつつも、「誰一人取り残さない」ことを大前提にプロジェクトを推進します。SDGs の目標達成に向けては、行政だけで取り組むものではなく、多様なステークホルダーと本プロジェクトを共に推進する民間事業者と協働して、すべての取組に SDGs の視点を取り入れ、より良いまちづくり、市民の QOL(Quality Of Life : 生活の質)の向上を図ります。

環境配慮関連

- ・ 公共施設における省エネルギー・創エネルギーの活用といった脱炭素に関する取組として、新たに整備する施設（機能）に関しては、ZEB 認証の取得を前提として検討します。
- ・ 公園・オープンスペース、歩行者空間等において、グリーンインフラの導入を検討します。
- ・ 「藤沢市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設における木材利用の促進を図ります。

DX (デジタルトランスフォーメーション) 関連

- ・ 「藤沢市市政運営の総合指針 2024」のまちづくりコンセプトである、「最先端テクノロジーを活用した安全安心で暮らしやすいまち（スマート藤沢）」の実現を目指し、「藤沢市スマートシティ基本方針」及び「藤沢市 DX 推進計画」に基づき、キャッシュレス化の推進をはじめ、「アプリ等による施設予約・一元管理」、「施設情報の発信」、「AR による展示解説」、「デジタルアーカイブ」など、利用者の利便性向上に資するデジタル化や DX の取組について、管理・運営計画の策定段階において検討します。

インクルーシブ関連

- ・ 本プロジェクトにおいて、集約化、複合化、また、融合化を図る施設（機能）は、子どもから高齢者まで多様な人々が利用することを前提とし、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが利用しやすい施設（機能）づくりを目指します。

感染症等対策関連

- ・ 昨今の感染症等の経験を踏まえ、新しい公共施設を整備するに当たっては、ニューノーマルの視点から必要な対策等を行います。

7. 事業手法

(1) 基本的な考え方

本プロジェクトは、公民連携手法を導入することにより、集約化、複合化、また、融合化による新たな魅力の創出と、エリア価値の向上を図るとともに、施設整備、管理・運営にかかるコスト縮減を図ります。

公民連携の手法として、設計・施工一括発注方式（DB方式）、公設民営方式（DBO方式）、PFI方式、指定管理者制度などがありますが、本プロジェクトでは、マニュアル的に手法を選択するのではなく、ビジョンの実現に向けて公民連携モデルプランに基づき、最適な事業手法を検討しました。従来方式のような施設（ハコモノ）の検討を先行して計画するのではなく、供用開始後を見据えて、計画段階から管理・運営を担う民間事業者に関わってもらうことにより、将来にわたり持続的に効果的、効率的な公共サービスを提供することが可能であると考えています。

そこで、本プロジェクトでは、供用開始後の管理・運営を担う民間事業者を先行して選定し、当該事業者と協働して、管理・運営計画の策定、基本設計を行うことを想定しています。また、実施設計及び建設工事は、設計・施工一括方式を採用することにより、施工者の技術、ノウハウを設計に反映させることにより、工期短縮、コスト縮減を図ります。

<事業手法検討に当たっての基本的な考え方>

- ① 施設（ハコモノ）の検討を先行して計画するのではなく、コンテンツや運営を重視する計画とするため、本市と協働するパートナーとして管理・運営を担う民間事業者を選定し、管理・運営計画やプロジェクトの方向性等を検討する。
- ② 管理・運営を担う民間事業者が早期から参画することで、供用開始後を見据えた、中長期的な経営視点、コンテンツの実施等に係るノウハウやアイデアを最大限に反映する。
- ③ 管理・運営の検討段階から、市民のやりたいことを実現するための手法を構築し、プレ企画、コンテンツの実証実験などを通じて、行政、民間事業者、市民の三者が多様な連携を可能とする公民連携を実現する。

(2) 本プロジェクトにおける想定事業スキーム

公民連携モデルプラン及び事業手法の基本的な考え方に基づき、現時点において次の事業スキームが望ましいと考えています。

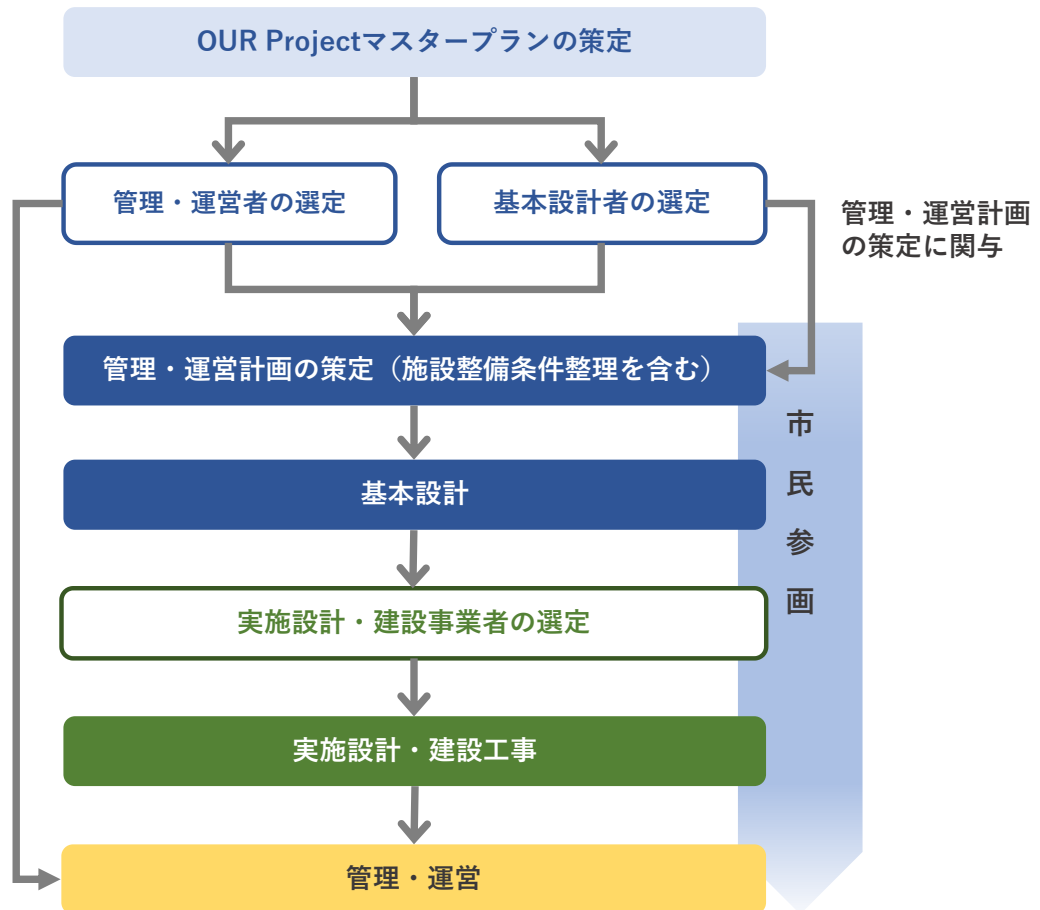


図8 想定事業スキーム

今後、本市と協働する管理・運営者を先行して選定し、提供するコンテンツや最適な管理・運営のあり方を明確化し、管理・運営計画を策定します。併せて、基本設計者を選定し、管理・運営計画に基づいた基本設計を行います。先行して選定する管理・運営者は、供用開始後の管理・運営を担うことを前提とします。また、管理・運営計画の策定段階から市民のやりたいことを実現するための手法を構築し、供用開始に向けた機運の醸成を図ります。

管理・運営計画の策定及び基本設計以降、実施設計・建設工事については、「設計・施工一括発注方式（DB）」を前提に、市内企業の活用等を踏まえ、効率的かつ効果的な施設整備を行います。

なお、内水浸水対策施設に係る事業手法及び事業スキームについては、今後の内水浸水対策施設に係る基本計画等を踏まえて検討していきます。

8. 今後の事業推進

(1) 想定される事業費

昨今の社会情勢等の影響から、人件費や資材価格の上昇による建設事業費の高騰が続いており、具体的な管理・運営計画及び施設整備条件がまとまっていない本マスタープランの策定段階においては、想定事業費を算出することが極めて難しい状況にあります。

施設整備費については、浸水対策施設想定事業費を除き、基本計画の策定、設計、解体工事、新築工事に要する概算金額として過去の事例などから、約 200～250 億円と想定していましたが、本マスタープランでの検討を経て、ビジョン、コンテンツに基づき、無駄のないシンプルかつベーシックな施設整備を目指すこととしたことから、管理・運営計画の策定及び基本設計段階において、改めて算出することとします。

なお、算出に当たっては、集約化、複合化、また、融合化する効果を最大限活かし、コスト縮減を図ります。

管理・運営費については、指定管理による管理・運営を想定した場合、主な収支として、収入は、利用料収入、事業収入（主催事業の入場料や参加費、外部からの助成金）、本市からの収入（指定管理料等）があり、支出は、事業費、人件費、維持管理費、事務費等が想定されます。一方で、一般的に入場料等の事業収入や利用料収入は収入全体の一部に過ぎず、指定管理料等として多額の公的資金の投入を行っているのが現状です。財政的な負担は、本プロジェクトの「ビジョンを実現するため」に必要ではありますが、費用対効果を考慮しながら、本市の負担を少なくする必要があります。どのようなコンテンツをどの程度実施するか、また、民間収益によって、事業費が大きく変わることから、本プロジェクトを創り上げていくパートナーとして協働する民間事業者とともに、管理・運営計画の策定検討において、実施するコンテンツ等を明らかにした上で算出することとします。

なお、内水浸水対策施設の施設整備費は、雨水ポンプ場、貯留管等の総額で約 90 億円と見込んでいましたが、気候変動の影響などを考慮し見直した結果、約 120～150 億円（分水施設除く）の見込みとなります。ただし、類似施設の施設整備費を参考にした算出方法のため、詳細を検討した場合の費用と乖離する場合がありますので、引き続き、内水浸水対策施設に係る基本計画等を踏まえて検討していきます。

その他、財源確保の手法等について、市街地整備事業による補助制度など、活用の可能性のある国庫補助金・交付金事業を十分に把握し、本市の財政支出の低減を図るため、有利な財源の確保に努めていきます。

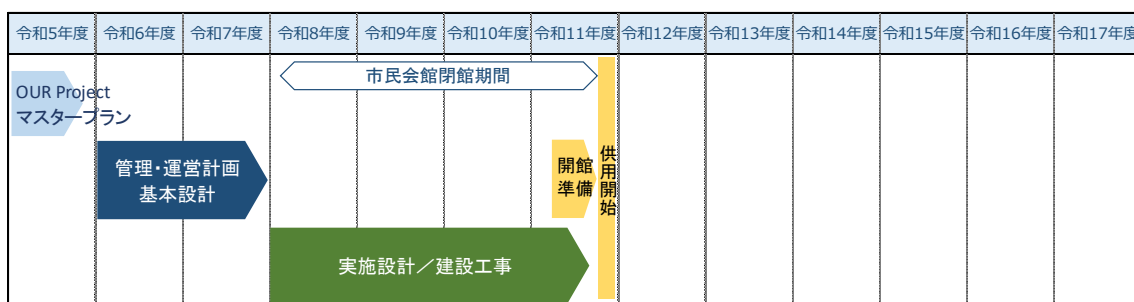
(2) 事業スケジュール

本プロジェクトにおける今後の事業スケジュールは、現段階では次のとおり想定しています。

工事期間等については、令和6年度及び令和7年度の管理・運営計画の策定及び基本設計の内容を踏まえ、令和8年度以降の実設計段階で精査し、令和11年度末の供用開始を目指します。

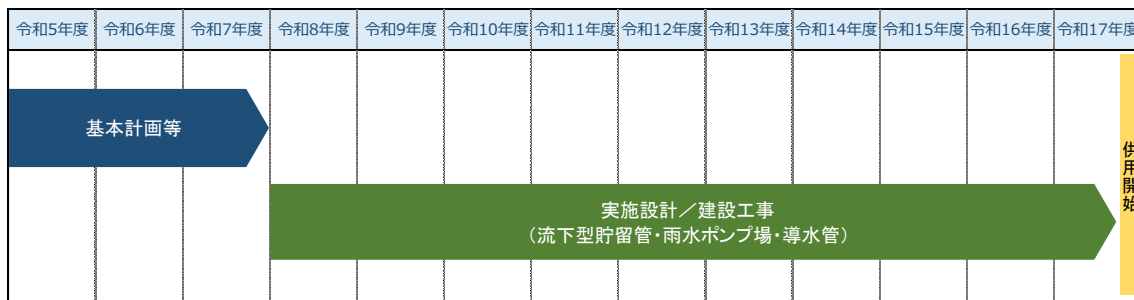
なお、隣接する奥田公園、奥田公園駐車場については、複合化する機能の規模及び内水浸水対策施設を含めた施設配置、ゾーニングにより、工事期間等に大きく影響することが想定されます。今後、本プロジェクトの進捗に合わせて、近隣住民や施設利用者等の関係者への十分な周知を図っていきます。

【想定整備スケジュール】



※スケジュールは、事業者選定、都市計画変更の手続き、及びその他の行政手続き等を含みます。

【（参考）内水浸水対策施設の概略整備スケジュール】



※スケジュールは、事業者選定、都市計画変更の手続き、及びその他の行政手続き等を含みます。

※内水浸水対策施設単体として官民連携手法（設計・施工一括発注方式（DB））を導入した場合を想定した標準的なスケジュールです。内水浸水対策施設に係る基本計画等については、基本的な諸条件の設計や事業手法の検討等を含みます。工事期間はシールド工法における立坑用地を新設する雨水ポンプ場用地とした場合で最長期間を想定しています。

参考資料

参考資料1 コンテンツリスト

参考資料2 生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン（基本編）

参考資料3 生活・文化拠点再整備事業シンポジウム及び OUR Talk-in(市民対話集会)開催概要

参考資料4 サウンディング型市場調査実施結果

参考資料5 生活・文化拠点再整備事業推進ミーティング実施結果

参考資料6 パブリックコメント実施結果

◆用語解説◆

参考資料1 コンテンツリスト

既存コンテンツ及び新規コンテンツについては、それぞれ下記の表のとおり整理しました。

なお、コンテンツ提供主体の欄における記載について、「市」は、市が直接主体となる場合又は市が業務委託等によって主体となる場合を示します。一方、「民間事業者」は、「市」と示す場合以外で広く民間組織が主体となる場合を示しています。

「既存コンテンツ」=青色 「新規コンテンツ」=緑色

No.1	市民オペラ	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統ある藤沢市民オペラの合唱やオーケストラとして参加する人が、プロの音楽家との共演という挑戦を通じ、自身のそれまでの取組を実践し、さらなる成長につなげていく。また、鑑賞という体験を通じ、合唱・オーケストラへの新たな参加者の獲得を図る。これらの取り組みによって、昭和48年から受け継がれて来た藤沢市民オペラを、本市独自の文化「ふじさわ文化」として継承し、発展させながら次世代へとつなげていく。 		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
市（公益財団法人藤沢市みらい創造財団補助事業として実施）		市（公益財団法人藤沢市みらい創造財団 補助事業として実施等を想定）

No.2	市民オペラ関連事業	
既存・新規の別		
新規		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民オペラ事業への関心を高めるため、市民オペラを知ってもらう・親しんでもらうための情報発信やイベント等を開催することで、新たな鑑賞者や合唱・オーケストラ参加者の獲得を目指す。 		
再整備後のコンテンツ提供主体		
民間事業者		

<u>No.3</u>	<u>ホール公演事業（一般）</u>
既存・新規の別	
<u>新規</u>	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ポップス、ジャズ、ロックやミュージカル・演劇等、幅広いジャンルによる公演を通じ、市内又は近隣からの誘客が見込めるような事業を対象とする。</u> ・ <u>「ホールで聴く、ホールで観る」というリアルな体験の場として、市民がホールに来て、音楽や舞台芸術に触れたい機会を提供する。</u> ・ <u>プロの演者等の質の高い文化芸術にも触れられる機会を提供する。</u> 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
<u>民間事業者</u>	

<u>No.4</u>	<u>ホール公演事業（伝統文化等）</u>
既存・新規の別	
<u>新規</u>	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>歌舞伎・落語といった若年層に馴染みの薄い事業をとりあげ、伝統文化等に触れられる機会を提供する。</u> ・ <u>伝統文化等の公演を通じ、市内又は近隣からの誘客が見込めるような事業を対象とする。</u> ・ <u>「ホールで聴く、ホールで観る」というリアルな体験の場として、市民がホールに来て、歌舞伎・落語等の舞台芸術に触れたい機会を提供する。</u> ・ <u>プロの演者等の質の高い文化芸術にも触れられる機会を提供する。</u> 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
<u>民間事業者</u>	

<u>No.5</u>	合唱コンクール
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校活動の発表の場として、本格的なホールを提供し、実践をしてもらうことで、複合化施設に対する愛着を育成し、また、将来の利用者・活動者としてつなげていくきっかけとする。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	市

<u>No.6</u>	プロ・一流との共演
既存・新規の別	
新規	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちにプロとの共演という貴重な体験を与え、その分野に対する関心を一層高め、活動者の育成につなげる。 ・ <u>子どもたちの関心を高めるために、ワークショップ形式の事業も行う。</u> ・ <u>子どもたちのレベルや年齢に応じた段階的な内容の共演機会を提供し、その後の活動者としての育成や施設利用等につなげる。</u> 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
民間事業者	

<u>No.7</u>	ふじさわ総合芸術祭
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広いジャンルでの発表の場を提供し、活動者の意欲の向上や継続的な活動につなげ、文化振興を図る。 ※現在は、「市展」として、美術・書道・写真・華道における市民発表の場として開催している。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市（公益財団法人藤沢市みらい創造財団補助事業として実施）	民間事業者

<u>No.8</u>	ギャラリー展示	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> 文化活動を行っている市民団体等の発表の場を提供し多くの人に見てもらえる環境を整備することで、活動者のモチベーション維持とともに新たな活動者を生み出す。また、美術館・博物館という施設がなくても、優れた美術品等を鑑賞できる場を提供し、市民の文化芸術への関心を一層高める。 		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
市		民間事業者

<u>No.9</u>	高校生を対象とした総合芸術展	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> 部活動等又はひとりで美術活動を行っている高校生に、展示・発表の機会を与えることで、文化芸術活動に対する意欲を高め、将来の活動者につなげる。 <p>※現在は、「高校美術展」として参加希望校を募り、生徒たちの美術作品発表を行っている。</p>		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
市		民間事業者

<u>No.10</u>	未就学～小（中）学生を対象とした美術展	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちに自身の自由な表現で描いてもらうことで、文化芸術への関心を高める。 <p>※現在は、「わたしのすきな絵本展」として未就学～小学生までを対象とした絵の公募展を行っている。</p>		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
市		民間事業者

No.11	アートスペース
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> 若手アーティストの活動を支援するとともに、市民等に美術作品の創作、展示、発表、鑑賞等の場を提供することにより、文化を通したまちづくりの推進と文化都市としての本市の魅力と、市民の文化芸術への関心を一層高める。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	民間事業者

No.12	図書館
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> 課題解決（調査、研究、学習など）等の目的を伴った利用ができる。 レファレンス機能を拡充する。 図書館資料をきっかけとして多方面へ事業（ワークショップ・セミナー・イベント等）を展開していくことによって、利用者の「体験」「実践」「挑戦」を支援する。 BDS・IC タグによる施設内自由持出、分散書架、ブックトラック（移動式書架）等により、図書館資料を媒介としてエリア全体をシームレスにつなげる図書館とする。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市（「NPO法人市民の図書館・ふじさわ」との随意契約による業務委託）	民間事業者

No.13	子ども図書館
既存・新規の別	
新規	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書作品をとおして、自然科学や生活全般等に関する「体験型施設」とすることや、藤沢にゆかりのある（地元作家などを想定）図書作品を施設の顔とすることなど、この再整備エリアに設置することの利点（他のカテゴリのコンテンツとの連携をできること）を活かしながら藤沢ならではの特色を持つ子ども図書館とする。 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
民間事業者	

No.14	歴史文化の展示・解説
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所蔵する資料を展示し公開活用することによって、郷土の歴史文化やこの地で生活していた人々の営みに対する学びを深め、郷土愛を醸成するとともに、文化財保護の意識を啓発する。 ・ 展示内容に関する解説、ギャラリートークを学芸員が行うことで、より深く理解することができ、郷土の歴史文化へのさらなる好奇心につなげる。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	市及び民間事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツの提供主体を「市」とするのは、市が業務で取り組んでいる調査、研究を市民へ還元する一環としての展示、解説を想定。（当該事業の実施は無料を基本とする。） ・ コンテンツの提供主体を「民間事業者」とするのは、市が実施する展示、解説以外の、市所蔵資料（浮世絵、高橋コレクションや、文化芸術課、文書館資料含む）の幅広い有効活用を想定。

No.15	<u>文書館資料の展示</u>
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>複合化のメリットを活かし、文書館資料と郷土歴史課が保有している民具や浮世絵などの資料と組み合わせて展示を行い、藤沢の歴史について、様々な側面から理解を深めるようにする。</u> ・ <u>展示を担当した学芸員や外部講師などのギャラリートークにより、展示物や展示の背景などについて、さらに理解を深めるようにする。</u> 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	市 <u>※展示の責任主体は市とするが、展示の企画や構成について民間事業者との協働を検討する。</u>

No.16	<u>歴史文化の体験ワークショップ・講演会</u>
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験やワークショップにおいて、郷土の歴史資料に関わりのある事物に触れることにより、一人一人の参加者に対し知的好奇心を刺激し、さらなる興味を喚起させることに加え、郷土の歴史文化を活用した教育普及を展開する。 ・ 講演会では、学術経験者などの外部講師による特別講座を開催することにより、展示・解説だけでは提供できないたくさんの知的欲求に応えていく。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	民間事業者

No.17	文書館資料を活用した講座
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> 古文書講座では、文書館資料を活用し古文書の読み方を学ぶだけでなく、古文書を通じて藤沢の歴史についても理解を深める機会を提供する。また、講座の際に古文書の原本を閲覧する機会を設け、文化財に触れ合う機会を提供する。 歴史講座では、外部講師を招き、藤沢の歴史について様々な側面から学習する機会を設け、藤沢の歴史に対する理解を深める機会を提供する。 子ども向け講座では、藤沢の歴史を学習するとともに、グループワークを通じてチームワークを学ぶ、学芸員の仕事を学ぶなど、多様な学びを提供する。 これらの講座を通じて、市民の歴史・文化に対する理解を深め、「郷土愛あふれる藤沢」を醸成する。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	市

No.18	文書館資料を活用した課題解決・レファレンス
既存・新規の別	
既存	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> 市民共有の財産である多くの歴史資料・行政資料を活用してレファレンスに対応することで、市民それぞれの課題解決（調査・研究・学習など）や、藤沢の歴史・文化等への理解や学び、市民活動を支援する。 図書館や市民資料室にある書籍等（二次資料）の閲覧から、文書館の古文書の原本（一次資料）の閲覧までワンストップでサービスを提供し、利用者の利便性を高める。 資料の閲覧・活用等による書籍の出版やテレビ番組の制作の成果として、歴史資料や藤沢の歴史が、世間に広く喧伝され、藤沢市の認知度の向上や歴史のある街として藤沢の価値が上がる効果がある。 	
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体
市	市

No.19	<u>青少年（子ども・若者）の居場所・活動</u>	
既存・新規の別		
<u>既存</u>		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>少子化や社会環境・ライフスタイルの変化により、子ども同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しているなかで、今の青少年のニーズにマッチした事業や活動を展開すると共に包摂性のある空間・場としての居場所を提供する。</u> ・ <u>青少年が、居たい・行きたいと思えることや、何かをすることを通じた居場所（活動）とそこにいることそのものの居場所、一人で過ごせることと誰かとコミュニケーションできること、チャレンジできることや大人に干渉されないことと安全で守られていることなど、青少年の求める活動や居場所には多面的な要素が含まれており、相互に矛盾するものも存在するが、多様なニーズを捉えた中で青少年の声を聴き、主体性を尊重しつつ、青少年にとって魅力のある活動や居場所づくりが必要とされている。</u> ・ <u>必ずしもこのための専用の居室を有する必要はないが、大人の干渉を受けず青少年が優先される活動、空間、時間帯等が明示されること及び青少年に対して適切な情報提供と必要に応じた助言・指導などの配慮を要する。</u> ・ <u>多様な選択肢の中から青少年が選択し、自らの活動・居場所に関わることができるようにする。また、武道、ダンスなどを通じて青少年の育成に携わっている団体に対して施設の提供や団体間の情報共有など支援する。</u> 		
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体	
<u>民間事業者（指定管理者）</u>	<u>民間事業者</u>	

<u>No.20</u>	子どもコンシェルジュ（青少年相談室）
既存・新規の別	
新規	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>青少年特有の悩みや抱える問題（親子関係、進路、勉学、いじめ等）に関する相談を受け、相談者の気持ちに寄り添って、子どもの最善の利益を考慮しつつ、相談者が自身の人生について自己決定ができるように相談者と一緒に解決策を考え、必要に応じて他の相談支援機関等に橋渡しをする。</u> ・ <u>市民会館等の施設及びコンテンツ等を用いて「やってみたいけど、どうやって始めるのかわからない」といった青少年のチャレンジしたい気持ちに対してコンシェルジュのように選択肢を提示し、本人にとってより良い選択をすることができるよう応援する。</u> 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
民間事業者	

<u>No.21</u>	<u>青少年への学習・生活支援</u>	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>学習したくても家庭では学習環境を整えることができない青少年に、学習に関する指導・アドバイスをを行い、自習ができる場を提供する。</u> ・ <u>夏休みなど長期休暇期間中の基本的な生活リズムを維持することを目的とした、日中活動を実施する。</u> 		
現在のコンテンツ提供主体	再整備後のコンテンツ提供主体	
民間事業者（指定管理者）	民間事業者	

No.22	青少年リーダースクール	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>青少年が仲間と共に活動を通して協調性や自主性、社会性などリーダーとしての素養を育み、将来、青少年活動でのリーダーとして活躍できるような人材を育成することを目的とした通年の事業として実施する。</u> ・ <u>青少年が様々な社会的活動を自主的に行っていくために必要となる知識・経験を得る「小・中・高校生リーダー研修」や、指導者として必要なことを学ぶ「リーダースクール（18歳以上）」により、青少年向け行事、キャンプ、イベント開催など、その企画から実施までを自分たちで考え、主体的に活動できる力を身につけていく。</u> ・ <u>リーダースクール（18歳以上）の修了生は、リーダーバンクのメンバーとして、リーダー研修やリーダースクール及び地域の青少年活動に参加・派遣できるようにすることで、子ども主体の青少年活動を促進する。</u> 		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
民間事業者（指定管理者）		市（公益財団法人藤沢市みらい創造財団へ委託）

No.23	青少年働き方セミナー	
既存・新規の別		
新規		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>就職することに限らず、起業なども含めて、多様な仕事や働き方・社会参加など、若者に夢の実現の仕方について学ぶ機会を常設で提供する。</u> ・ <u>特に、学校では学ぶ機会のない仕事や働き方に関して、興味のある高校生や大学生などの若者を対象に、必要な知識やノウハウを身に付けるセミナーを開催するなど、チャレンジしようとする若者を支援する。</u> ・ <u>複合施設ならではの特性を生かし、社会生活を営む上で困難を抱える若者の社会体験の場や関連する様々な仕事に関心のある青少年の職業体験の場が提供できるようコーディネートを行う。</u> 		
再整備後のコンテンツ提供主体		
民間事業者		

No.24	公益的な市民活動の推進	
既存・新規の別		
既存		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> 公益的な市民活動を行い、又は行おうとする団体・市民に対し、【市民活動に関する学習機会・相互交流の機会の提供】、【人材育成・ネットワーク化の推進】、【市民活動に関する相談及びコーディネート】など、自立化の支援や連携の促進等を行うことにより、暮らしの豊かさの実現を担う主体の形成、地域での合意形成等、市民主体のまちづくりの醸成に寄与する。また、多様化する地域課題に対し、市民活動団体がその解決に寄与できるよう、あらゆる支援、コーディネート、協働の推進を実施し、市民活動を通じて地域コミュニティの活性化を図る。 		
現在のコンテンツ提供主体		再整備後のコンテンツ提供主体
民間事業者（指定管理者）		民間事業者

No.25	トライアルパーク	
既存・新規の別		
新規		
コンテンツのねらい		
<ul style="list-style-type: none"> 公園やオープンスペースをはじめとした公共空間を積極的に活用して、市民、団体、地域コミュニティ、事業者などが、お試しの出店や教室、自主イベントなどを大小問わず実験的かつ容易にできる環境を整備し、やりたいことをサポートすることで、「実践」「挑戦」に対する支援をする。「チャレンジしたい人」や「これからを担う子どもたち」の可能性だけでなく、事業エリアや周辺のまちの可能性を拡げることにもつながる。また、公園利用者や近隣住民、複合施設利用者等の便益に資することもねらいとする。 		
再整備後のコンテンツ提供主体		
民間事業者		

No.26	建物壁面や屋上などの有効活用 (ウォールアート、デジタルサイネージなど)
既存・新規の別	
新規	
コンテンツのねらい	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水浸水対策施設の建屋は、デザイン性のない無機質なコンクリート構造の建物が建つと想定される。また、内水浸水対策施設に限らず余剰部分となる壁面や屋上などが多く生じることが想定される。これら建物壁面や屋上などを有効活用して、大規模なアート作品を作るなどの「体験」を創出することやデジタルサイネージを用いた市民活動、下水道事業等の PR、民間事業広告、芸術作品（デジタルアートなど）などの発信を行い事業エリア全体でシームレスにつなげる。 	
再整備後のコンテンツ提供主体	
民間事業者	

参考資料2 生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン（基本編）

＜OUR Project マスタープラン＞
生活・文化拠点再整備
アーバンデザインガイドライン
基本編

藤沢市

【目次】

Chapter 1 策定の目的等2
Chapter 2 対象エリアに求められる都市拠点のあり方・方向性と デザインコンセプト4
Chapter 3 周辺との関係性10
Chapter 4 対象エリアのデザイン方針14
Chapter 5 ガイドラインの活用等18
付属資料20

Chapter 1
策定の目的等

2

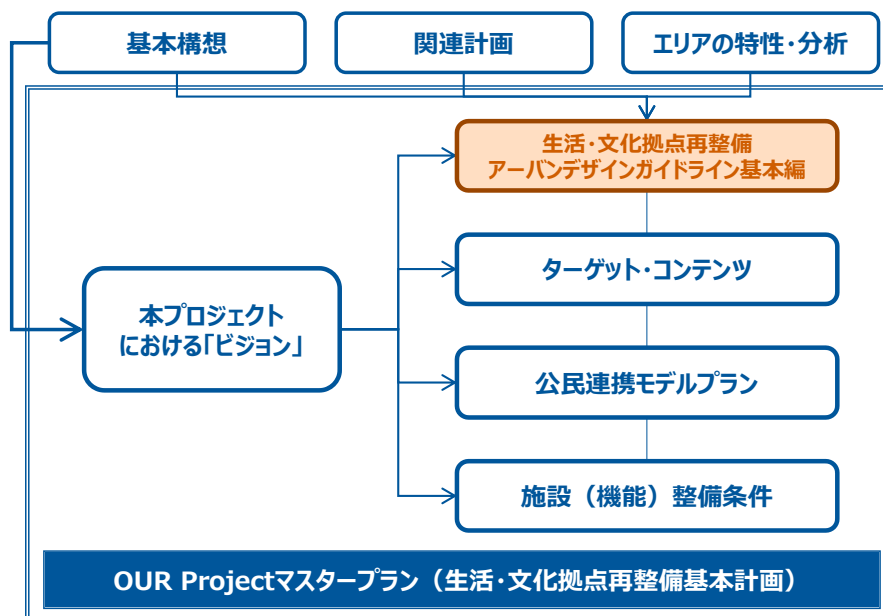
■ガイドライン(基本編)の概要・策定目的

- 生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン(基本編) (以下「本ガイドライン」という。) は、「藤沢市民会館等再整備基本構想」(以下「基本構想」という。) をもとに、望ましい都市拠点のあり方や整備において留意すべき基本的な事項をまとめたものです。
- 生活・文化拠点再整備事業 (以下「本プロジェクト」という。) においては、公民連携を軸とした事業手法の検討を進めており、本ガイドラインでは、民間事業者のアイデア、ノウハウを最大限引き出すため、具体的なゾーニングや整備基準を示さずに、留意すべきキーワードやエリアのデザイン方針等を主にまとめています。

■ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、OUR Projectマスタープラン※(生活・文化拠点再整備基本計画(以下「マスタープラン」という。))の一部として構成されるものです。策定に当たっては、基本構想における基本理念・基本方針、関連計画、エリアの特性・分析等を踏まえ、市民参画、事業者公募等の際のイメージ共有、事業提案に活用されることを期待します。

※ **OUR Project** : 「Okuda Urban Renovation Project」の略称



◆**ビジョン**…基本構想で定めた基本理念に基づき、本プロジェクトの実施によって「どのような未来を実現したいのか」を具体的に示すもの

◆**ターゲット**…本プロジェクトにおいて、集中的に投資する対象

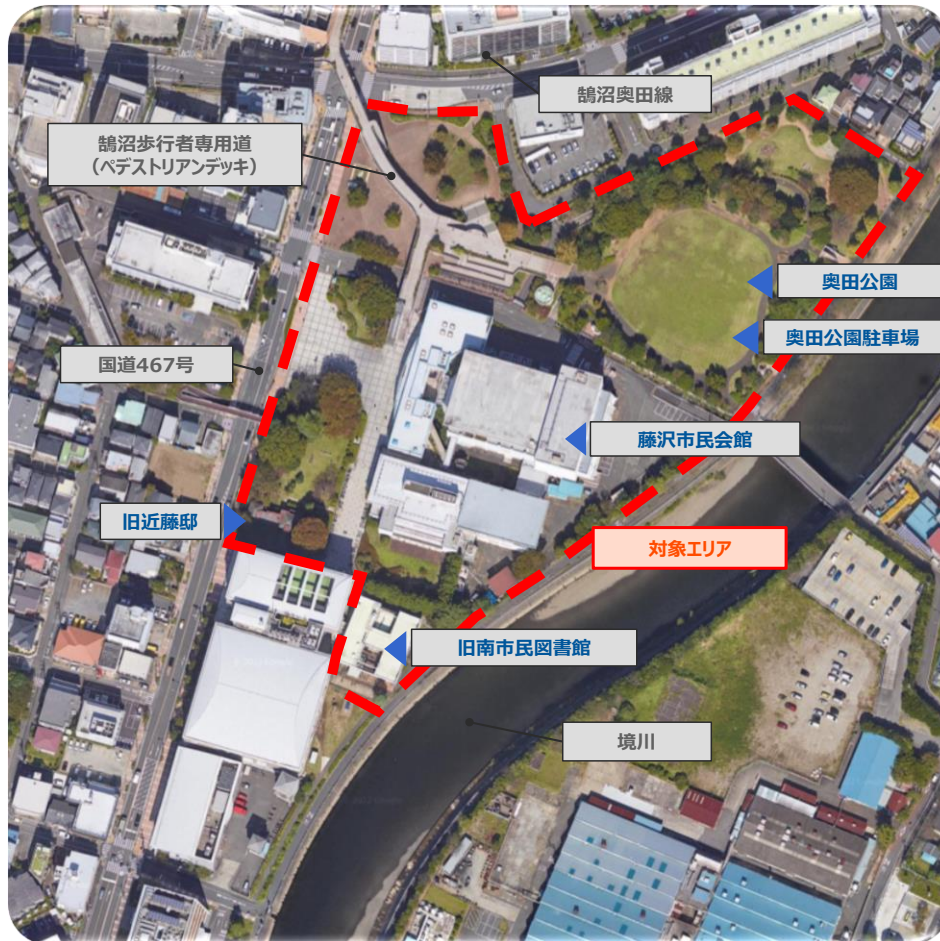
◆**コンテンツ**…ビジョンを実現するための個々の事業や取組等

Chapter 2

対象エリアに求められる都市拠点のあり方・方向性と
デザインコンセプト

■ ガイドラインの対象エリア

- 奥田公園を含めた「生活・文化拠点再整備事業地」を対象エリアとしています。なお、隣接する境川や国道467号、藤沢駅周辺との関係性など、周辺環境との関係性に着目した拠点の位置付けについてもまとめています。



※Googleマップデータをもとに藤沢市作成

地区計画	境川右岸鶴沼東地区地区計画
地域地区等	商業地域、準防火地域
建蔽率・容積率	建蔽率80%・容積率400%（地区計画により最高限度300%）
敷地面積	35,816.73㎡

■基本構想から抽出されるキーワード

- 基本構想においては、人々が集える開かれた場所の創出、周辺環境との調和やデザインの統一などを踏まえた都市空間の形成、それらを実現するための配置や動線、複合化のあり方等についてまとめています。

基本理念・基本方針

基本理念

「人々が集い、奏で、響きあう、
文化芸術の共創拠点」

基本方針

1. 文化芸術・知識との出会いの拠点
2. みんなの居場所となる拠点
3. 多くの機能が連携する拠点
4. 緑豊かで開かれた拠点
5. 安全安心を支える拠点

ゾーニングにおける基本的な考え方

基本理念・基本方針を踏まえた配置の考え方

1. 公園と複合施設の融合や、事業対象地内の一体性の確保
2. 周辺環境との融合や、拠点性の確保
3. 利用者の利便性の確保

キーワード

人が集まれる場所・滞留できる場所

シームレスな公共機能の配置

明快でわかりやすい動線

周辺環境との調和

デザインの統一と調和

公園と複合施設の一体性

開かれた施設

視認性のよい機能配置

駅からのアクセス性の向上

■再整備に関する関連計画から抽出されるキーワード

- 対象エリアとその周辺については、再整備に関する関連計画等において、都市拠点としての様々な役割が期待されています。

藤沢市都市マスタープラン

藤沢駅周辺地区再整備構想・基本計画

藤沢市立地適正化計画

藤沢市緑の基本計画

キーワード

シンボルとなる都市空間と景観の創造

周辺の活力維持・向上

水と緑のネットワーク

回遊性・駅からの歩行者ネットワーク

地区の文化の育成・充実・発信

次の時代(ニース)に対応した街

■エリアの特性・分析から導かれるキーワード

- 藤沢駅周辺を対象としたエリアの特性・分析の結果を踏まえ、各分野に対する対象エリアの役割等の位置付けをまとめています。

周辺人口

- ✓ 近年、人口増加が続いており、集合住宅の供給等により、新たな層の流入が見られる

キーワード

- 周辺住民の憩いの場
- 活動できる魅力ある場

開発等

- ✓ 藤沢駅南口においては、南口駅前広場の再整備、民間の再開発等の動きがある
- ✓ 一方で老朽化等による魅力低下・陳腐化等が見られる

南口の拠点づくりとの連動

- 駅周辺の適切な更新の誘導

商業・産業

- ✓ 商業、産業の中心的な役割を担っている
- ✓ 一方で駅利用者等の増加傾向に反して、商業販売額や回遊人口は減少している

中心市街地の魅力向上

- 回遊人口の増加

公園・緑地

- ✓ 奥田公園は、対象エリアにおける最大の緑地空間である
- ✓ 境川沿いにおいては、緑の軸線となる境川緑地が計画されている

都市公園としての機能強化

- 中心市街地に開かれた緑地の創出
- 境川沿いの公園・緑地の整備

利用者・歩行者

- ✓ 藤沢駅南口駅前広場の利用者数は一日あたり17万人であり、多様な年代、属性が利用している
- ✓ 平日における歩行者の増加、休日における歩行者数の減少がみられる
- ✓ バリアフリー等の対策が不十分である

駅利用者の回遊性の向上

- 歩行者等の生活・文化拠点への誘引
- インクルーシブな空間整備

防災等

- ✓ 対象エリアは洪水浸水想定区域に含まれており、対象エリアの周辺には内水浸水の可能性もある
- ✓ 避難施設としての役割を担っている

浸水対策機能の強化

- 防災性と機能性の両立

■対象エリアに求められる都市拠点のあり方・方向性

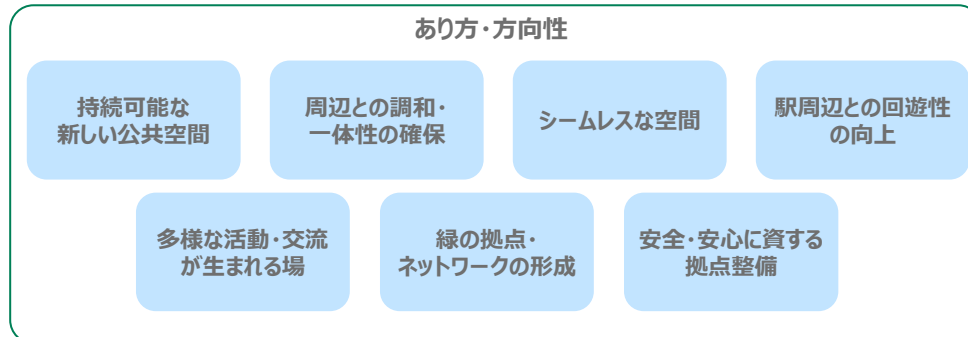
- 基本構想、関連計画、エリアの特性・分析等から導かれるキーワード、本プロジェクトのビジョン※から導かれる空間づくりをもとに、対象エリアに求められる都市拠点としてのあり方・方向性についてまとめています。

※本プロジェクトのビジョンの詳細については、OUR Projectマスタープラン「4.ビジョン・コンテンツ」を参照。



■対象エリアのデザインコンセプト

- 都市拠点のあり方・方向性をもとに、エリアのデザインコンセプトをまとめています。



デザインコンセプト

**新たなまちの・活動のシンボルとなる、
周辺に溶け込み、緑や人をつなぐ、シームレスな都市空間**

まち・活動のシンボル

- ・ 建築とランドスケープが一体となった特徴的で魅力ある都市空間の形成
- ・ 多様な活動が内外から見える、まちの新たな顔として、中心市街地から多くの人を誘引し、藤沢駅周辺の回遊性の向上に資する空間の創出
- ・ 時代のニーズに合わせた段階的な再投資、新陳代謝（可変性）を前提としたオープンエンドな空間の整備
- ・ 避難施設としての機能を確保し、浸水対策施設を含めた、安全・安心に資する施設の整備

周辺に溶け込む

- ・ エリア内外に豊かな歩行者動線を確保したウォークアブルな都市空間の形成
- ・ ペDESTリアンデッキによるアプローチのほか、オープンスペースを介して自然にアプローチできる、誰もが使いやすい開かれた空間の創出
- ・ 近隣住宅地や公共施設との関係性に配慮した周辺と調和した施設の整備

緑や人をつなぐ

- ・ 公園とその他のオープンスペースの一体化、施設の積極的な緑化等によるエリア周辺の貴重な緑の都市空間の形成
- ・ 様々な機能が融合し、公園等を媒介にシームレスに接続することにより、人が交わり、多様な活動が誘発される空間の創出
- ・ 新林公園との連続性の確保、境川沿いの緑地との一体化による新しい緑のネットワークの整備

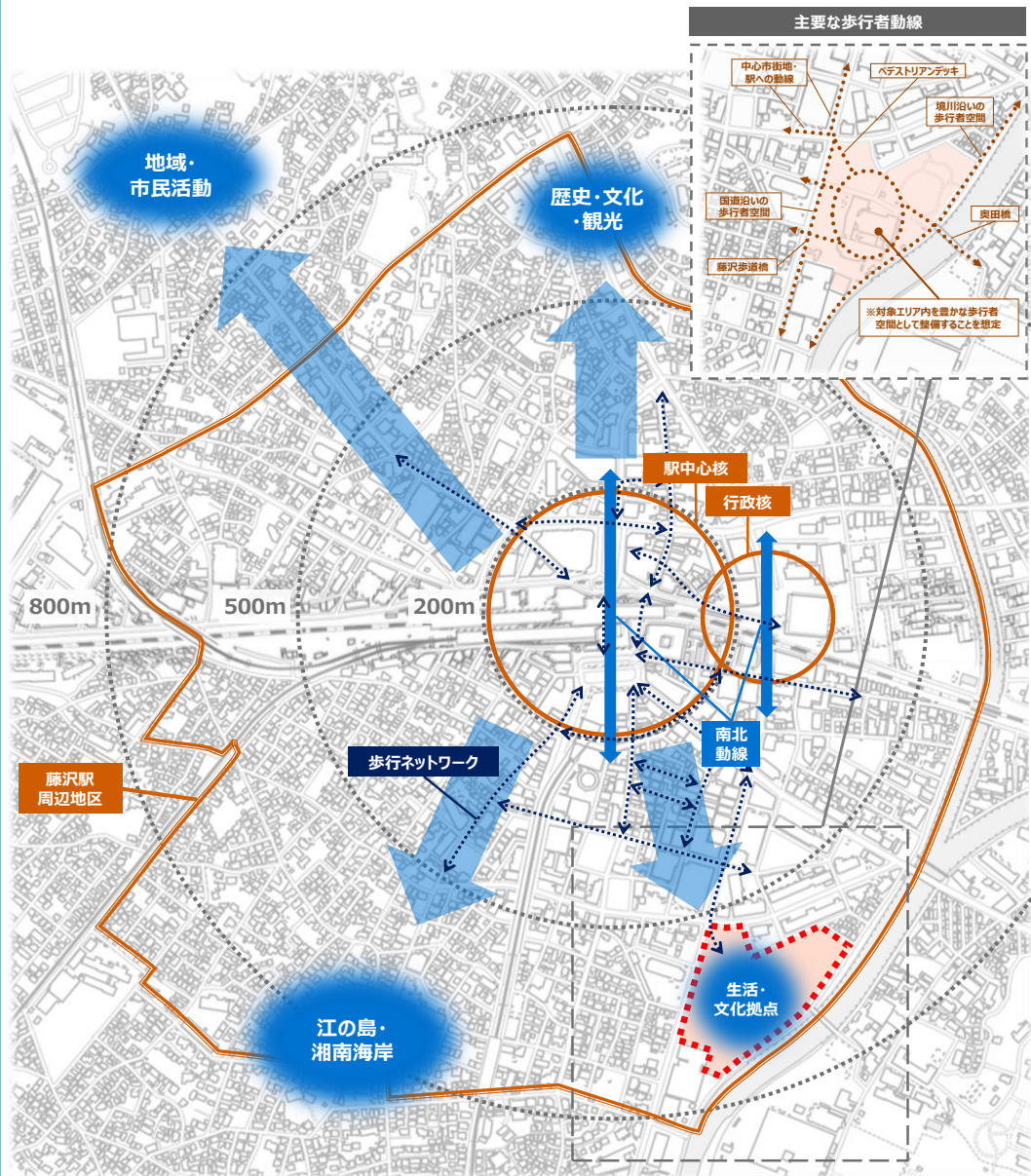
Chapter 3

周辺との関係性

10

■ 回遊動線・回遊軸との関係性

- 対象エリアを含む藤沢駅周辺地区は、都市マスタープランにおいて、「本市の都心及び広域交流拠点として、湘南の玄関口としての役割を高めながら、南北間の連携を強化した多機能回遊型の中心市街地をめざします」としています。
- 駅周辺との連携のほか、対象エリアの敷地内に豊かな歩行者空間を整備することにより、対象エリア周辺への回遊性の向上、ウォーカブルなまちづくりに貢献することが期待できます。



※国土地理院データをもとに藤沢市作成 11

■周辺エリアとの関係性

- 対象エリアの周辺は、中心市街地のほか、集合住宅エリア、戸建住宅エリアに隣接しています。また、境川を挟んで、新林公園と近接しています。再整備にあたっては、それぞれにエリアの特性を踏まえた計画が必要となります。

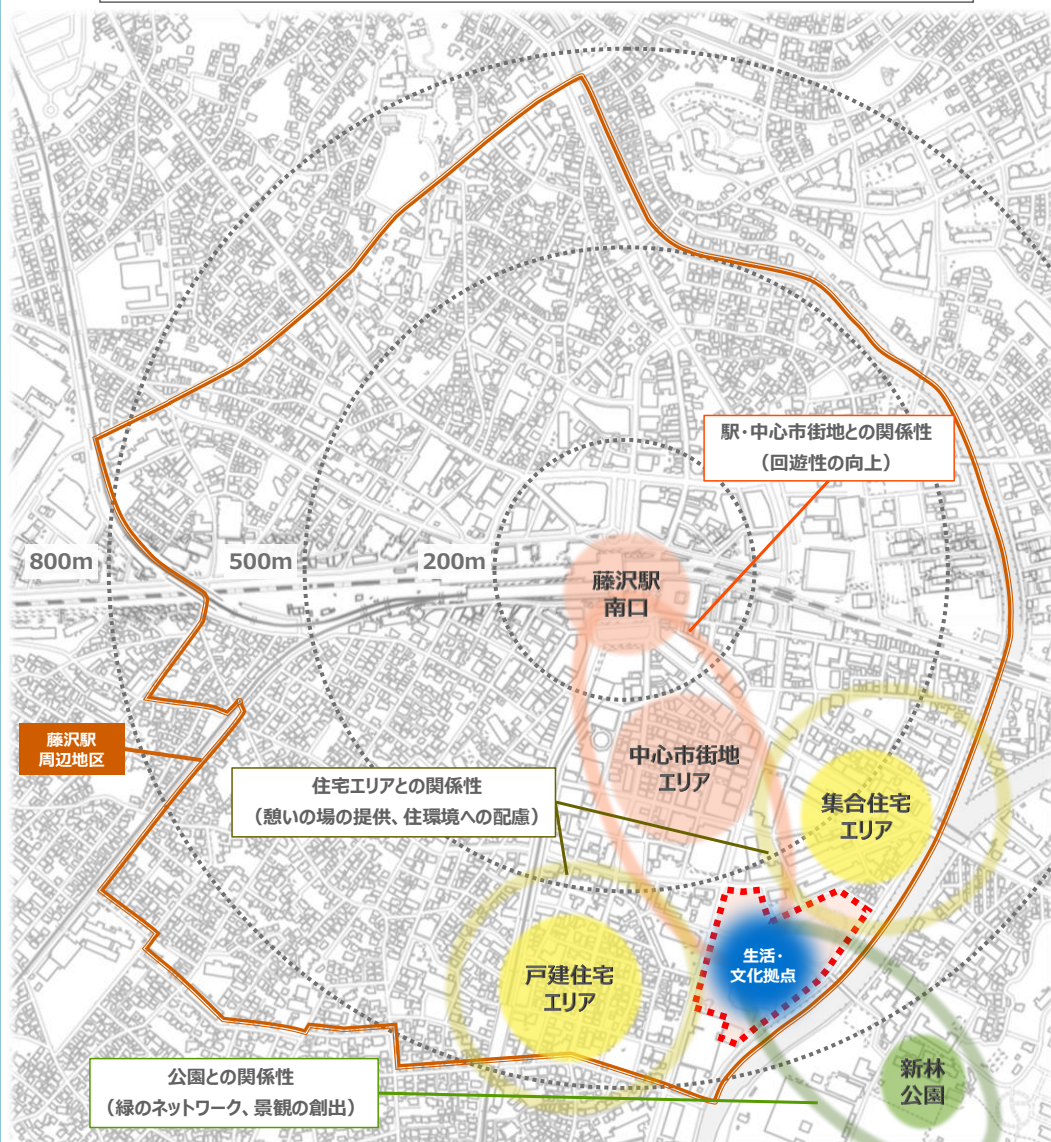
【藤沢駅周辺地区再整備構想・基本計画における位置づけ】

藤沢駅前：交通結節点の利便性を活かした地区の拠点となる市街地

中心市街地エリア：商業・サービス機能等による多様な土地利用が調和する複合市街地

集合住宅エリア：中高層住宅等による良好な住環境を形成する市街地

戸建住宅エリア：低層住宅等による良好な住環境を保全・形成する市街地

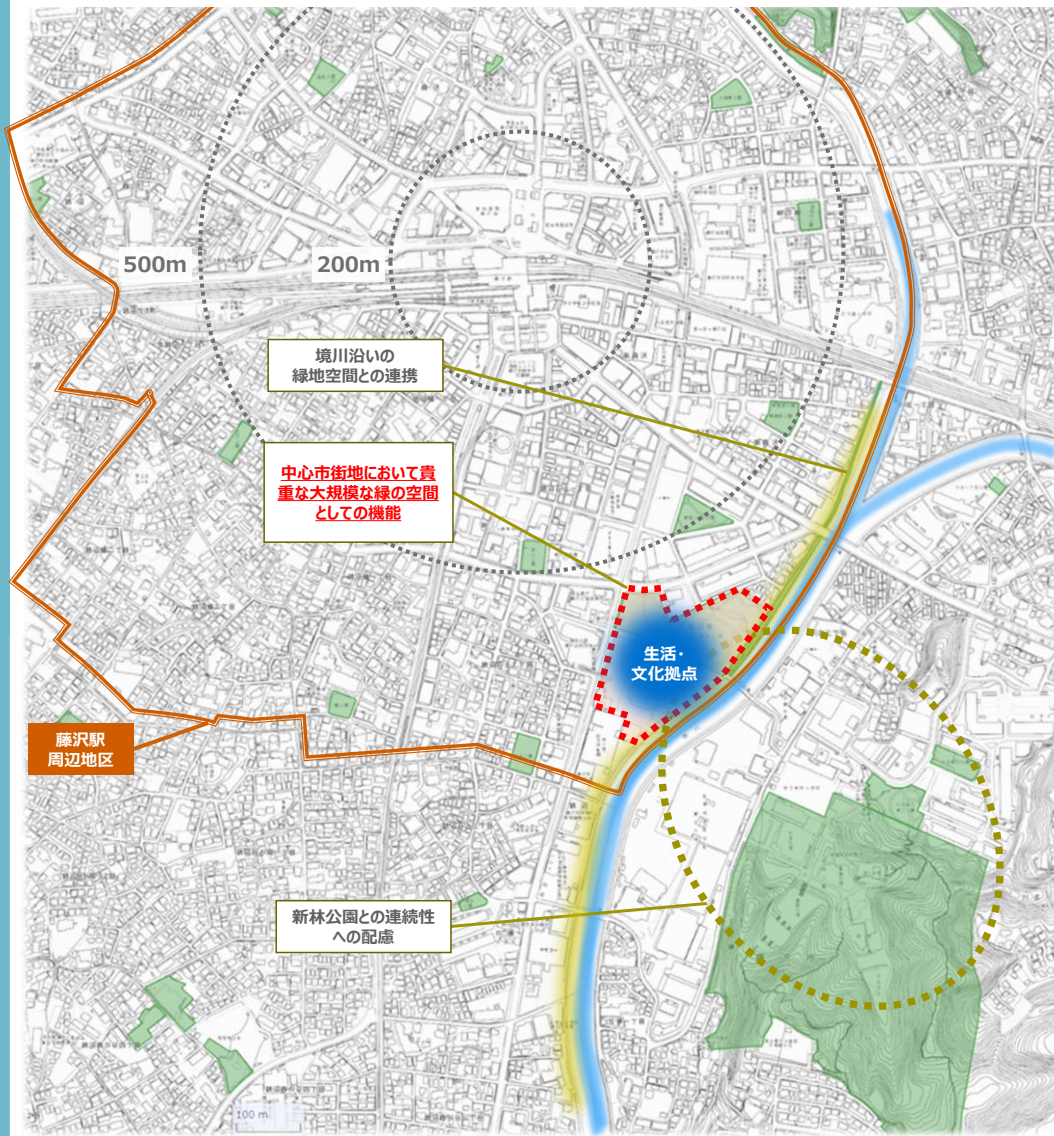


12

※国土地理院データをもとに藤沢市作成

■周辺の緑との関係性

- 対象エリア内において再整備する奥田公園は、藤沢駅周辺地区における最大の緑地であり、周辺の公園等と連携しながら、中心市街地における憩いや活動の場を創出することが求められます。また、対象エリアと境川沿いの緑道が連携し、緑豊かな歩行者空間を創出していくことも重要となります。
- 対象エリアの南東側に位置する新林公園は、周辺において貴重な大規模緑地であり、対象エリアとの連続性にも配慮する必要があります。また、対象エリア全体を緑豊かな空間として整備することにより、周辺における緑のネットワークの強化を図ることが求められます。



※藤沢市資料をもとに作成

13

Chapter 4

対象エリアのデザイン方針

■まち・活動のシンボルとしてのデザイン

① 魅力的な景観形成・眺望の活用

- 建築とオープンスペースが一体となったランドスケープにより、藤沢駅からの正面性だけでなく、国道沿い（西側）や境川沿い（東側）に対しても魅力のある景観形成に配慮する。
- 自然豊かな眺望を活かし、建物上部からの富士山（遠景）や、建物間やオープンスペースから、川を隔てた新林公園の緑地景観（中景）などが感じられるよう配慮する。

② 多様な活動・交流が生まれる空間の創出

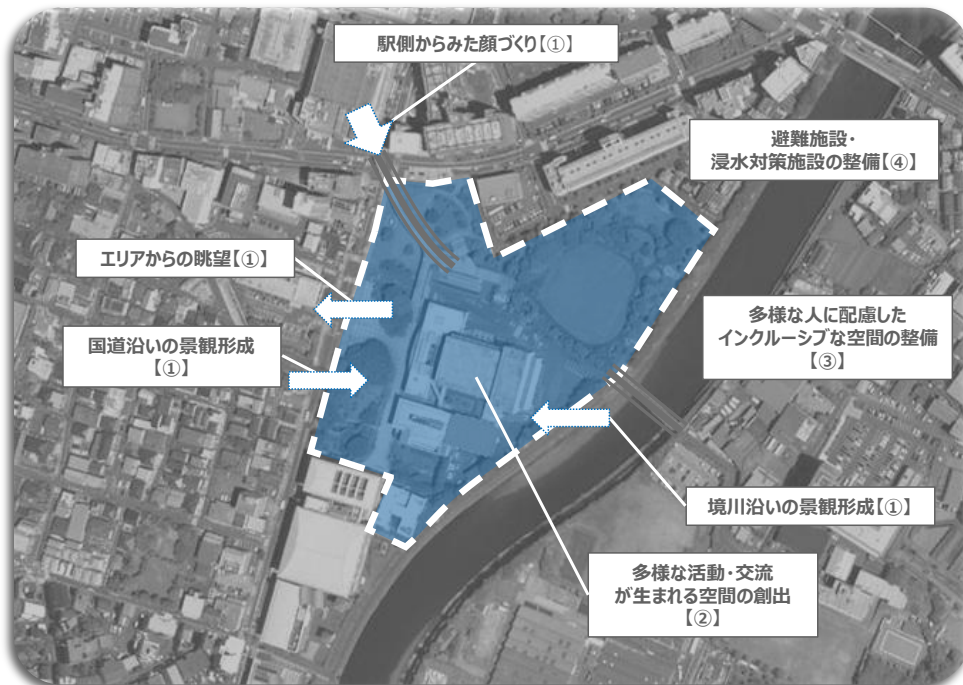
- 意匠によるシンボリックではなく、多様な活動・交流が生まれる「場」自体がエリアの象徴、まちのシンボルとなるよう、有機的な空間の創出、多様な機能の融合を図れるよう配慮する。
- 時代のニーズに合わせた方針転換等が図れるよう、段階的な再投資、新陳代謝を前提に、土地、建物等の利用の考え方やスペースに余白・可変性を残すなど、オープンエンドな空間の整備に配慮する。

③ 多様な人に配慮したインクルーシブな空間の整備

- 誰もが安心して対象エリアにアクセスし、滞在できるよう、エリア全体がインクルーシブな空間になるよう配慮する。また、建物やオープンスペース等の施設計画においては、ユーザビリティ（使いやすさ）の視点に配慮する。

④ 安全・安心に過ごせる拠点の整備

- 対象エリアの利用者及び周辺住民等が安全・安心を提供するため、避難施設としての機能、浸水対策の機能を確保するとともに、災害時の避難動線等に配慮する。



■周辺に溶け込むデザイン

① 歩行者動線の確保

- 対象エリア周囲からレベル差を感じずにアプローチできるようにするなど、利便性の高い歩行者動線の計画とし、対象エリア北西側及び西側から奥田橋側に抜ける歩行者動線については、施設利用者に限らず、日常的に利用できるよう配慮する。

② ウォーカブルな空間の創出

- 対象エリア全体をウォーカブルな都市空間とし、藤沢駅周辺との間での回遊構造の創出に寄与するよう、多様な歩行者が安全かつ快適に移動・滞留できるよう配慮する。

③ 周辺住宅地等への配慮

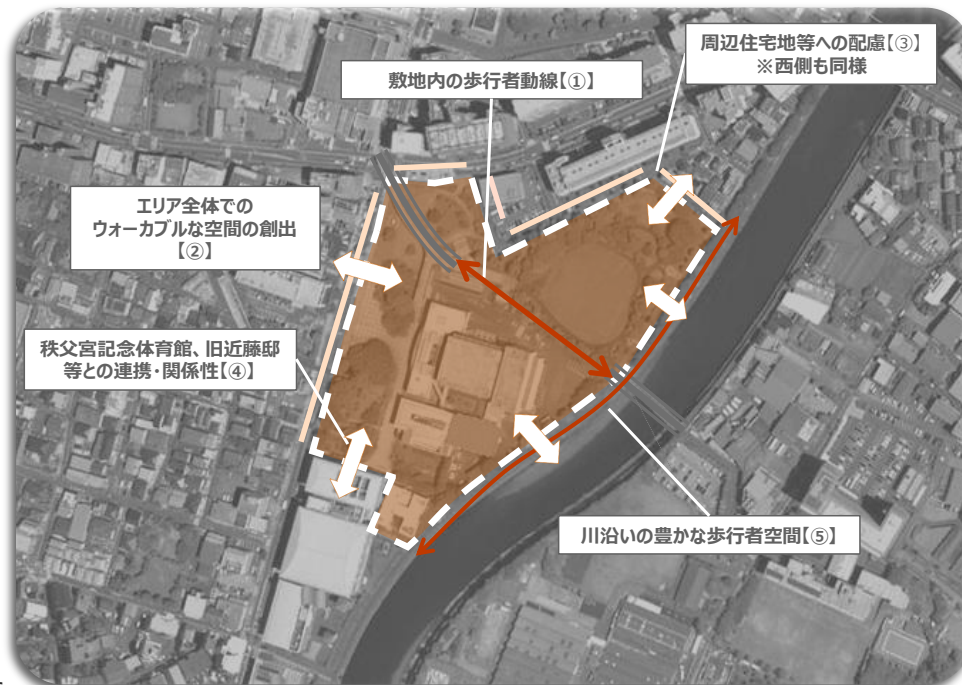
- 周辺住宅地に対する圧迫感や悪影響をあたえないよう、建物の配置や規模等に配慮する。また、周辺施設との関係性、対象エリア全体で統一したスカイライン等に配慮する。

④ 既存公共機能との関係性

- 対象エリア南側の秩父宮記念体育館等、既存公共施設との関係性（駐車場の配置、オープンスペースの一体的な利用、利用者動線の確保）等に配慮する。
- 利活用を想定する旧近藤邸は、国登録有形文化財として、歴史的な価値を活かすため、オープンスペースとの関係や建物の正面性等に配慮する。

⑤ 境川沿いの歩行者空間（歩道状空地等の活用）

- 境川沿いにおいては、対象エリアの内外を活用し、散策や活動等に利用可能な豊かな歩行者空間の確保に配慮する。



16

※国土地理院データをもとに藤沢市作成

■ 緑や人をつなぐデザイン

① 周辺エリアと連携した緑のネットワークの創出

- ・ 境川緑地との連続性を意識し、対象エリア内に新たにリニアな緑地を創出するとともに、貴重な緑地空間として、対象エリア全体で質の高い緑の確保に配慮する。
- ・ 新林公園等の周辺エリアとの緑とネットワークを形成するとともに、幹線道路沿い（国道側）を含めた対象エリア周囲への緑の創出についても配慮する。

② 複合機能とオープンスペースが一体となった緑のランドスケープの形成

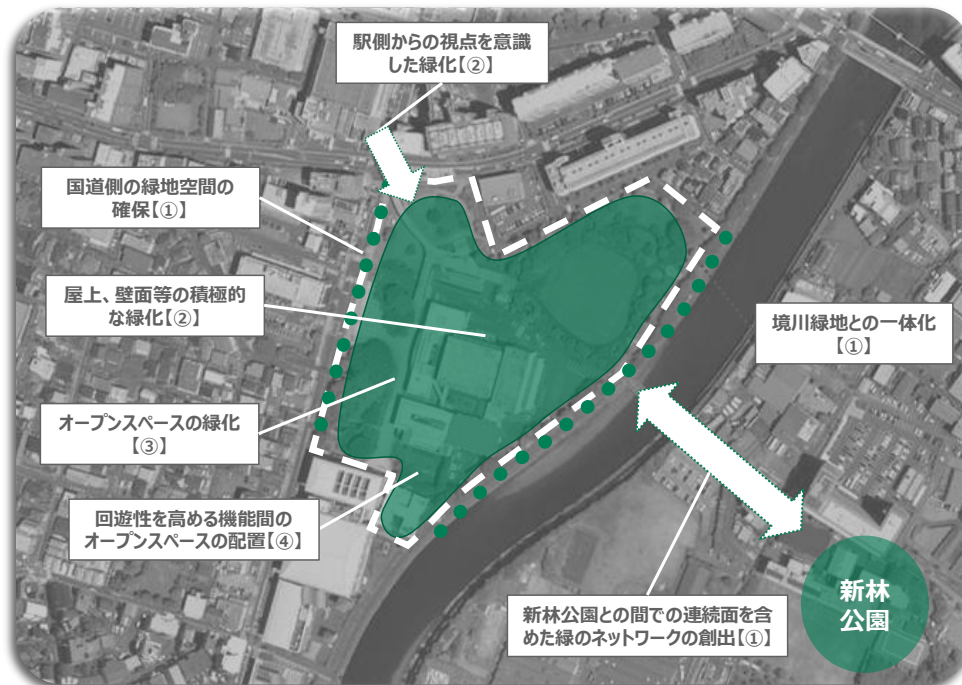
- ・ 高低差のある敷地であること、一定の建物ボリュームとなるホールや浸水対策施設が整備されることを踏まえ、敷地条件を活かした接地性の高い建築とし、屋上や壁面等への緑化に配慮する。
- ・ 緑を「育てる」視点を取り入れ、将来にわたって継続的に緑の量を確保するとともに、環境負荷の低減、減災の視点に配慮する。
- ・ 対象エリアの北西側（藤沢駅側）や西側から見た際に、反対側に見える新林公園と一体となった緑のシンボルとなるよう景観形成に配慮する。

③ 複合機能間のオープンスペースの積極的な緑化

- ・ 多様な活動・交流等に利用可能なオープンスペースについても、用途に支障のない範囲で積極的な緑化を図り、建物内外を含めて全体をシームレスにつなげるよう配慮する。

④ 複合化による活動・交流の促進

- ・ 複合機能を融合させるような建築空間とオープンスペースの配置計画とし、対象エリア内での回遊性、活動・交流の促進に配慮する。

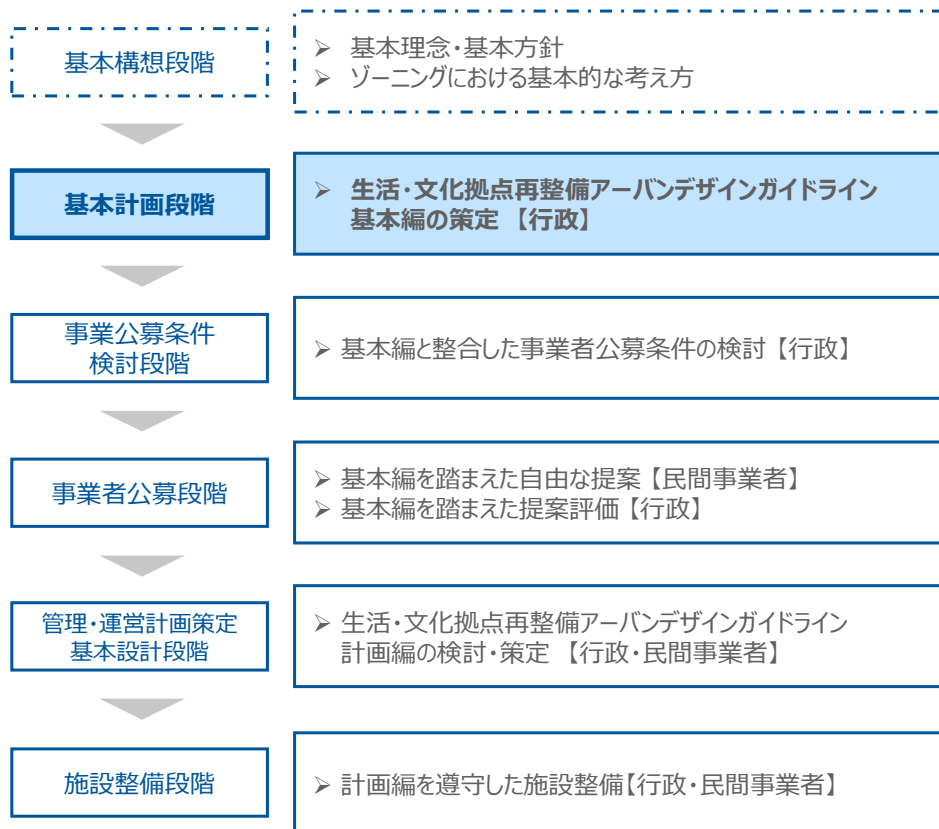


Chapter 5

ガイドラインの活用等

■ 事業の各段階でのガイドラインの活用

- 本ガイドラインに関しては、「基本編」としてマスタープランと合わせて、事業公募段階までの各段階で参照することにより、望ましい都市拠点のあり方や整備において留意すべき基本的事項を踏まえた計画となることを期待します。
- マスタープランに記載の事業手法及び事業スキームに基づき、管理・運営計画の策定及び基本設計段階において、「基本編」をベースに運営面等の視点を踏まえ、民間事業者とともに具体的なデザイン方針（サイン、色彩、バリアフリー等）を含めた「計画編」を検討・策定します。
策定した「計画編」については、初期整備の段階、供用開始後の再投資、新陳代謝に伴うハード整備の段階において、遵守すべきものとして位置付けます。



■ 民間施設を含めたエリア全体でのガイドラインの適用

- 本プロジェクトにおいては、公民連携を軸に事業手法の検討を進めており、民間事業者の提案によっては、公共機能だけではなく、民間施設が整備されることが想定されます。よりよい都市空間を整備する観点から、民間施設についても本ガイドラインを適用し、公共機能部分を含め、エリア全体で統一性を図ることとします。

付属資料

■ 委員名簿

委員長	いゆさき かつや 岩崎 克也	東海大学 教授
委員	にしだ まさのり 西田 正徳	東京農業大学 客員教授
委員	にわ なお 丹羽 菜生	中央大学研究開発機構 機構准教授
委員	ふくおか たかのり 福岡 孝則	東京農業大学 准教授

■ 開催概要

	開催日	議題
第1回	2022年（令和4年） 6月21日（火） 午後6時から	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン策定の目的について 生活・文化拠点整備事業の概要について 参考事例を踏まえたガイドラインの構成と検討スケジュールについて
第2回	2022年（令和4年） 7月12日（火） 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> 計画上の留意事項等について ガイドライン策定の方向性について
第3回	2022年（令和4年） 9月12日（月） 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> 公民連携モデルプランでの検討内容等について エリアの特徴（分析）について
第4回	2022年（令和4年） 12月6日（火） 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの骨子について
第5回	2023年（令和5年） 2月21日（火） 午後2時から	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの素案について
第6回	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン（案）のとりまとめについて
第7回	2023年（令和5年） 10月3日（火） 午後4時から	<ul style="list-style-type: none"> OUR Projectマスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）（素案）について 今後の事業推進について

＜OUR Project マスタープラン＞
生活・文化拠点再整備
アーバンデザインガイドライン
基本編

参考資料3 生活・文化拠点再整備事業シンポジウム及びOUR Talk-in(市民対話集会)開催概要

生活・文化拠点再整備事業シンポジウム開催概要

生活・文化拠点再整備における公民連携を軸とした検討プロセス等の共有を図るとともに、公民連携によるまちづくりの視点から、生活・文化拠点の未来像について市民とともに考えることを目的として開催しました。(参加者 103 人)

開催日程及びテーマ

開催日程	テーマ
2022 年（令和 4 年） 12 月 17 日（火） 場所：藤沢市民会館 第 1 展示集会ホール	<ul style="list-style-type: none"> 生活・文化拠点再整備の取組について 基調講演「公民連携による新しい公共空間のつくりかた」 株式会社オープン・エー代表取締役 馬場 正尊 氏 トークセッション「エリアの価値を高めるために」 株式会社オープン・エー代表取締役 馬場 正尊 氏 有限会社バツハ代表 幅 允孝 氏 藤沢市 副市長 和田 章義

OUR Talk-in(市民対話集会)開催概要

生活・文化拠点再整備事業の推進に当たり、市民の事業への理解を深めていただくことを目的として、市民対話集会（OUR Talk-in：Okuda Urban Renovation Talk-in）を開催しました。本事業におけるビジョンの実現に向けて、市民や施設を利用する市民とともに作り上げていける事業となるよう、「このエリアでなにができるか」、「このエリアで何をしたいか」を、参加者の皆様にお話しいただくことを中心とした、形式ばらない対話の場として、全 3 回にわたり開催しました。(参加者：計 39 人)

開催日程及び対話テーマ

開催日程	対話テーマ
第 1 回 2023 年（令和 5 年） 3 月 14 日（火） 場所：藤沢市役所本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 再整備の取組に関する共有について 私たちが「このエリアでなにができるか」、「このエリアでなにをしたいか」の共有について
第 2 回 2023 年（令和 5 年） 3 月 16 日（木） 場所：湘南台市民センター	
第 3 回 2023 年（令和 5 年） 3 月 18 日（土） 場所：藤沢市役所本庁舎	

※2023 年（令和 5 年）3 月 18 日（土）第 4 回は申し込み状況により、開催中止としました。

参考資料4 サウンディング型市場調査実施結果

目的

生活・文化拠点再整備事業における市の考え方を民間事業者の皆様幅広く知っていただくとともに、事業者公募時における要求水準書等で用いる、「コンテンツ」「与条件」を精査するための幅広いご意見をいただくことを目的として、サウンディング型市場調査を実施しました。

実施経過

サウンディング型市場調査の実施経過は次のとおりです。

日程及び内容

日程	内容
2022年（令和4年）12月21日（水）	実施の公表（ホームページ掲載）
2022年（令和4年）12月26日（月）	実施要領の公表（ホームページ掲載）
2022年（令和4年）12月26日（月）～ 2023年（令和5年）1月13日（金）まで	エントリーシート受付期間
2023年（令和5年）1月18日（水）	実施説明会 （場所：藤沢市民会館 小ホール）
2023年（令和5年）2月7日（火）～ 2023年（令和5年）3月14日（火）まで	個別対話 （1事業者あたり1時間程度実施）

参加事業者数

参加事業者の業種及び団体数

業種	団体数
企画・運営（文化施設）	7
企画・運営（ホール）	7
企画・運営（図書館）	5
企画・運営（公園）	2
維持管理	6
設計・建設	9
不動産	4
その他	2
計	42

個別対話の概要及び今後の方向性

(1) 事業手法について

- ① 本事業の実施に当たり、ビジョン、コンテンツから施設機能、運営方法等を導き出すものとします。また、供用開始後の運営を重視するため、全体運営検討及び基本設計の段階から供用開始後に運営を担う事業者が参画することが望ましいと考えており、これに対し様々なご意見・ご提案をいただきました。引き続き、供用開始後の運営を重視した事業手法を検討します。
- ② 供用開始後の施設について、効率的な維持管理を図るため、全体運営検討及び基本設計以降の適切な時期から維持管理事業者が参画することを検討します。
- ③ 全体運営検討及び基本設計の段階から供用開始後も含めた市民参画の手法を検討します。
- ④ すべてのコンテンツ提供に係る事業者を一括して募集することについて、複合機能が多岐に渡り、提供するコンテンツの一部に専門性があるため、グループ組成が困難であるとのご意見がありました。一方で、専門性があるコンテンツについても、複数の事業者が存在していることから、グループ組成は困難でないとのご意見もありました。そのほか、本事業の整備対象である既存施設における、現運営者の今後の関わり方について等、様々なご意見をいただきました。グループ組成に関することが本事業への参画の障壁とならないよう留意します。

(2) コンテンツ、民間収益施設について

- ① 本市が提示したコンテンツ（案）の実現可能性に関するご意見に加え、「エリア全般」や「芸術」に関するコンテンツを中心に、各事業者の皆様の実績に基づくご提案を多数いただきました。また、「ビジョンを実現するためのコンテンツ」として、藤沢独自のコンテンツやジャンル横断的な参加・体験型のコンテンツ、防災関連のコンテンツ等のご提案を多数いただきました。実施するコンテンツについて、内容を整理していくとともに、与条件等について検討します。
- ② 民間収益施設については、公共施設の利用者をターゲットとした利便施設の提案がありました。また、設置場所については公共施設内、奥田公園内、旧近藤邸等の提案がありました。ビジョン、コンテンツに対する相乗効果、市民の利便性に関すること等、本市が期待することや与条件等について検討します。

(3) 施設・設備等について

- ① ビジョン、コンテンツに基づき、施設規模、配置、設え、設備等について検討します。
- ② ホールについては、市民・団体の文化活動利用を軸に使い易さを最優先としながら、興行も成立しうる席数やホール構成について様々なご意見をいただきました。藤沢市民会館等再整備基本構想で示した考え方やビジョン、コンテンツに基づき、市民・団体の文化活動のために多用途に利用できる施設とすることを基本としてホール構成等与条件について検討します。
- ③ 各機能をシームレスにつなげることを前提に、提供するコンテンツ等に応じた空間を導き出すため、コンテンツの内容を整理していくとともに、与条件等について検討します。

(4) 施設・設備等について

- ① 内水浸水対策施設の整備については、複合施設と一括発注とするか否かについて見解が分かれま
した。それぞれの場合でメリット・デメリットがあるため、なるべく早期に配置を決定すること等を含め、
事業の一体性に留意した最適な手法を検討します。

参考資料5 生活・文化拠点再整備事業推進ミーティング実施結果

目的

本マスタープランの策定に当たり、本マスタープラン（素案）で示す、管理・運営のあり方や事業手法等に対する個別対話型の意見交換会として、生活・文化拠点再整備事業推進ミーティングを実施しました。

対象

関係団体の代表者やその関係者等

実施概要

- 諮問機関等

法、条例、その他規則等に基づき設置する諮問機関等を対象としました。

団体名	実施日時
図書館協議会	2023年（令和5年）8月30日（水）9:30～
アートスペース運営協議会	2023年（令和5年）9月22日（金）18:00～
市民活動推進委員会	2023年（令和5年）10月2日（月）18:00～
文書館運営委員会	2023年（令和5年）10月18日（水）14:00～
市民ギャラリー運営協議会	2023年（令和5年）11月30日（木）18:00～（予定）

- リード団体

本事業の対象となる各分野を先導する利用団体を対象としました。

団体名	実施日時
旧近藤邸を守る会	2023年（令和5年）10月14日（土）10:00～
藤沢青少年会館運営委員会及び構成団体の関係者	2023年（令和5年）10月17日（火）19:00～
高校生リーダーズスクール	2023年（令和5年）10月22日（日）13:00～
青少年育成委員会及び構成団体の関係者 藤沢市ボーイスカウト連絡協議会 藤沢市青少年活動リーダーバンク	2023年（令和5年）10月23日（月）18:30～

- その他関係団体

本事業と連携を図ることが想定される等の関係にある団体を対象としました。

団体名	実施日時
藤沢商工会議所 文化サービス業部会	2023年（令和5年）10月24日（火）15:00～

参考資料6 パブリックコメント実施結果

開催概要

パブリックコメントの意見募集の期間及び意見募集内容は次のとおりです。

意見募集期間	意見募集内容
2023年（令和5年）8月8日（火） ～ 2023年（令和5年）9月6日（水）	OUR Project マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）（素案）

実施結果のまとめ

提出者総数 77人

意見総数 210件

意見等の内訳

意見等の内訳

意見等の内訳	件数（件）
1. 事業概要に関する意見等	37
2. 本プロジェクトの進め方に関する意見等	19
3. ビジョン・コンテンツに関する意見等	57
4. 公民連携モデルプラン（管理・運営のあり方）に関する意見等	17
5. 施設整備条件に関する意見等	31
6. 事業手法に関する意見等	5
7. 今後の事業推進に関する意見等	4
8. その他の意見等	40
計	210

意見等の反映状況

意見等の反映状況

意見等の反映状況	件数（件）
① マスタープランに反映させる	44
② マスタープランに考え方が含まれている	70
③ 今後の取組の参考とする	53
④ その他（①～③に当てはまらないもの）	43
計	210

1. 事業概要に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	市民ギャラリー、アートスペース、常設展示室を複合化にする場合は、浮世絵館や収蔵庫などを含めた美術館に相当する施設としたい。	展示環境を充実し、さまざまな美術作品等の展示が行える施設として検討を進めてまいります。	③
2	市民会館は駅から離れているため、わかりにくい。新設する場合は、経路や行きやすさなど、工夫してほしい。	本プロジェクトでは、藤沢駅周辺との間での回遊構造の創出に寄与することが重要だと考えており、サイン表示の工夫や周辺の商店街等との連携等を図ってまいります。	③
3	事業対象地は、駅から遠く、奥田公園に複数の公共施設を集約することが、市民のやりたいことサポートになっているか疑問である。どうして駅から近い場所に建設するよう努力をしないか。奥田公園内にあるため、「憩いの場」にはなるかもしれないが、駅から遠く「気軽に立ち寄れる」「サードプレイス」とは言えない。	本プロジェクトは、市民会館及び旧南市民図書館の建て替えに合わせ、周辺の公共機能を複合化して奥田公園等と一体的に整備するもので、生活・文化拠点事業対象地として進めるものです。	④
4	建物計画の面から、集約を優先するあまり、それぞれの施設に必要な機能が確保できず、中途半端になるリスクがある。複合化により、動線が複雑になり、わかりにくく、使い勝手の悪い建物になるリスクが大きく、建設コストも莫大になってしまう。	本プロジェクトにおけるビジョンを実現するため、ヒト・モノ・コトをシームレスに、初期整備はビジョン・コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとして進めてまいります。	④
5	複合化する機能について、一ヶ所に集中しなければならぬか疑問を感じる。一般的に建築費、管理費の出費が少なくなくて済むとは聞いているが、2～3ヶ所に分離することで、アクセス性の向上、通過する利用者の利便性、商店等の施設の収益性の向上が見込まれることが考えられるのではないかと。	「藤沢市公共施設再整備基本方針」において、将来にわたって必要な行政サービスを維持するため、複合化により市が保有する施設数を縮減することを基本的な考え方としており、複合化による相乗効果や効率的で質の高い公共サービスの提供に資するものと考えております。また、本プロジェクトの実施により、藤沢駅周辺との間での回遊構造の創出に寄与することが重要だと考えており、サイン表示の工夫や周辺の商店街等との連携等を図ってまいります。	③
6	再整備計画の中に作品の収蔵施設の建設をお願いしたい。市は、たくさんの地域に埋もれた優れた作品（文化財）を収集・保存して地域の特色を後世に繋いでいくことが大切な務めと考えていると思います。かつて多くの文化人や作家が住居を構え、文学や美術その他多くの作品が生まれた地であることを、地域の特色として伝承してほしいものです。それは藤沢在住の若い人達の誇りや励みにもなるでしょう。	複合化する既存施設（機能）で示すとおり、美術作品等の展示等の場を提供することを目的としており、収蔵施設を整備するものではありませんが、展示等に必要ない時保管場所等のバックヤードは必要であると考えております。	④
7	多数の機能を1箇所に集約することが、藤沢市全体の発展を妨げることにならないか、リスク分散の観点からも心配です。	「藤沢市公共施設再整備基本方針」において、将来にわたって必要な行政サービスを維持するため、複合化により市が保有する施設数を縮減することを基本的な考え方としており、複合化による相乗効果や効率的で質の高い公共サービスの提供に資するものと考えております。	④
8	市は管理・運営者の選定、併せて基本設計を今年度以降行おうとしています。先ず、最初に行なうべきは複合化する既存施設を市民の要望を聞き、市議会にもはかり決定し、その後管理・運営者、基本設計者の選定へと進むべきだと思います。拙速は不可、複合化ありきの姿勢は誤りです。	本プロジェクトの推進に当たっては、複合化する施設（機能）等を藤沢市民会館等再整備基本構想において整理し、事業手法等については本マスタープランにて方針を決定してまいります。これらについては、市議会への報告のほか、パブリックコメント等においてご意見を伺っております。	④

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
9	南市民図書館が複合化される事は今までと同じ敷地にありますから当然かと思われます。機能集約・施設数の縮減とありますが、施設を複合化すると建物は高層になると考えられます。現在の市民会館の景色は一変してしまふ。生活・文化拠点再整備とは、私達の生活するなかで、文化又は芸術にかかわる事がとても大事だと思います。ギャラリー・展示室も必要です。現在のギャラリーでも作品鑑賞を楽しむことはできますが、本来は美術館があれば、一番うれしい喜びです。新しい市民会館ができる事が本当に楽しみです。現在ホールは座席・階段・トイレ等問題があると思います。私達の希望を受けてもらえたら、親子ですばらしい作品に出会うことができます。市民オペラも毎回すばらしい舞台で、藤沢の自慢できる作品です。ぜひ、だれでも安心して観ることができる施設にしたいと思っています。経費・節減を優先せず、市民の声を聴く事はむずかしいですか。複合化にして市民会館としての大事な役割が萎縮する事のない様にしてほしいと思います。	本プロジェクトにおけるビジョンを実現するため、ヒト・モノ・コトをシームレスに、初期整備はビジョン・コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとして進めてまいります。今後、管理・運営の検討及び基本設計においては「生活・文化拠点再整備アーバンデザインガイドライン」に基づき、エリアデザインを行ってまいります。	④
10	文書館を文化施設の再整備とまとめて整備するのは大きな間違いであると考えます。	現在の文書館施設が老朽化しているため、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、公共施設の機能集約・複合化のため移転するものになります。組織の解体や施設そのものがなくなる予定はございません。	②
11	文書館が、新しい建物に入ることについては問題ないと思いますが、機能・運営面できちんと他組織と区別されることが重要だと考える。		
12	公文書の保存管理・閲覧利用といった最も重要で市が誇るべき機能が、再整備によって失われることは避けるべきです。		
13	市が市行政の根拠を示す文書を収集・選別・管理・保存・公開する文書館を市の基幹組織としてこのマスタープランから外されることを願います。		
14	文書館が解体予定であるかのように見え、文書館は廃止されるのではないかと不安に思う。		
15	文書館の存在やその名称を消滅させるような再整備が実施されるとすれば、これは藤沢市側の不見識と無知の象徴となり、藤沢市民にとっては大きな恥となる。		
16	現行の文書館がどのように継承されるのかが不透明です。文書館の民間資料を中心とする資料提供・普及機能と、図書館の地域資料・行政資料提供機能及び郷土歴史課が担当する歴史資料の展示機能などと機能複合させ、新たな機能創出を企図していると読み取れますが、これは「藤沢市文書館」の維持を前提とする機能複合なのか？それとも、一旦「藤沢市文書館」を解体した上で新たな機能複合施設の整備を目指すのか？当局の現状認識を教えてください。		
17	「藤沢市文書館」の名前は残していただきたい。		
18	文書館が、今複合化せねばならないのか納得いく説明はありません。		
19	単独で機能している公文書館を他施設と融合させ複合館とすることにはやや躊躇を覚えます。		
20	場所がないため貴重な公文書の廃棄事件が相継ぎます。公文書館の存続は不可欠です。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
21	すでに存在、機能している行政施設としての文書館（これから作るということではないのですから）を新施設に統合していく必要はないでしょう。	現在の文書館施設が老朽化しているため、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、公共施設の機能集約・複合化のため移転するものになります。組織の解体や施設そのものがなくなる予定はございません。	②
22	素案のように文書館の存在やその名称を消滅させるような再整備は必要ないと考えます。		
23	文書館は市民の誇りであるのに、今回の再整備計画のため、その存在が消えてしまうのは容認できません！		
24	市において、公文書館の現在の機能が少なくとも維持され、さらにその機能強化がなされることを祈り、期待しております。		
25	文書館が持つ必須機能を一部ずつ分けたり、類似施設の類似機能と統合すると、市の公共機関が持つべきミッションと特色ある事業が分れてできなくなります。市の歴史的文化的あゆみを表す公文書や地域資料は、地味で見栄えはよくないかもしれませんが、市を取り巻く地域のアイデンティティを証明するための他にない記録情報資源です。もともと利用者にとって、文書館がやる仕事とは、文書館固有の機能で、文書館に足を運んだら市の行政のあゆみがわかる公文書も、地域の生活や文化が読み取れる古文書も、各種講座や子ども向けのイベントも開催されるといった安心感が奪われないことを祈ります。		
26	アーカイブを収めた文書館という施設は、文化施設ではありません。	文書館は1987年（昭和62年）成立の「公文書館法」に先駆けて設置されておりますが、同法に基づく「公文書館」であり、ご指摘のように社会教育法に基づく博物館や図書館とは趣旨が異なるものと考えております。	②
27	公文書は市民のアイデンティティを保証するという意味で、民主主義の根幹であるべきなのです。決して文化施設ではないのです。確かに文書館は市史編纂室を母体として設立されたが、地方文書（じかたもんじょ）も所属している。この地方の文書は当時の公文書ですから文書館が保存するのは当然です。文化施設ではないのです。		
28	マスタープランが「生活・文化拠点再整備」を主眼としたものであって、文書館の位置づけは「生活・文化拠点」となっている。文書館は図書館の延長にあるものではなく、市長部局の延長にあるという文書館の基本原則が失われそうところが非常に不安です。		
29	そもそも、文書館とは行政施設に位置付けられるべきであり、文化施設と混同してはならない。		
30	「Our Projectマスタープラン(素案)」を拝見しますと、対象施設に文書館が含まれております。しかし再整備後の同館の性格については不明確です。		
31	文書館は、文化施設としての位置づけだけではなく、行政のための施設でもあるという認識の元で、施設の在り方をきちんと考えてほしい。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
32	基本理念及び基本計画策定経緯において、文書館を複合化施設に想定しているにもかかわらず、対象事業として現状分析しておらず、上位計画及び法令として、公文書館法、公文書管理法などの関係法令を検討していないため、文書館の機能を把握しておらず、その専門性や位置付けが理解されていない。	文書館は1987年（昭和62年）成立の「公文書館法」に先駆けて設置されておりますが、同法に基づく「公文書館」であり、ご指摘のように社会教育法に基づく博物館や図書館とは趣旨が異なるものと考えております。	②
33	市の市民社会の過去、現在、未来をつなぐプラットフォームとして、また生活・文化の拠点として、図書館・文書館などを統合化することを企画されたのは時代に適うことである。	文書館と図書館の複合化のメリットとして、レファレンスにおいて図書から古文書までワンストップで提供できるサービスが期待できます。現在は窓口が異なり、対応できなかった部分も、一つの窓口で対応できるものと考えております。なお、古文書の閲覧については、学芸員やアーキビストが対応にあたることを想定しております。その点について、具体的な記載がなかったため、修正いたしました。	①
34	マスタープランでは、文書館とは「歴史・行政情報の提供」、「古文書等、地域記録史料の保存継承」、「本市の歴史を知るための事業の実施」、「行政文書の管理・保存」を担う施設と理解し、複合化による相乗効果が見込まれるとされます。でもそこにはどういったメリットがあるのでしょうか？		
35	今回のマスタープランのなかで、文書館のコンテンツとして「14歴史文化の展示・解説（文書館）」「歴史文化の体験ワークショップ・講演会（文書館）」とあります。もちろんこの機能が付与されることも必要ですが、博物館機能との差別化が出来るかどうか。	文書館と常設展示室との複合化のメリットとして、藤沢市の歴史について文書館資料と民俗、浮世絵などの資料を組み合わせて展示できることが挙げられます。その点について、具体的な記載がなかったため、修正いたしました。	①
36	文書館と常設展示室も博物館施設機能をあわせもつことで、市民の郷土理解、アイデンティティ醸成に寄与することができる場所となると思われます。それらの施設は郷土を理解したり、市民と郷土との結びつきや地域共同体をつなぐ接点となりえる場所であるため、ぜひ施設の充実と活用をいただければと思っております。		
37	複合化対象施設の縮小について、市民会館等再整備に関し、市民会館の建て替え（大・小ホール）、南市民図書館の建て替えがあり、これに加え市民ギャラリー（美術館）、アートスペース、文書館、常設展示室（博物館）を併設、設置する。奥田公園を除けば、市民会館等の設置に使用できる施設は5、400坪程度であり、複合化する対象から、青少年会館、市民活動推進センター、生涯学習室は除外した方がよいと考えます。	複合化する施設（機能）は、藤沢市民会館等再整備基本構想に示しているとおり、「市民や利用者等が望む機能」、「市民会館や南市民図書館等の文化施設が集積されるエリアでのマッチング」、「機能集約による利便性の向上」、「生活・文化拠点エリア全体で創出可能な効果」、「財政負担の縮減」等の観点を踏まえ決定しております。	④

2. 本プロジェクトの進め方に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	市民と一緒に参加できる仕組みを教えてください。 市民が置き去りにならないように、どのように進んでいるのかわかるような仕組みにしてください。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	②
2	市民のための施設になるよう、計画や運営に市民が関わる事が出来るよう計画してください。		
3	複合化により、各コンテンツが協働できる仕掛けや融合できる活動場所を擁する施設として計画が進んできたと期待していた。多くの市民が新たな藤沢の文化に触れる、参画することのできる拠点となることを切に願う。		
4	市民会館を対象とした市民と民間企業との協働について、きちんと公共性が保証されるのでしょうか。 市民参画がどうあるべきかの議論が、それを主管する民間企業を選んでからとなることわかり、とても不安と問題を感じます。地域に根付く責任のある公共性は、民間企業のみでは継続実現が難しく、藤沢市としてどのように作っていき支えていけるのかということ、市民と一緒に考えていくことが必要ではないでしょうか。また、議員の方々に商業性や経済面の意見が多いことも心配です。 新しく建て替えられきつと50年以上使われる市民会館が市民にとって、身近な存在にあって使いやすい施設になることを心から願います。		
5	市民のための施設になるよう、計画や運営段階において、市民が関わる事ができるような計画策定をお願いします。 経済も大切ですが、まずは、市民が豊かになるための施設であって欲しい。		
6	整備の話合いに市民が参加できる仕組みと、どのように進んでいるのか市民にわかるようにしてください。		
7	この事業が公共施設であり、誰のために機能するものなのか、今一度きちんと定義していただきたいと思います。 市民が「生活・文化拠点を育てるプレイヤー」とありますが、「拠点を育てる」の意味が分かりません。育つのは「市民」だと思います。公共施設、公共の場である以上、市民ひとりひとり誰も取り残されること無く、豊かな人間性を育み生活していけるようになるために機能させることが大切ですし、この施設の中心になる、文化芸術にはその役割を果たせる力があります。市民ひとりひとりの、あるいは家族や地域が抱える、生き辛さや課題を明らかにし、それをどう解決しながら人間的に豊かな街を創ってゆくか、それを市民同士、そして行政、企業、専門家、議員と共に話し合い、知恵を出し合い、理想を語り合えるような、信頼関係を構築できる「市民参画」「公民連携」であって欲しいと願います。		
8	私たち自身がこの事業にどのように関わっていくことができるのかということも広く知れ渡ると良いなと思います。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
9	市民が心豊かに暮らせるための事業であってほしい。管理運営、設計施工と、この事業によって市がどんな施設にしたいのかということがとても重要と考えます。しかし、市が何をどう考えているのかということが明確になっていないのがとても気になります。行政側も明確になっていないところに加え、議会でも、市民が豊かになることよりも収益・集客ばかりを訴える議員がいることに、残念な気持ちです。収益は大事です。250億円以上の予算がつぎ込まれる事業です。まずは市民にとって有益なもの、市民が豊かになるものそして、文化によって平和な藤沢市となっていくことを望みます。そのためにも、もっと市民にこの事業を知らせる手立てを実行し、市民と一緒に計画・運営にも携われる仕組みを作りたいです。公民連携は、市民も含まれるということを市民対話集会で学びました。ぜひお願いします。市が、現時点で考えている公民連携は企業の力を借りることのように見受けられますが、その企業へのチェック機能のようなものを確立し、いつでも透明性をもって開示してほしい。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。 また、プロジェクトの進捗に応じて検討状況等を公表していくほか、供用開始後の管理・運営状況はモニタリング等を実施し適切に評価・公表してまいります。	②
10	プロジェクトの進め方について、民間のノウハウ・アイデアの取り入れを強調するなら具体的なイメージを示してほしい。行政・民間事業者・市民の三者連携の意義に異論はないが、全体のトーンとして「民間のノウハウ・アイデア」の取り入れが問題の解決策のように強調されているのは、またかという印象をもたざるを得ません。特に、「市民や団体、地域コミュニティなどを民間事業者がサポートする仕組みを構築します。」について、一般論でなく、コンテンツ等で具体的なイメージを示してほしい。	事業者の公募に向けて、引き続きコンテンツの詳細や施設の整備条件等を整理してまいります。	③
11	事業推進に際しては、市民に対して、透明性を持って説明を行うと同時に、何かあった時のチェック機能が働くようにしてほしい。		
12	土地開発計画、施工、施設運営管理などの専門的な事は市民が直接声を届ける事は出来ないと思いますが、市の掲げるビジョンに合っている計画になっているか、供用開始後の利用状況が市民の要望したものと離れていっていないかなどチェック出来る仕組みが必要だと思います。第3者の専門機関を置くとか。また計画段階からも情報を公開していく事を希望します。市民もきちんとチェック出来る方が安心です。	プロジェクトの進捗に応じて検討状況等を公表していくほか、供用開始後の管理・運営状況はモニタリング等を実施し適切に評価・公表してまいります。	②
13	計画の段階から民間企業に対してチェックする体制を作っておいてほしい。		
14	専門的なノウハウを持つ民間企業との協働が必要になる事はもちろんだと思いますが、そこに藤沢市が描くビジョンとプレイヤーとして市民を考える姿勢、SDGs的に誰一人も取り残さないという視点を軸に置いた、開発事業者の選定とプロジェクトの進め方を希望します。	本プロジェクトは、市民、民間事業者、行政が協働して推進する形での公民連携を軸に、計画段階から供用開始後を含め多様な連携を図ってまいります。 藤沢市 SDG s 共創指針に基づき、「誰一人取り残さない」ことを大前提にプロジェクトを推進してまいります。	②
15	この事業に対する市民の関心を高める催しを開いてほしい。	プロジェクトの進捗に合わせて、市民対話集会やシンポジウムを開催し、情報発信と情報共有を図っていくとともに、ホームページでの情報発信等を行ってまいります。	②

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
16	市民会館は、文化拠点として質の高い市民会館になりさえすれば良いと最初は思っていたのですが、シンポジウムや市民対話集会に参加し、関心を深めて行く、生活・文化拠点に変わり広く市民生活向上を目指すプロジェクトなら、住んでいる市民がもっと市に対して質問したり意見を届けるほうがより良い開発になっていくと思うようになりました。	プロジェクトの進捗に合わせて、市民対話集会やシンポジウムを開催し、情報発信と情報共有を図っていくとともに、ホームページでの情報発信等を行ってまいります。 また、本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	②
17	この再整備が、市民のためのものであって欲しいです。市の方も議員も、市民よりも収益、集客のことが頭にあるようですが、市民のための施設であってほしいです。 国立西洋美術館を題材とした映画を見ましたが、元館長さんが、この所蔵品は国民の物ですとおっしゃっていました。多額な税金を使うとはそういうことだと思います。この施設によって藤沢市民が人間として豊かに成長できるようになることを希望いたします。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョン、施設の設置目的に応じて運営を行ってまいります。	②
18	ビジョンとして「ぶじさわMIRAI ファーム～ここからはじまる未来への種まき～」が掲げられていますが、各設備やコンテンツを具体化していくためには、このビジョンを実現するためにどういった課題を解決する必要があるのか、ビジョンが実現することによってどのような未来が実現できるのかを、今後深めていく必要があるのではないのでしょうか。また、それらを深めていくためには藤沢市の住民自身が、積極的に本事業に関わり、対話する機会が必要だと考えます。是非、市民参画の手法をより具体化し、藤沢市民と行政が協働・共創して未来のことを考えていけるような場としていただくことを期待します。そうすることで、掲げられたビジョンも藤沢市民にとって自分ごとになっていくのではないのでしょうか。また、これらの実現のためには、より一層本事業を広く藤沢市民に知ってもらい、参加を促す活動も必要ではないのでしょうか。藤沢市民と行政とで課題・理想を具体的に捉えることで、それを解決・実現していくために民間事業者のどんなノウハウが活かせるのか、民間事業者をどのように評価するのかの検討が進み、民間事業者との協働・共創もより進みやすくなるのではないのでしょうか。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。あわせて、プロジェクトの進捗に合わせて、市民対話集会やシンポジウムを開催し、情報発信と情報共有を図っていくとともに、ホームページでの情報発信等を行ってまいります。 また、事業者の公募に向けて、引き続きコンテンツの詳細や施設の整備条件等を整理してまいります。	②
19	このままではシカゴボーイズ、新自由主義に基づいた企業のための施設になってしまう。賑わいを求めてと言いますが、時々イベントが広場で行われとても賑わっています。地元の商業団体が主催して定期的にイベントをすれば人は流れてきます。小田原の三の丸ホールも狭いですが、子どもの遊び場があってかなり賑わっています。8/3に議会報告していたが、もう1度市民を巻き込んだ、市民と共に考える場をつくり、市民参加で建物を考えませんか。これでは市民は口を出さないでほしい、国の指導の基でやるから黙っていてほしい、という臭いがプンプンしてきます。今後少なくとも60年は使う施設です。 今中枢で働いている方、真剣に考えている市民でプロジェクトを作ってもう一度考えませんか。	ご意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。	④

3. ビジョン・コンテンツに関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の 反映状況
1	<p>各施設が統合後に、どのようなコンテンツを提供する役割なのかは示されているのですが、各施設機能を維持するための設備が書かれていません。具体的には、文書館の公的 文書・古文書がどのように収蔵されるのか気になります。一般的に公文書館は、文書保存のため温湿度管理が必要であり、定期的に燻蒸処理(虫駆除)を行うものと思っております。他の施設と基盤となる設備が異なり、文書館のためにこのような設備を付けるのは、予算がかかるのではないかと 思いました。</p> <p>文化財収蔵庫を新規に建設する予定があるとも知りました。文書類は空調管理のできる施設に収蔵し、生活・文化拠点では閲覧のみができる場所になるのでしょうか？その 場合、収蔵施設と閲覧施設が離れることにより、利用には随分と不便になると心配しています。</p>		
2	<p>文書館としての(長期的なものも含めた)書庫スペースを確保することが重要かと思えます。</p>		
3	<p>これまで通り、即時、複数の歴史資料(史料)が予約なしでも閲覧利用できるようにしてほしい。これはアーカイブとしての文書館の根幹をなす機能なので確実に担保してほしい。図書館での図書の閲覧と同じで、特定の史料を閲覧すると、関連史料も閲覧することになる。もしも書庫・収蔵庫が離れた所において閲覧利用が予約制となった場合、何 度も行かなければならず、とても不便なので、閲覧室と書庫・収蔵庫はセットで切り離さないでほしい。</p>	<p>速やかに市民の利用ができるように、施設内に書庫を整備する方向で検討しております。また、書庫については、温湿度が管理できる等、保存に適した環境になるように検討してまいります。</p>	③
4	<p>史料の保存・閲覧と展示公開とは切り離して考えてほしい。市が購入した郷土歴史課所管の主に紙ベースの脆弱な史料原品と文書館史料は同じ書庫・収蔵庫に保管されるのが望ましい。立地が安定しており、利便性も確保されるので、1986年の開館から40年近くが経過している総合市民図書館を再編して史料原品の書庫・収蔵庫を併設してほしい。</p>		
5	<p>収蔵庫は温湿度管理など資料保存に適した環境にするよう設計を検討してください。</p>		
6	<p>資料は失われると二度と手に入らない貴重なものが多く、また今後も増えていくものです。そのため逼迫している収蔵庫の拡張、また浸水対策を考えると地下・地上階以上での収蔵計画である方が望ましいかと思えます。</p>		
7	<p>移転にあたり、文書を適切に保存できる収蔵庫の充実を希望します。</p>		
8	<p>郷土史研究には、専門員に質問したり、時として古文書の原物確認をしたりという事が必要になります。これから郷土史研究をしたい人にとっても、ワンストップの問合せ窓口と なってくると嬉しいです。</p>	<p>文書館と図書館の複合化のメリットとして、レファレンスにおいて図書から古文書までワンストップで提供できるサービスが期待できます。現在は窓口が異なり、対応できなかった部分も、一つの窓口で対応できるものと考えております。なお、古文書の閲覧については、学芸員やアーキビストが対応にあたることを想定しております。その点について、具体的な記載がなかったため、修正いたしました。</p>	①

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
9	「チャレンジしたい人」と「これからを担う子どもたち」をターゲットにすると、特に「市民活動・ボランティア活動への誘い」や「地域のことを考える気づき・きっかけ」を強化・推進する必要があります。そのため市民活動推進センターと青少年会館との連携は不可欠になるかと考えており、具体的な連携が想定されていれば計画に明記をした方が市民への可視化になると思います。	マスタープランに掲げるコンテンツに基づき、管理・運営計画を策定するなかで、具体的な連携を検討してまいります。	③
10	コンテンツリストの新規事業は、複合化に伴う各機能の連携という視点が薄い印象を受けた。ビジョンに「これからを担う子どもたち」とあるが、部活動の地域移行との相互作用や、関連する団体等との連携を想定していない点が気になりました。複合化の意義を最大限に活かし、施設の効用を最大限にするには、計画段階で連携を想定すること、個別事業者の仕様書などに連携に関連する記述を入れるなどは不可欠ではないでしょうか。	本プロジェクトでは、様々な機能の集約化、複合化、融合化による相乗効果に加え、地域で活動する人や団体との連携についても不可欠な要素であると考えております。今後、事業者の募集に当たっては、仕様書等への記載を検討してまいります。	③
11	各年代の方がどのような企画を望んでいるのか丁寧に情報を集めて、市民にとって魅力のある有益なイベントや展示を企画してほしい。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、コンテンツ等の効果的な実施について、管理・運営で検討してまいります。	③
12	コンテンツリスト「市民活動団体・特定非営利活動法人への支援」に関して、新しい施設での機材の設置はどのようにお考えでしょうか。	現在、提供している各機材の必要性を整理し、今後検討してまいります。	③
13	コンテンツリスト「市民活動団体・特定非営利活動法人への支援」に関して、新しい施設では、現行の市民活動推進センターの事業と比較すると、ソフトに関する割合が高くなっているイメージです。ハードの部分はサテライトである市民活動プラザむつあい等でカバーすることになると思います。すみ分けについてお考えがあればお聞きしたいです。	市民活動支援センターと市民活動プラザむつあいについては、打合せスペースや作業スペースなど、共通した機能を持つ一方で、市民活動推進センターでは会議室の貸し出しも行っており、再整備に向けては、それぞれの機能のあり方について検討してまいります。	③
14	藤沢市市民活動推進条例では市民活動推進センターは「公益的な活動を行い自主自発的に行う営利を目的としない活動をしている団体」が利用できるという条件があり、コンテンツリスト「公益的な活動を行う非営利組織（NPO）への支援」等の記述の方が広く捉えられるかと思います。現状の記述のままですと、（非営利型の）一般社団法人等の支援については施設の利用対象者になるかどうか気になります。	わかりやすいよう具体的な記述にしておりましたが、誤解を招かないような表現に改めました。	①
15	コンテンツリスト「市民活動団体・特定非営利活動法人への支援」について、現市民活動推進センターは、団体支援だけでなく広く市民活動推進に携わっているため、表現が矮小化されています。他施設においても同様の可能性もありますので、誤解を生む表現がないかなど、今一度精査したほうが良いように思います。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
16	<p>市民活動推進センター機能を複合化することに関し、市民活動の推進するための総合的な施策の一つとして講じられることは、藤沢市市民活動推進条例（以下条例）第4条に「市民活動が活発に行われるための環境の整備に努める」とある市の責務に資するための方策として捉えることができます。そして、市民活動支援施設の大きな目的である「市民活動の総合かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資する」を実現できる環境が整備されると考えます。</p> <p>しかしながら、「コンテンツ」や「コンテンツのねらい」の記述は、あまりにも表面的な機能の羅列に過ぎず、条例第17条にも示されている事業内容とも乖離があり、「市民活動への支援策」とは考えられません。さらに、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動を「市民活動」と定義し、その活動を推進するために制定した条例の中に「特定非営利活動法人」の単語は出てきません。市民活動団体と特定非営利活動法人を前面に出したコンテンツは、市民活動推進センター事業にふさわしいとは考えられません。また、2008年の公益法人改革以降、昨年も新しい非営利法人が誕生するなど、多様性が図られてきています。そのような背景からも再考すべきと提案いたします。言葉を変えることが本意ではありませんが、一度開示した情報は一人歩きをして誤解を生みだすこともあります。他のコンテンツも今一度、丁寧に現在の状況を調査し、適切な言葉を選定してください。</p>	<p>わかりやすいよう具体的な記述にしておりましたが、誤解を招かないような表現に改めました。</p>	①
17	<p>文書には、どのようにその地域の行政が行われ、市民（町村民）がどう生活・暮らしをしてきたかがそのまま記録されています。したがって公文書からアーカイブとなったドキュメントは行政の歴史を跡づけ、住民の暮らしを証拠づける基本的な史料なのです。自治体の長をはじめ行政担当者はこれまでどう市政・町村政を行ってきたか、住民にとってよかったのか、そうではなかったのかを知ることができ、現在の行政すなわち住民の生活をどう進めるかを決定する拠り所となるものです。</p>		
18	<p>このプランを作成された職員は文書館の使命と文書館が一番大切に思っている市民の権利を保障する公文書の管理・整理・保存するという業務が抜けている。</p>	<p>公文書（行政文書）の保存管理、利用等は、文書館の基幹業務として継続してまいります。その点について、コンテンツとは別にマスタープランに反映いたしました。</p>	①
19	<p>素案では、この文書館が機能別に分解され、しかも公文書の管理保存という文書館にとって最も中心的な業務の位置づけが不明確である。</p>		
20	<p>市民の誇りと宝物である文書館は、今後も文書保存管理業務の担当する施設組織である必要がある。</p>		
21	<p>文書館には歴史資料・行政資料の公開・普及活動は勿論のこと、「行政文書」（公文書）の収集・保存・公開という役割を持っている。公文書に関しては全く基本計画には触れられていない。これは文書館機能の大幅な低下につながるのではないか。</p>		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の 反映状況
22	「コンテンツ」化された文書館の機能のうち「歴史・行政情報の提供」、「古文書等、地域記録史料の保存継承」、「本市の歴史を知るための事業の実施」は「コンテンツ」化されているようであるが、「行政文書の管理・保存」の側面が希薄であるか、または捨象されており、対応する「コンテンツ」の計画への追加（加筆）が必要。		
23	素案4頁には、「表3 複合化する既存施設（機能）」が掲載されており、その中では、「文書館」について、「歴史・行政情報の提供」、「古文書等、地域記録史料の保存継承」、「本市の歴史を知るための事業の実施」、「行政文書の管理・保存」を担う施設」と規定されています。歴史資料とともに、行政文書の管理と保存、及び行政情報の提供が、きちんと打ち出されていますが、何故か、素案17頁においては、「表7 複合化する既存施設（機能）規模等参考一覧」の「文書館」の項目には、郷土・歴史資料の閲覧展示公開のみが実施事業とされています。		
24	藤沢市文書館が再整備の中で、その根幹業務である公文書の保存管理機能が消滅することがないように、藤沢市に生きた人々の存在証明につながる宝物を大切にいただければとお願いいたします。		
25	本プロジェクトのコンテンツとして文書館が掲載されている。文書館の主要な業務のひとつは、行政文書に関する業務（選別収集、整理、保存、利用）である。		
26	今回の素案では、文書館の業務のうち展示などの普及事業がおもに掲載されているが、先に述べた行政文書にかかる業務なども考慮したものとなっているのでしょうか。文書館の役割、機能を今一度、整理し、素案に反映されることを希望します。	公文書（行政文書）の保存管理、利用等は、文書館の基幹業務として継続してまいります。その点について、コンテンツとは別にマスタープランに反映いたしました。	①
27	文書館の機能が「歴史文化の展示・解説」になっているが、文書館はそもそも資料の保存公開と閲覧が主であり、その機能を知らせるために展示などがある。本質を取り違えてはならない。現在各地で公文書館が相次いで開館する中で、市町村立では全国初の文書館であった藤沢市において、機能が後退するようなことがあってはならない。		
28	各施設を複合化することは、今後の市の状況を考慮するとやむを得ないと考えます。ただ一つ、文書館は本来、公文書（行政文書）に含まれる歴史公文書（重要行政文書）を管理する機関でもあります。本計画には、その事務分掌が抜けているように見えます。		
29	行政文書の公開透明性や歴史公文書の積極的収集はコンテンツとしては地味かもしれませんが、市民生活の根幹を示す重要な歴史資産と考えます。プランの中には、文書館の機能のなかに公文書を収集している施設であるということを示明して頂きたいです。		
30	公文書館の存在意義は、歴史研究のためだけではなく、歴史研究は言わばその副産物であり、より重要なことは、公文書の保存は民主主義の基盤を構築することである。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
31	公文書館法では「公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ」（第一条）とされ、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」（第三条）とし、「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。」（第四条）と定めています。これが本来文書館の果たすべき機能です。	公文書（行政文書）の保存管理、利用等は、文書館の基幹業務として継続してまいります。その点について、コンテンツとは別にマスタープランに反映いたしました。	①
32	「ハコモリ」整備ではなく、生活・文化拠点としてのエリア価値を創出し、これを向上するためのものとされていますが、「文書館は郷土・歴史資料の閲覧、展示公開が主な実施事業で、閲覧室・展示室・会議室が主な施設」とあります。しかし、公私文書の収集・保存こそが文書館の第一義です。		
33	文書館の基幹業務である公文書の位置づけについて、マスタープランではほとんど触れられていません。歴史的公文書の評価選別、本庁における現用文書の管理など、本来文書館として行うべきことが損なわれないよう明記してください。		
34	文書館のおおきな役割である歴史的公文書の評価選別・保存（貴市文書館HPには「行政文書は保存年限が経過すると廃棄されますが、市政の施策、条例等の制定改廃など、将来にわたって現在の藤沢市について知る重要なものを評価選別し、「歴史的公文書」として藤沢市文書館において保存」とあります）という業務についてはこのプランから捨象されていることにやや危惧を覚えます。		
35	民間委託に関しては完全な悪手と考えます。例えば現在の文書館を保管庫として維持しつつ、レファレンスカウンターとよく利用される開架の地域資料を一部移すような形だったら可能かもしれません。		
36	マスタープランにて文書館業務のうち、市は資料の保存管理及び公開活用の基準作りを行い、民間が提供の役割を担うとあります。私見では民間にとって収益性がある業務とは思えません。なぜ民間に委託する必要があるのか、市が行うより補助金等で費用が増えるのではと懸念しております。		
37	文書館に関する「コンテンツ」の実効性にも疑問が残る。利用者に対する窓口サービスに民間事業者を導入するプランであるように理解するが、現在の文書館の体制や制度的な根拠は脆弱であり、残念ながら利用者数も必ずしも多くはない。既存の事業の一部分のみを切り取り、単に「平行移動」するようなスタイルで「コンテンツ」化するだけでは先細りとなるのではないか。		
38	行政文書に関する業務は、個人情報などを取り扱うこともあり、直営でなすべきもの考える。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
39	文書館に関する「コンテンツ」では、市は「公開・活用に関する基準の作成」を担当し、その提供を民間事業者に委ねるとしているが、非公開情報の有無を判断する主体が必ずしも明確ではないように読める。個人情報などを含むセンシティブな記録の取扱い、公開判断は民間事業者に委ねるのではなく、市側の責任において実施すべきである（公文書管理を条例化した先進自治体では、どのような過去の公文書であっても利用を制限する行為は行政処分に該当するものとして取り扱うようになっている）。他方で民間事業者に委ねても良いような当たり障りのない文書のみが新施設に移管され、個別に判断が必要な文書のチェック作業が滞り、保存期間が満了した文書が市庁舎内で行き場を失うようでは本末転倒であろうから、この点は工夫が必要である。		
40	参画する民間事業者側は一定の契約期間内での活動となるものと思われるが、その場合は知識や経験が蓄積、継承される可能性が低くなる。民間事業者側に求めることができないのであれば、市側が責任をもって実効性のある体制を確立すべきであろう。		
41	公文書管理業務は、公文書の記録管理やアーカイブズについての高い知識・専門性と見識、セキュリティに対する配慮などが求められている。市が提供するコンテンツ提供主体は原則市側が行うべきである。記録管理、アーカイブズの専門性を有する職員にすべきである。この分野での民間事業者委託の内容について具体的に示してほしい。民間事業者委託の資質は高い専門性や資格取得者（アーキビスト等）を求めるべきである。専門性あるボランティアの活用も有用。	文書館における展示や講座、レファレンス等について、市と民間事業者の役割について不明瞭な記載だったため、修正いたしました。	①
42	施設のランニングコストを考えると複合施設にすることはやむを得ないと思われませんが、引き続き、文書館のように全国の市町村の中でも重要なアーカイブズ機関の機能が十分に果たされる必要があると思います。これまで文書館は国内のアーカイブズをリードし、公文書管理・古文書管理の先端的な役割を務めてきました。単純に指定管理で行える業務ではないので、その点を認識し、職員の強化なども進めていただきたい。		
43	「市が業務で取り組んでいる調査・研究を市民に還元する一環として展示、解説を想定する」とありますが、市のどこで調査・研究を行うのか、資料の収集（受け入れ、その後の保管場所）はどこが責任をもって履行するのか明らかではありません。		
44	「市民共有の財産である多くの歴史資料・行政資料を活用してレファレンスに対応することで、市民それぞれの課題解決（調査・研究・学習など）や、藤沢の歴史・文化等への理解や学び、市民活動を支援する」とありますが、公文書は当然ですが、私文書においてもプライベートを含むものがかなりあるのに民間にゆだねてよいのかという疑問はあります。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
45	<p>素案参考資料コンテンツリストNo.14、16、17について：コンテンツ業務の役割分担について。資料の整理、目録作成、資料保存、公開・活用の基準策定は「市」の実施、公開の窓口は「民間事業者」という業務役割分担を行っていますが、本来、資料の収集から提供及びそれに付随するレファレンスまで一貫通貫した業務です。資料収集から整理、調査研究までの一連の業務蓄積を踏まえた上で、専門職により専門的知見を交えて資料提供が行われるのであって、官民の分担論が安易に通じる分野ではありません。恐らく、公開・活用基準に基づき「民」に業務を委ねることを想定しているのですが、資料提供やレファレンスはそれ程簡単な業務ではありません。また文書館業務を担える「民」は恐らく存在しません。これらは、国立公文書館認証アーキビスト等の専門職資格を有した職員を任用配置した上で市が直接的責任を負い実施すべきものと考えます。</p>		
46	<p>公文書は住民の情報を記したものであり、その扱いには十分な配慮が必要となります。市民への提供の場面においてのみ民間事業者へ委託するようなことが記されていますが、現実的には難しい事務分担になるでしょう。かえって、仕事が増えそうです。</p>		
47	<p>市と民間業者との棲み分けが示されていますが、経験のない民間業者がいきなり講座や展示を担えるとは思えません。資料に精通しているのは市の専門職です。普及事業は市直営で行うよう見直しをお願いします。</p>	<p>文書館における展示や講座、レファレンス等について、市と民間事業者の役割について不明瞭な記載だったため、修正いたしました。</p>	①
48	<p>図書館と文書館の専門性の違いが理解できておらず、基本計画策定のために聴取した市民・関係団体からの意見には文書館については一切ふれられておらず、特に委託を想定している民間業者からの提案では図書館業務のみを想定しているように思うが、取り扱う資料の性質が異なり、専門職としては司書とアーキビストは資格制度も違うことを理解していないため、このままの計画では藤沢市文書館の国内で築き上げてきた先進的なアーカイブズ機関としての取り組みが衰退しかねない。</p>		
49	<p>今回の計画素案であげられたビジョン・コンテンツのうち、No.14・16・17が文書館機能に関わるが、これまで文書館事業として行ってきたものであり、これらをアーカイブズ機能を理解していない民間事業者に委託するメリットが見えない。特にNo.17はアーキビストの本務であり、資料の受け入れ、整理、目録作成、研究から得られた知識やそれまでの経験から、問合せの意図をくみ取り、市民への確かな情報や資料を提供するのがレファレンス業務であり、目録やレファレンス記録があれば誰でもできるものではない。公開業務についても基準があれば誰でもできるわけではなく、仮に審査と公開業務をわけて市と業者で担当するとすれば、利用者への提供までに多くの時間を要し、現在よりもサービスが低下することになりデメリットしかない。</p>		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
50	<p>マスタープランでは、この構想の担い手に「民間事業者の役割を、キュレーション、オペレーション、コンテンツ提供の3つに区分」 「公共資産が持つポテンシャルを有効活用し、市場性を確認しながら試験的、段階的に展開」とあり、民間活力の活用が示唆されております。文書館のような施設の場合、収益性や市場性の観点はなじまないものと思量します。</p>	<p>文書館における展示や講座、レファレンス等について、市と民間事業者の役割について不明瞭な記載だったため、修正いたしました。</p>	①
51	<p>現在の市民ギャラリー、アートスペース、浮世絵館等は、それぞれ目的が限定的で、広く優れた美術作品を鑑賞できる機会が少ないため、内容の充実した「市民アートギャラリー」の整備を希望する。</p> <p>(1) ハード面は、大型作品の展示が可能な壁面積や天井高を確保した展示空間と照明設備の充実。また、作品保護のための空調や管理保管・盗難対策の充実も図る。ソフト面では、美術学芸員の強化と活躍による展示企画の充実を望む。展示は国内美術館所有作品の借用や巡回展示企画への参加、国内美術団体や美術系大学等からの借用を中心とする。借用や移動、保管等に係る経費負担は発生するが、高額な作品を購入して常設展示するより合理的と思う。</p> <p>(2) 事例として、松本市の文化芸術活動や茅野市民館の管理者の活動が参考になるのではないかと。</p>	<p>展示施設（機能）は、管理・運営計画の策定段階において、現在の市民ギャラリー及びアートスペース等の利用状況や課題を踏まえ検討してまいります。また、他の美術施設等から作品の借用等が可能な設備や機能についても、合わせて検討を進めてまいります。</p>	③
52	<p>コンテンツリストに、図書館機能の一つである資料収集と保存の重要性が明記されていない。未来の市民にとっても有益な資料を収集し保存することが大きな役割であり、長期展望と継続性を持った収集方針を大切にしたい。「図書館の自由に関する宣言」にあるように、公共図書館は、国民の基本的な権利を保障する場であらなければならない。運営は、権力や営利主義とは一線を画す姿勢を基本として行われるべきである。南市民図書館の業務実態を理解した上で計画策定を行ってほしい。課題解決、レファレンス機能の拡充は重要で、その実現が望まれる。しかし実現には、膨大な面積とスタッフが必要であることは明らかだ。適正な閲覧スペースの提供、その管理方法と併せて課題がある。高度なレファレンスは、総合市民図書館参考調査部門が担当している。調査室には市及び県の資料が多数あるが、南館にはわずかしかない。コンテンツリスト「図書館（市民資料室）」は、総合市民図書館の蔵書を移管し、その機能を担うことを想定しているのだろうか。公共図書館の「地域資料」は蔵書の「肝」であり、そのバックアップなしにレファレンス業務を行うことは不可能だ。スペースの確保、専門部署としての業務遂行は可能なのか。藤沢市の図書館は4館11室を一体とした運営を基本とし、単独館でのサービスは成立しない。ネットワーク維持に関する説明が不足している。子ども図書館は新しい発想で体験型施設とあり夢が広がるが、課題も多い。</p>	<p>南市民図書館については、藤沢市図書館の資料収集方針及び運営方針を踏まえ、現行の図書館・図書室のネットワークを維持しながら、ICTを活用する等の新たな試みも取り入れて、検討してまいります。</p> <p>子ども図書館は、民間事業者の発想も取り入れながら、子どもの成長にあわせた施設づくり、親と子が安心して楽しめる空間づくりを目指してまいります。</p>	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
53	基本計画では、歴史資料の公開・普及が謳われているが、そもそも普及活動の基本には「収集」がなければならない。新たな資料の収集は文書館活動の源泉であり、新たな血が入らなければ、活動も陳腐化していく。文書館の活動の基本として、必ず「資料の収集」を入れて欲しい。	資料の収集は、文書館の基幹業務として継続してまいります。	②
54	基本理念に賛成ですが、ビジョンにおけるメインターゲットの設定には反対です。ビジョンでは、メインターゲットに「これからを担う子どもたち」と「チャレンジしたい人」たちがいることが強調され、「投資の中心となるものを「体験」「実践」「挑戦」が伴う活動やその活力としました」と明記されています。その後で、「『チャレンジ』はその程度を問わず…幅広く対象としています」とも書かれていますが、かえって曖昧で分かりにくくなってきます。人間の思考や活動がチャレンジかどうかなどは、当事者が決めることで、他者に言うことでもないと思います。「投資の中心」となる言葉まで書かれていますから、これはターゲットを絞ることにより、市のお金の使い方でランク付けをするぞと宣言しているようなものです。その後の文章で「公共施設であることから…は大前提」と書かれていても、この「チャレンジしたい人」をメインターゲットとして強調することには大きな違和感があります。最初の基本理念とも矛盾しています。特に、図書館は「利用者個々にそれぞれの利用動機があり、個々の目的に応じたあらゆる資料（本を中心に全情報）と利用環境を提供する」が原点ですから、その意図はないとしても利用者の選別につながるのとられかねないターゲットの強調は、やるべきではないと思います。	ビジョンは、複数の施設（機能）を集約することが「ハコモノ」整備とならないよう、生活・文化拠点を中心としたエリア価値の向上に資する事業とするため、基本理念に基づき本プロジェクトでどのような未来を実現したいのかを具体的に示したものです。公共空間、公共施設において「誰でも立ち寄れる」、「サードプレイス」、「憩いの場」であることは前提であり、利用者のターゲットを限定しているものではなく、どのようなコンテンツを重視していくかを明確にしたものとなっております。	②
55	現在は市民資料室として、文書館で行っていますが、マスタープランでは図書館の業務と位置づけられています。地域情報の発信という意味では、図書館より文書館が適切かと思われる。	コンテンツ「図書館（市民資料室）」は、現在の市民資料室にあたるコンテンツとして記載したのですが、文書館が廃止されるような誤解を与えたため、修正いたしました。	①
56	この基本計画では市は何がしたいのかわからない。各機能の施設規模についても今後段階的に決めるとあり、新たな市民会館をどうしたいのか。市民オペラや合唱コンクールをしたいのであれば、そこまでの施設は必要ない。プロのオーケストラやミュージシャンも呼べるようなホールにしたいのか。中途半端な共存は出来ない。計画では、市民利用がメインに見えるが、官民連携したいのであれば、稼げる施設にしないと手があからないのではないのか。基本計画と言いつつ具体的内容がなく、民間の提案を受けて決めるということだとすると、民間の選定をどのような基準で行うのか示さなければ、基本計画の良し悪しを判断できない。プロも呼べる稼げるホールにすると提案があった場合、既存のコンテンツリストを満たせないと思うがそれでも評価されるのか。	市民会館ホールは、藤沢市民会館等再整備基本構想において「市民が利用しやすい、市民のためのホール」として、市民利用を中心に、多目的に利用できる機能を確保するとともに、プロの演者等による質の高い文化芸術に触れられる機会の提供を図っていくこととしております。今後、管理・運営の検討において民間事業者とともに、さらなる文化芸術の振興を図れるよう検討してまいります。民間事業者の公募・選定に係る詳細については、今後検討してまいります。	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の 反映状況
57	<p>ICタグ以外は現在、図書館が本来業務として全館で取り組んでいることばかりです。</p> <p>図書館の基本業務は、継続が大切でその存続だけで、利用者のあらゆるチャレンジに応じてきましたし、新しい施設になっても利用者の要求は貸出・レファレンスを中心として続くであろうし、図書館はそれに応え続けていかなければなりません。</p> <p>問題の第一は、利用者の要求に応えられる蔵書を持つことが危うくなってきていることです。優れた蔵書を持つためには、一定以上の資料費の継続と本の見極め（選定・除籍を軸とした蔵書構築）が出来る図書館職員の確保が必要です。質・量のそろった蔵書構築を抜きに「シームレスな利用が可能となります」が強調されても、シームレス効果は出ません。図書館の存在価値を出すためには、必要な投資を惜しんで、複合化による効果やエリア全体での魅力アップをいくら強調しても、結局はすぐ飽きられてしまうと思います。</p> <p>大きな疑問は「再整備後のコンテンツ提供主体」として「民間事業者」しかあげられていないことです。図書館の各種基幹業務には専門性は不要で、現在司書がしていることは誰でも簡単に出来るとも思っているのでしょうか。川崎市では専門性を重視し「指定管理館の図書選定は直営館でのみ行う」としました。図書館業務の専門性とは、レファレンス能力、課題解決要望の資料提供等、すべて実務をこなす中での「専門性」養成の積み上げが必要です。個人情報の問題を含め民間事業者のみに任せるのは危険です。これは図書館サービスへの無知を内外にさらけ出しているようなものです。</p> <p>また、児童サービス・YA（ヤングアダルト）サービスと郷土資料について、語られていないのが不可解です。ビジョンの基本的な考え方を「未来の投資」とし、メインターゲットの一つとして「これからを担う子どもたち」を強調しながら、「図書館コンテンツ」では子どものことはまったく触れられていません。児童サービスの提供は、「子ども図書館」で行う意図なら詳しく記載して欲しいです。チャレンジを促したいと思われるYA世代向けの図書館サービスは不要というのでしょうか。郷土資料も図書館蔵書で最重要資料ですが、ひと言も書かれていません。これまでも文書館資料との重複解消が語られてきたこととの関連のことなら、行政資料を含めた郷土資料全般をどう新しい施設で提供するのか詳しく説明してください。</p>	<p>利用者の要望に応えられる蔵書や図書館職員の専門性については、藤沢市図書館の根底を支える重要な要素と考えております。</p> <p>民間事業者の公募・選定に係る詳細については、いただいたご意見も踏まえ、今後検討してまいります。</p>	③

4. 公民連携モデルプラン（管理・運営のあり方）に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	管理・運営における民間事業者を求める役割について、キュレーションは市と協働するとしているが、同様にプレイヤーとも協働する必要がある。	公民連携モデルプランにおいて、プレイヤー、キュレーション、市の三者が多様な連携を図ってまいります。	②
2	民間収益に期待する役割は、キュレーションにおける収益優先ではなく、福利を重視した文化・芸術拠点としてほしい。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョン、施設の設定目的に応じて運営を行ってまいります。	②
3	本プロジェクトの成否は、キュレーションとなる民間事業者の選定にある。キュレーションを選定した際は、プレイヤーにも必ず詳細を報告してほしい。	事業者の選定結果は、選定経過・理由を含め公表してまいります。	③
4	民間業者に委託すると、収益重視になり、本当に市民にとって使いやすい施設となるのか心配です。業者の選定も透明性を持って行なっていただきたいです。		
5	民間企業に移行する内容が多く、市民が使いやすい、優しい施設になるのか心配です。	本プロジェクトは、民間事業者のノウハウやアイデアを積極的に取り入れながら、公民連携を軸に進めるとともに、基本理念、ビジョンを実現するため、市民、民間事業者、行政の多様な連携を図ってまいります。	②
6	文化芸術の拠点として、市民に広く開けて落ち着いたある温かい場、そして生活に潤いを与える場にしたいので、商業施設などの経済生活とは一線を画してほしい。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョン、施設の設定目的に応じて運営を行ってまいります。 財政負担の軽減を図るために検討する収益施設や収益事業は、ビジョン・コンテンツに対する相乗効果や市民の利便性に寄与することを前提としてまいります。	③
7	老若男女小さい子どもみんなの居場所になるような施設になることを望みますが、マネタイズの実現が強く求められていると聞きました。本来、市民の福祉増進が目的の場に「利用者負担」という考え方が安易に持ち込まれないか心配です。民間の施設とは異なります。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョン、施設の設定目的に応じて運営を行ってまいります。 利用料金は、管理・運営計画及び基本設計の状況を踏まえて検討してまいります。	③
8	今現在使っている人や団体に現状の問題や希望を聞いているのかという疑問です。コンテンツに活かされているとは思えないし、新しい考えにしても使う市民よりも周辺の人達に向けたものが多いと思います。 市とキュレーションと市民が同じ方向を見て進んでいけば良いのですが、違った時に市民側から意見を言うところが無いのは問題だと思います。公共施設であることを考えれば、もっと市が開わってほしいとも思います。市民が使いやすいよう、市民の意見を聞くだけでなく、意見交換しながら作っていかないと、自分たちの施設にはならない、愛着のないものになってしまう。設計・施工や管理・運営なども情報公開をして、それを元に何度もキュレーションと市と市民が話し合う機会が持てるようにしてほしいです。そういう過程があれば、市民ももっと関心を持ってこの再整備がより良いものになると思います。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から、市民、民間事業者、行政の多様な連携を図っていくとともに、供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	③
9	運営・管理は、近隣市のような民間委託を検討されているように感じますが、とても心配です。民間委託は反対です。もしやられるなら、必ず市民の声を反映させるような機会を作ってください。		
10	「マネタイズ」とあり、利用料金が大きく上がってしまうと、今までの活動が出来なくなる不安もあります。藤沢はホールもギャラリーも市民利用が多く、市民の文化意識も高いと思うので、興行とは区別してほしいです。	利用料金は、管理・運営計画及び基本設計の状況を踏まえて検討してまいります。	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
11	使用料金など市民にそつた設定をお願いします。 老若男女が集える施設になると良いですね。 市民が参加できる構想計画の形を願います。		
12	具体的に気になったのは、民間企業に期待するマネタイズの実現を挙げられている点です。公共施設利用料への転嫁へ繋がっては、どんな市民でも身近に気軽に利用しやすい公共施設としての役割が実現出来なくなるのではと心配です。公共施設は市民の自主的活動を支える場所であり、社会的に弱い立場の人を支える重要な部門だと思つので収益性が目標ではなく公共施設としての意味・役割を大切にしていけばと思います。	利用料金は、管理・運営計画及び基本設計の状況を踏まえて検討してまいります。	③
13	マスタープランで「収益化」という言葉を目にしたが、利用者の負担が重くなるのは公共施設の観点から目的に合わないと思います。		
14	大手コーヒーチェーン店などが入ると高級感が出ますが、家族連れでは入れません。高いしジュースもないし。コンビニ横に自由に座れるイスとテーブルが、公共施設には必要です。		
15	「民間収益」とする部分で、その収益を上げるために、市民の日常生活にとって不利益になることがあるとすれば公共施設として許されないとします。観光であれ、何であれ、他の地域から大勢の人が訪れることで、環境や、安全が損なわれる状況が最近よく報道されていますが、このエリアが「お金を落としてもらう場所」ではなく「市民が人間として幸福を創出できる場」として実現できるよう、市民として願っております。	財政負担の軽減を図るために検討する収益施設や収益事業は、ビジョン・コンテンツに対する相乗効果や市民の利便性に寄与することを前提としてまいります。	③
16	マスタープランでは、「民間事業者の役割を、キュレーション、オペレーション、コンテンツ提供の3つに区分」「公共資産が持つポテンシャルを有効活用し、市場性を確認しながら試験的、段階的に展開」とあり、民間活力の活用が示唆されております。文書館のような施設の場合、収益性や市場性の観点はなじまないものと思量します。	本プロジェクトにおける全てのコンテンツに収益性や市場性が当てはまると考えてはおりませんが、財政負担の軽減を図るうえで、一定収益性や市場性を求めていく必要があると考えております。	④
17	生活・文化拠点は過去、民間工場の厚生施設であった時代から藤沢市民の表現活動の場であったこと、藤沢市民の熱望により市民会館が建設されたことなど、長年藤沢駅近郊にある文化施設であったということは、一つの大きな特色です。「キュレーション」の役割として「生活・文化拠点全体に関するプランワーク」「各コンテンツ提供の連携・融合に関する提案」とありますが、文化芸術を絡めたキュレーションができる事業者である点は考慮されておりますでしょうか。多くの課題を抱え、通り一遍の策では必ずしも解決に至らないことも多い現代社会において、「まだ知らない新しい可能性」との出会い、理想を描いていく一助として文化芸術の力を活かしていくことが必要ではないでしょうか。実際に文化施設を中心に地域の活性化や福祉向上を実現している地域は多くあります。是非藤沢の「MIRAI」につながる「種」を得られるような、文化活動ができる施設となることを望みます。	キュレーションには、多岐にわたる機能全体の一体的な管理・運営に関する統括的な役割を求めており、文化芸術を含むプロジェクト全体に係る理解力が必要であると考えております。	②

5. 施設整備条件に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	藤沢市民会館の大・小ホールの施設規模は変更しないよう求めます。駐車場は拡大または現状維持をお願いします。	大・小ホールの施設規模は、今後検討する管理・運営計画の策定及び基本設計の段階で検討、決定してまいります。また、駐車場の規模は藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例に基づくほか、将来需要の想定を踏まえて決定してまいります。	③
2	奥田公園の面積縮小は絶対に避けるべき。	奥田公園は、現状の面積を確保することを与条件としております。	②
3	複合化することによって、それぞれの機能が縮小されぬよう、格好良く最先端をいかになくてもよいので、質素で質実剛健の施設にしてほしい。	本プロジェクトにおけるビジョンを実現するため、ヒト・モノ・コトをシームレスに、初期整備はビジョン・コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとして進めてまいります。	②
4	南市民図書館が閉館しこの先どうなるのか、市民会館の老朽化改築も気になっていました。多岐にわたり施設の整備が進められていることがわかりました。市における文化芸術活動、教育や福祉支援のため夢のある施設になることを願います。奇抜なものではなくサステナブルなのがよいと思います。		
5	複合化によって有意義に土地・建物活用がされるのはいいのですが、今まであった施設より狭くなり市民が使いにくかったり（使用料も含め）、風紀も悪くなるようなこと、大手企業のもうけの巢になるようなことは絶対にやめて下さい。防犯を考えた高木で日陰と市民の憩いの場をつくるべきでしょう。藤沢の場合、緑が多い憩いの場にもなっていました。		
6	今や車社会になったとはいえ、まだまだ誰も車を持っている訳ではなく、タクシーを利用しないと、市民会館に足を運べない方も多いと思います。今の車寄せはとも安全に車の乗り降りができ、足腰に不自由があってもタクシーで市民会館に行くことが出来ます。切に安全で安心できる車寄せを希望します。		
7	インクルーシブ関連については、無くてはならない大切な事です。今後さらに踏み込んで実現させて下さい。もうすでにお考えかと思いますが、具体的にはインクルーシブ公園をこの拠点に是非造ってください。 藤沢市はかつて福祉において最先端でしたが、今は後れを取っていると感じます。神奈川県はやまゆり園の悲劇が起きました。障がい者と健常者が子どもの時から場所を共にすることでインクルーシブな意識が自然と身につきます。単に遊具があれば良いのではなく、障がいのある子どもを連れて来る家族が過ごしやすい環境をしっかりと考え下さい。自家用車が近くに止められ親が見守れる場所、障がい者の充実したトイレ、遊んだ後の食事場所・・・当事者ご家族の意見をしっかりと聞き取り、福祉の専門家とも論議を重ね、よそには類を見ない素晴らしい公園の実現を期待しています。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
8	全ての市民のためのための施設となるよう、子ども、お年寄り、障がい者も使いやすい施設としてほしい。	誰もが利用しやすい、インクルーシブな視点を取り入れた施設の整備・運営を検討してまいります。	②
9	施設整備では、子供や高齢者だけでなく、障がい者に対する配慮が欠けているように感じられます。		
10	市民会館大ホールを利用しています。複合施設のことは了承できますが、ホールの建て替えにあたっては、バリアフリーを検討してほしいです。		
11	複合化により、一つ一つの施設規模が縮小され使用しづらくなってしまうのではないかと懸念しています。市民の意見を取り入れた使いやすい施設になることを希望します。	本プロジェクトにおけるビジョンを実現するため、ヒト・モノ・コトをシームレスに、初期整備はビジョン・コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとして進めてまいります。また、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	③
12	市民ギャラリーの設計は業者に任せるのではなく、市が業者に要望をしっかりと伝えてほしい。市から業者への要望とはこれまでたくさん収集してきた市民の意見を伝えることだと思いますが、施設のディテールに対する市民の意見は、これまで求められていないことから、施設内の設計は業者任せになってしまう懸念があるからです。そこで設計にあたり、藤沢市美術家協会(以下当協会)の設計に関する具体的な提案を取り入れてもらえるよう設計業者にお伝えいただきたいです。諸々の施設に関する具体的な設計において、当協会は専門的な見識を有しておりますので意見を聞いていただきたいです。要望がすべて実現するとは思っておりませんが、当協会は施設利用者(市民)であり市の文化団体ですから当協会の意見を吸い上げていただきたいです。予算枠もあると思いますので適切な時期に当協会への聞き取りをお願いします。業者に任せて設計はすでに決まってしまったと、後から伝え聞くことに決まってしまうようお願いいたします。当協会は業者に負けない良いアイデアを持っていると自負しており、未来へと継承していく豊かな藤沢の文化を願って止みません。	本プロジェクトにおけるビジョンを実現するため、ヒト・モノ・コトをシームレスに、初期整備はビジョン・コンテンツに基づき無駄のない、シンプルかつベーシックなものとして進めてまいります。今後、管理・運営の検討に当たっては、既存施設の利用団体や市民のご意見を伺う機会を設けてまいります。	③
13	災害発生時の避難施設機能とZEB認証取得の両立のために、商用電源の停電時でも電力利用が可能となる「停電対応型コージェネレーションシステム」や、空調の運転に加えある程度の電力利用が可能となる「停電対応型ガスエンジンヒートポンプ(GHP)」等を利用したZEB認証取得を提案します。	災害発生に備えて複数の電源を確保することは重要だと考えております。また、施設整備に当たってはZEB認証の取得を前提としており、カーボンニュートラルに資する設備についても検討してまいります。	③
14	現場で働いている人の意見を取り入れて欲しい。インスタ映える建物も素敵ですが、人の動線、働きやすいバックヤード、一見無駄に見えるスペースなど欲しい。	今後、管理・運営の検討に当たっては、既存施設の運営者に課題等の聞き取りを行うことを検討しております。	③
15	藤沢市生活文化拠点再整備が進められていると聞きました。お金を儲かる事も必要ですが、市民が使いやすいように大きなホールをそのまま残してほしいと思います。様々な場面で気軽に利用させてもらっています。	大・小ホール等の施設規模等は、今後検討する管理・運営計画の策定及び基本設計の段階で検討、決定してまいります。	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
16	<p>市民会館で、演劇や音楽に接することが多いので、再整備されることを楽しみにしています。</p> <p>お芝居の時、座席によってはセリフが聞き取りにくいことがあるのでそういったことも解消されるものと期待しています。ただ、10以上の施設を複合するということで、いったいどうなるのか高層ビルにそれぞれ詰め込まれる形になってしまうのか、想像もつかないので心配しています。</p> <p>市民会館や青少年会館の会議室を読書会などのサークル活動に利用しているのでそうやって手頃な広さの部屋は確保されるのかも気になっています。</p>	<p>大・小ホール等の施設規模等は、今後検討する管理・運営計画の策定及び基本設計の段階で検討、決定してまいります。</p>	③
17	<p>旧近藤邸の施設整備条件について、このような配慮がされていることにも感謝しております。</p> <p>この事業は、新たな公共施設に相応しい基本理念に基づいていると感じております。旧近藤邸は、この場所における新たな理念のシンボルに相応しい建築であるとも言えます。旧近藤邸の存在を知ることは、藤沢市の歴史の中から新しい生活文化が生まれたことを知ることであり、市民の誇りに繋がるものだからです。</p> <p>この旧近藤邸を、この度の建て替えに伴い、以下の点について検討していただき、この場所のシンボルとして考えていただけたら幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国登録文化財から、補助率の高い指定文化財を目指すことも視野に入れていただきたい。これにより、建物の状態をよく保たせながら、維持管理費を節約することができます。 ・最初の移築時に変更されたオリジナルとは異なる部分についても、再度検証していただき、オリジナルに近いかたちにしていただくことが、より正確に旧近藤邸の魅力を伝えることになると考えられます。 ・旧近藤邸の周りにゆとりと緑豊かな環境をつくり、より多くの人々に親しまれる歴史的文化的文化財となることを望みます。 	<p>旧近藤邸は、利活用の内容に応じて、国登録有形文化財の登録に支障がない範囲内で修繕や改修等を検討してまいります。</p>	③
18	<p>内水浸水対策施設は複合化する施設の整備・運営への影響を考慮した配置としていただきたい。</p> <p>また、整備対象である複合化施設と内水浸水対策施設は、用途、機能等施設の性格が異なることから別発注としていただきたい。</p>	<p>内水浸水対策施設の整備に当たっては、複合化する施設（機能）の整備・運営への影響を考慮した配置を検討してまいります。また、工事発注方法は、サウンディング型市場調査等でのご意見等を参考に検討してまいります。</p>	③
19	<p>内水浸水対策施設は、文化・芸術拠点とは不整合であり、もし設置する場合は、奥田公園の地下に設けるのがベターである。市民会館の供用開始後に、内水浸水対策施設工事を5年以上続けるのは不整合である。市民会館等の施設は計画通りに供用開始できるよう、雨水ポンプ場だけは工事完了する必要がある。</p>	<p>内水浸水対策施設は、景観等に考慮した配置を検討してまいります。</p> <p>また、市民会館等の供用開始後も内水浸水対策施設の工事が行われる予定となりますが、周辺には十分配慮した施工を心がけてまいります。</p>	③
20	<p>内水浸水対策施設は、河川管理者との放水協議により対策施設は、計画時66mm/hにおいて、床下浸水を解決するため、標準的な施設の検討を行っているが、この時雨量が将来、格段に増加する見通しを立てているか心配です。奥田公園側に市民会館、体育館側に公園となるのも一つの考え方もしれない。</p>	<p>本地域は、「藤沢市雨水管理総合計画」において重点対策地区となっており、10年確率降雨に将来的な気候変動の影響を考慮した66mm/hにおいて、床下浸水を解決するための施設となっています。計画降雨以上の雨に対しては、ソフト対策も含めて対応していく必要があります。</p>	②

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
21	<p>「境川流域洪水対策」の一環としての位置づけをお尋ねしたい。</p> <p>市が公表する「村岡・鶴沼・片瀬ハザードマップ」によれば、村岡、市民会館、蓮池周辺、境川河口周辺が浸水区域である。これら4区域の中で本案はどのように選ばれたのか。想定被害規模、発生確率、他の対策との関連等について検討過程文書を公開してください。</p> <p>本計画は、市民会館周辺の雨水等を境川にポンプで排水することを主たる対策としているように読める。昨今の水害の形態は、本流の流量が多すぎて支流からの排水を飲み込めないことから起きている（藤沢市は潮の干満要素も）。やるべきことは、境川の川床浚渫等の流量断面積増強、遊水地の確保（村岡開発との関連では？）をまず実施し、想定水量がこれを勝れば、地下空間を確保する（奥田公園のみならず、ミネバア遊休地、新林公園地帯の対岸地区）ことを検討すべきである。緊急性からいえば、本案が述べているR17年供用開始というような、悠長な話ではない。</p> <p>さらに、境川は2級河川で管理主体は県である。県管理の河川の洪水対策に市民の税金をあてる根拠を教えてください。</p>	<p>本計画施設は、洪水対策施設ではございません。降雨を河川等へ排水できずに溢れる水害を「内水」、河川が溢れる水害を「外水」といいます。</p> <p>本計画施設は、「内水」に対応する施設となります。</p>	④
22	<p>内水浸水対策施設のゾーニングは、景観やポンプ等の騒音を考えて敷地の端に配置し、その地下を活用したものにしたい。横浜市の山下公園のポンプ場の事例もある。</p>	<p>地下活用を含め、景観・騒音等を考慮した配置を検討してまいります。</p>	②
23	<p>内水浸水対策施設について、現在想定されている施設規模、その設置場所から、余りにも馬鹿げた計画であるので、対象地内から移動し、他の場所に設置するか、最近内水の浸水事例が無いこと、境川上流の浸水対策が整備されている状況もあり、設置しないこととしてもよいと思われる。さらには言えば市民会館等再整備事業が完成した時に、このような施設があると市民会館の景観がそこわれてしまい市民会館エリアを訪れる気持ちを市民がなくなってしまうことになってしまうと思われます。内水浸水対策施設の市民会館再整備事業の対象地域から外すことが大切であると考えます。英知を絞り他の地域の事例を調べ、考えるべきだと思います。</p>	<p>市民会館周辺においては、令和5年9月に1時間当たり52mmの降雨及び令和元年12月に1時間当たり51mmの降雨で道路冠水が発生しており、平成26年10月には藤沢市内最大で1時間当たり77mmの降雨があり、床上浸水の被害が発生しております。</p> <p>このエリアは人口密度も高く都市機能が集積しているエリアとなっており、本再整備事業エリアが最適地であると判断しております。</p> <p>今後、ゾーニングを決定していきますが、景観等を考慮した配置を検討してまいります。</p>	④
24	<p>建設予定地は境川の浸水区域であり、歴史資料の被災リスクが高い。2018年の川崎市市民ミュージアムの内水氾濫の事例もあり、十分な検討を要する。</p>		
25	<p>新施設整備予定地は、河川に接し、河川洪水等も想定された土地である。そのような場所に、資料保存利用機関である図書館、博物館、文書館的機能を整備することは、たとえ浸水対策を行ったとしても全く好ましいことではない。これら施設は、資料活用とともに、資料を後世に残すために存在するのであり、この点を極めて留意する必要がある。万一施設を整備する場合は、資料保存施設であることに最大限留意し、地下や1階ではなく可能な限り階上に当該施設整備を行うようにすべきである。</p>	<p>事業対象地が境川の洪水・高潮浸水想定区域に位置していることを踏まえ、文化財資料等の重要な機能は上階に配置してまいります。</p>	②

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の 反映状況
26	文書館の設置場所について、河川に隣接しているので想定外の氾濫にも対応が必要。		
27	文書館の書庫はどこに置かれるのでしょうか。境川の氾濫対策は念入りしているというが、今後の気象条件を考えたときに現在の想定で対応できるかはわからない。地下や1階に資料を置くことは絶対にやめてほしい（川崎市民ミュージアムのようなことは絶対にあってはならない）。1点物の資料は失われると取り返しが付かない。		
28	事業対象地は、奥田・川袋の地名通り、柏尾川合流点に近い境川東岸の河川氾濫原に位置している。1954年12月測図の藤沢市発行1/3000地形図によると、原地表面は標高4～6m、藤沢市ハザードマップを見ると、洪水浸水だけでなく、地震の揺れやすさは最大震度6強で、液化化現象の危険度が高いと表記されており、河川津波の被害も懸念される。災害リスクの高いことが自明の土地に史料保存機関を設置しないでほしい。	事業対象地が境川の洪水・高潮浸水区域に位置することを踏まえ、文書館及び書庫については、できる限り上階に設置する方向で検討してまいります。	②
29	後世に確実に伝えなければいけない資料を、浸水想定区域内に保管することは慎重に検討するべきです。たとえ、直接的な水害を受けなくても、地階が大規模な水害を受ければ、上階も施設として使用できなくなる可能性があります。本件をよくご検討ください。		
30	浸水問題を抱える地域に貴重な公私文書を保存する機関を置くべきではないと思います。		
31	市民ギャラリーは、図書館や大ホールへ向かう通路上に配置されると良いと考えます。大和市のシリウスのギャラリーが良い実例です。ギャラリー以外の利用者や来館された方が多数入場しています。そう考えると敷地の入り口付近に設けるのが来場者にとっても良い動線になると考えます。 市民ギャラリーと大・小ホールとの搬入・搬出場所や運搬に係る動線がとて重要と考えます。たくさんの車両が余裕をもって駐車できるようにし、地下を利用して大きな専用のエレベーターを設置し活用すると良いと考えます。今の市民会館大ホールへの楽器等の運搬の不便さの対策を講じる必要がある。市民ギャラリーの来場者や作品搬入・搬出用の駐車スペースを必ず設置するようにお願いします。毎年開催される市展や様々な学校展では、現状、作品出品者や教職員の方々は搬入時間の制限や人員の配置等にとっても苦勞をされています。 駐車場は大型バスを8台（現在の中学校の最大クラス数）止められるようにすれば、近隣の小中学生が校外学習として複合的な文化施設に学びに来るでしょう。300人がお弁当を食べられる場所もあれば、多くの学校が文化体験や学習に訪れ次世代育成の拠点としての価値も上がると考えられます。	展示やホール利用に当たっては、利用しやすい搬入・搬出動線の確保や来館者への配慮は大切な要素であると認識しております。 今後、管理・運営の検討及び基本設計の段階において検討してまいります。	③

6. 事業手法に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	PFIを成功させるためには、民間事業者が事業収益を確保できなければ成立しない。事業成立には、立地や事業面積が必要になり、余剰面積で永続的な収益を得ることは難しい。	本プロジェクトは、管理・運営計画の策定及び基本設計以降、実施設計・建設工事については、設計・施工一括発注方式（DB）を前提に検討を進めております。	②
2	<p>事業手法は市が決めることですが、不安があります。一点は、キュレーションを担う民間事業者の選定基準等が外からは全くわからないということです。この民間事業者は、基本設計に関わり将来的にも「本市と協働する」パートナーとして大きな裁量権を持つことから、業者の選定が不明瞭では、将来的にも何か問題や課題が生じるたびに新たな不満や、場合によっては「勘繰り」など不必要な疑惑を呼びかねません。民間事業者の選定経過・決定理由については分かりやすい説明をお願いいたします。</p> <p>二点目は、管理・運営計画策定時に、各コンテンツがどう取り込まれ、活かされるかが不透明ということです。マスタープランには「管理・運営計画の策定」の中に「施設整備条件整理を含む」と記載されていますが、各コンテンツを踏まえた施設整備条件整理は、本来は、キュレーションを担う民間事業者の選定の与条件としてまとめられ、基本設計に活かすべきだと思います。「初期整備はハード・ソフト両面についてシンプルかつベーシックなものとし」と強調されていますが、基本設計が決まってしまうと実施設計では設計の本質はほとんど変えられないことは常識です。キュレーションを担う民間事業者の選定前に、コンテンツの吟味が必要なはずですが、素案では各コンテンツの内容が詳しく書かれていません。そのまま進むと、民間事業者へ丸投げし、市民の中の「それぞれの専門家」を活かせる術・方策も考えられてはいないのかと思わざるを得ません。市民の中には優れた人材が非常に多いというのに、残念です。</p>	<p>事業者の公募に向けて、引き続きコンテンツの詳細や施設の整備条件等を整理してまいります。選定結果は、選定経過・理由を含め公表してまいります。</p> <p>また、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。</p>	③
3	<p>基本設計者は実施設計者選定にも応募できるのでしょうか。実施設計者選定において公平性を確保した応募要件としていただきたい。また、実施設計・建設事業者の選定においてゼネコンの設計施工の応募は可能でしょうか。</p> <p>事業者選定については、サウンディング型市場調査でも回答しましたが、提案期間を6ヶ月いただきたい。建設工事のスケジュールは2024年度以降時間外労働の上限規制が適用されます。工期設定については相談させていただきたい。</p> <p>当初に管理・運営を担う民間事業者を決定するとありますが、基本設計も管理・運営者とコンソーシアムを組成して決定するのでしょうか。それとも管理・運営者と基本設計者と別々に決定するのでしょうか。</p>	<p>公平性の観点から、基本設計者は実施設計・建築工事に係る業務を担うことはできないものとして検討しております。スケジュールについては、いただいたご意見等を踏まえ、今後検討してまいります。</p> <p>管理・運営者と基本設計者の選定に係る公募要件等の詳細は、事業者へのヒアリング等を踏まえ、今後決定してまいります。</p>	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
4	事業手法について、今回は、運営事業者を先行募集するが、オリンピックの時のような問題も起きるといけないので、もう少し全容を決めてから、事業者を決定した方が、適切ではないだろうか。	事業者の公募に向けて、引き続きコンテンツの詳細や施設の整備条件等を整理してまいります。	③
5	施設を検討をする場合、市役所本館を建設した時のように市内業者を主体とせず、最大級の業者が担ったら、スムーズに行くのではないか。	本プロジェクトに市内業者が参画することは、市内への経済効果等の観点から重要であると考えております。実施設計及び建設工事の事業者公募・選定に係る詳細については今後検討してまいります。	④

7. 今後の事業推進に関する意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	<p>想定される事業費として、概算金額200～250億円と記されている。この算出根拠をお示し下さい。</p> <p>現在の市民会館と同程度の機能・規模であれば、いくらになるのか？参考にした他の自治体の同様施設の規模、金額、時期等の資料をお示し下さい。</p> <p>さらに、計画の特殊性（耐震、バリアフリー、DX、減災機能等）はどのように算定しているのか。</p>	<p>施設整備費については、浸水対策施設想定事業費を除き、基本計画の策定、設計、解体工事、新築工事に要する概算金額として過去の事例などから算出しております。</p> <p>管理・運営計画及び施設整備条件がまとまっていないため、現段階で具体的に参考としてしている施設はございません。今後、管理・運営計画及び基本設計の段階で計画の特殊性を含めて検討してまいります。</p>	④
2	<p>建て替えや建て替え後の管理運営等に掛かる費用をどのように確保するのか教えてほしい。</p>	<p>管理・運営計画及び基本設計の検討に当たり算出しております。</p>	④
3	<p>整備スケジュールによれば、R8年度からR11年度の4年間が市民会館の休止期間としている。この間の代替措置やその費用等の記載は無い。利用者が被る被害や不便さについての配慮が見えない。「既存建物取壊し、跡地に新設、機能停止期間は4年間」こうした方針が何時、何処で、誰が、どのように決めたのか、その経緯と関連議事録を公開してください。</p> <p>現市民会館周辺のスペースを利用し、機能転換を図り、新市民会館の完成後現市民会館を取壊し、機能を復旧させるスケジュールが何故組めないのかお答えいただきたい。</p> <p>仮に、金額的に見合わないのであればその詳細、物理的に不可能ということであればその内容、その他の理由についてお答えください。</p> <p>R5年度施政方針には、「創造的市民を育む」文化「拠点の充実」と書かれている。「多様な人々と良い関係を築いていく」施設場所として、市民会館は貴重な場所となっていることを踏まえれば、4年間の空白期間は長いと言わざるをえない。ご一考をお願いする。</p>	<p>ご不便をおかけしますが、市民会館の閉館期間中は、湘南台文化センターやFプレイス、近隣自治体のホールをご利用くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、管理・運営計画及び基本設計の段階において、できる限り工期の短縮ができるよう検討してまいります。</p>	③
4	<p>国や県から補助金を得ることができる再開発事業の活用を検討してほしい。イトーヨーカドー藤沢店や藤沢保育園周辺での再開発事業は実現性が高く、市民目線の思い切った機能分散も検討してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	④

8. その他の意見等

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
1	複合化する機能が増えず、人が密集して災害時の避難などがスムーズに行くの心配です。	施設については法令に基づき適切に設計・運営してまいります。また、引き続き指定避難所、指定緊急避難場所の指定を前提として、安全性の確保と防災機能の強化を図ってまいります。	②
2	ODAKYU湘南GATEにある南市民図書館は、利便性が高かったが、生活・文化拠点に戻ると不便を感じる。ODAKYU湘南GATEにある南市民図書館がなくなるのは残念です。	生活・文化拠点において南市民図書館を開館後、ODAKYU湘南GATEにある現南市民図書館は閉館いたしますが、利用者の利便性を考慮した図書館サービスを今後も検討してまいります。 また、現南市民図書館の利用者への周知は、プロジェクトの進捗状況を踏まえ行ってまいります。	④
3	ODAKYU湘南GATEにある南市民図書館の利用者へのサービスはどうなるのか、多くの人が関心を持っています。現在の南市民図書館の利用状況の分析を詳しく行い、一方で市民に選択肢を示すことも含め、マスタープランを策定する頃には具体的な見込みの説明が必要だと思います。		
4	暫定的にODAKYU湘南GATEに入居している南市民図書館であるが、新施設整備に伴い撤去することは、慎重に検討すべきである。暫定とは言え、10年近くも当該場所で維持されることで、市民的利便性が定着することは間違いない。撤退前提ならば、現段階からそのことを図書館利用者にはしっかりと広報すべきである。		
5	本事業は、まだまだ市民に周知が行き届いていない。毎月、広報ふじさわに記事を書いたり、回覧、テレビ等を活用したりすべきである。		
6	大きなプロジェクトにも関わらず、市民への情報提供が少ないことが不満です。市民対話集会に参加しましたが、その場ではどういった施設が欲しいという話は無し、と強く釘を刺されました。市民会館に限らず、図書館、青少年会館は、収益よりも市民のための施設としての機能が最も大切です。個人、団体の主張も様々だから全て取り入れる訳にはいかないが、もう少し市民への説明を丁寧に、また今後のプロジェクトに市民を入れるなど、計画を進める過程から行政と市民が手を携えることを考えてもらいたいです。業者任せではなく、市民のための複合施設にしてください。	プロジェクトの進捗に合わせて、市民対話集会やシンポジウムを開催し、情報発信と情報共有を図っていくとともに、ホームページでの情報発信等を行ってまいります。 また、本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	②
7	秩父宮記念体育館の施設規模は変更しないよう求めます。また、熱中症対策等として、秩父宮記念体育館に冷暖房を完備してほしい。	秩父宮記念体育館は本プロジェクトの対象ではございません。なお、同施設には冷暖房が設置されております。	④
8	大規模な施設であるため、飲食施設などは中途半端な規模では対応しきれない可能性があると思います。キッチンカーの受け入れや、福祉施設の弁当販売、また、それに合わせて飲食可能スペースの確保等が必要になってくるかと思っています。	レストランやカフェ等の飲食施設の設置は、管理・運営計画を策定するなかで検討してまいります。	③
9	建て替え後の施設利用状況（稼働状況や利用者数、利用者の年代等）を市民にも定期的に教えてほしい。	供用開始後の利用状況は、定期的に公表していく予定です。	③

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
10	担当者は全部の現場を確認したのでしょうか。問題点・課題点の聞き取りを行っているのでしょうか。複合施設にするなら、その問題・課題を解決できる複合施設にするプランとなっているのでしょうか。中身を見ると、机の上だけで考え作り上げた感が否めく、とても残念です。	事業の検討に当たっては、複合化する施設（機能）を所管する課等が参加して進めており、今後、事業者の公募に向けて様々な検討するなかで、さらに課題等を整理してまいります。	④
11	藤沢市は県内でも高い人口増加数で成長を続けている反面、少子高齢化の傾向が見られることや、住民同士のつながりの希薄化など課題もあります。市民会館等の建て替え事業はそうした社会課題を解決する中心ともなる拠点として期待しております。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。また、公民連携モデルプランでは、プレイヤーを市民、団体、地域コミュニティ等を想定しており、市や民間事業者とともに、様々な課題解決に寄与するものと考えております。	③
12	今までの市民ワークショップや基本構想策定検討委員会、市民対話集会などを踏まえて、市民の意見を活かした市民会館をつくって下さい。文化芸術は人が生きてゆくうえで本当に必要なものです。その視点は忘れていただかない。生き辛さを感じていたり、これから成長してゆく全ての人に必要なものです。人を育てることは市の発展にも寄与すると信じています。	本プロジェクトにおける基本理念やビジョンの実現に向けて、管理・運営の検討から供用開始後を見据えた市民参画の仕組みを構築してまいります。	③
13	藤沢市の文化芸術の拠点は、一般市民の生活の土台となるところで、今後の市の未来像に大きく関わると思われます。市が、市民全員の最低限の文化的な生活を保障し、誰もが豊かな人間関係の中で育つことを約束してくれる姿勢が実感できれば、今後の社会を担う主体的な市民が育ち、そこに人が集まり、長く経済的にも豊かになると考えています。そういった意味で公共の施設であることの意義を踏み外さないで欲しいです。	複合化する施設（機能）は、引き続き公共施設として設置・運営してまいります。	④
14	『藤沢市民会館等再整備基本構想』の記載について、図書館・文書館の立地場所は、想定される洪水などの災害から遠ざけること、保存環境として湿度を避けることなどが求められていることから考えると、境川の高潮洪水想定区域の直近に位置していることは、立地条件としては適切ではないのではないかと考えます。	事業対象地が境川の洪水・高潮浸水区域に位置することを踏まえ、文書館及び書庫については、できる限り上階に設置する方向で検討してまいります。	②
15	『藤沢市民会館等再整備基本構想』の記載の基本理念について、「緑豊かで開かれた拠点」として「境川や新林公園等の周辺環境と連続性のあるオープンな公園の中に、各施設が機能的に配置され、繋がる」とありますが、図書館・文書館は必ずしも境川や公園との連続性や接近性が求められていないのではないのでしょうか。	ゾーニング、諸室の面積、配置等は、管理・運営計画の策定及び基本設計の段階で、集約化、複合化、融合化の観点を踏まえ決定してまいります。	②
16	『藤沢市民会館等再整備基本構想』に関係法令が掲出されていますが、昭和62年公布の「公文書館法」昭和62年法律第115号平成11年改正法律第161号・平成21年公布の「公文書等の管理に関する法律」(法律第66号)が掲載されておりません。施設機能の内容を構想していくことは、適切ではないのではないかと考えます。	藤沢市民会館等再整備基本構想に記載している関係法令は、文化芸術及び再整備に関するものとなっております。本プロジェクトについては、複合化する施設（機能）に係る関係法令を踏まえ検討しております。	④

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
17	『藤沢市民会館等再整備基本構想』に記載の「基本理念・基本方針」には、「多くの機能が連携する拠点」に「それぞれの機能が本来の目的を果たせるよう、適切なスペースを有し」とあり、「文化芸術・知識との出会いの拠点」に、「様々な図書や歴史資料等との出会いを支え」とありますが、図書や歴史資料には、それぞれに別個の価値があり、保存管理・利用・調査研究体制が必要です。	基本理念及び基本方針は、複合化する施設（機能）全体を踏まえ、事業のあり方を明確にするため、藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会において、検討を行ってまいりました。 今後、複合化する施設（機能）の設置目的等を踏まえ、管理・運営計画を策定してまいります。	④
18	『藤沢市民会館等再整備基本構想』記載の市民ワークショップの結果として「収蔵の一つにして閲覧受付で案内を行い、一体にして分かりやすくする」とあります。図書館と文書館が取扱う図書や資料は異なっており、同じ収蔵環境では適切な保存管理は行えないと考えます。また、図書館と文書館の図書や資料を同じカウンターで対応することは、取扱いの方法や内容が異なっているため不可能ではないでしょうか。	文書館と図書館の複合化のメリットとして、レファレンスにおいて図書から古文書までワンストップで提供できるサービスが期待できます。現在は窓口が異なり、対応できなかった部分も、一つの窓口で対応できるものと考えております。なお、古文書の閲覧については、学芸員やアーキビストが対応にあたることを想定しております。その点について、具体的な記載がなかったため、修正いたしました。	①
19	市民ギャラリーの名称についても御一考願いたいと思います。仮に名称を『藤沢市民ギャラリー』から『○○○○美術館』と変更しても良いと考えます。なぜなら辻堂にあるアートスペースと浮世絵館、それとODAKYU湘南GATEへ移設する際に大幅に縮小された常設展示室もこの地に合流すると聞いております。常設展示室はかつてルミネ6階で行なわれていたような企画展ができる規模に戻ると聞いております。そう考えると内容的には、美術館と言っても過言ではない充実した美術の複合施設となると言えるからです。国立新美術館は収蔵庫が無い新しい美術館としても知られています。この際名称を『藤沢市民ギャラリー』から『藤沢市民美術館』等に変更し、藤沢市民には美術館で様々な作品発表ができることとなります。美術館で発表しますと聞けば、駅から少々遠くても訪れる人が増えるのではないのでしょうか。「近隣の市にはみな美術館があるのに藤沢にはなぜ無いの？」と言う市民の声をたくさん聞いております。	市民ギャラリー、アートスペース、常設展示室等、様々な作品の展示等が行える施設として検討を進めてまいります。また名称は、複合化する施設（機能）の目的等を踏まえ、今後検討してまいります。	③
20	様々なコンテンツを持った施設が複合化されますが、それは単なる場所の合体に終わるのでしょうか。市民ギャラリー、常設展示室、アートスペース、浮世絵館・・・すべてこの拠点に集合すると聞いております。これは内容的に『美術館』というよい内容です。複合化の目的の1つである機能連携の観点からも『美術館』の名前を付けることは相応しいのではないですか。作品収蔵庫は無いようですが、国立新美術館は収蔵庫の無い新しい美術館として知られていますね。藤沢市民や学校の生徒は美術館で作品発表が出来るとなると、モチベーションも上がるでしょうし、拠点が駅から多少離れた位置でも『美術館』なら行ってみようという来場者も増えるのではないのでしょうか。是非ネーミングも御一考下さい。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
21	公文書は保存年限が決められ、永久保存と廃棄予定がありますが、文書館にある歴史文書については、そのような廃棄基準があるのでしょうか。過去の記録は復元できず永久保存が基本と考えます。	歴史資料（地域資料）、重要行政文書（歴史的公文書）については、永年保存となっており今後も廃棄の予定ございません。	④
22	史料原品の消滅は、二度と元には戻らないという点で生物固有種の絶滅と同じこと。史料原品を保存し、これまで通り閲覧利用できるようにしてほしい。文字や絵の画像データだけでなく、材質、形状、寸法などの情報が残った状態を確認できるように、再生不可能な史料原品は恒久的に保存し、将来にわたり利用できるようにしてほしい。		
23	市民が、市の様々な記録、特に行政文書や歴史的公文書を閲覧でき、その原本を見ることができるとはとても大切です。新たにデジタル環境も整備されると思いますが、これまで、鋭意努力され、蓄積保存されてきた史資料が間違っても廃棄や散逸されないことをぜひお願いしたいと思えます。大事な地域の共有資源です。大切にしましょう。		
24	文書館には、文書館専門職（アーキスト）を配属しなければならない。市の実体は一般職員のたらい回しで、一人のアーキストもない、これでは今回検討されている羅針盤を持たされてウロウロしているだけなのではないでしょうか。それが証拠に、今日まで文書館から基本計画素案に対して意見が出されていないということです。藤沢市文書館は全国市町村では最初に設けられた文書館であるため、国においても専門職養成が遅れてしまったこと、また養成が始ってからも専門職員を採用してこなかったというツケが今きていると感じられるのです。	文書館では学芸員・国立公文書館認証アーキストを採用しており、歴史資料の収集・整理や重要行政文書の選別・評価など、文書館の基幹業務を担っております。再整備後の新施設でも、引き続き現在の業務を継続することを予定しております。	④
25	資料を提供するための整理や目録作成等には専門的な知識や経験を有する人材（アーキスト）の確保と中長期的な視野での育成が必要であり、市側・民間事業者側のいずれにも所期の「コンテンツ」すら実現するための人間の存在が見えない点が危惧される。		
26	資料を取り扱うことができる専門職（学芸員、アーキスト、司書など）も必要な役割を担う人材も必要不可欠な存在です。		
27	藤沢市文書館は、全国的にも有名な、日本最初の市町村立の公文書館であり、それゆえ市民の誇りであり、宝物であることを市民に周知することを提案する。	「OUR Project マスタープラン」は、文書館を含む施設の再整備の考え方を示すものとなっております。つきましては、「藤沢市公文書等の管理に関する条例」の改正等、本市の公文書管理に対する考え方を示すものではありません。文書館についていただいた貴重な意見については、今後の公文書管理業務の参考とさせていただきます。	④
28	今回の施設再整備計画においても、これまでの実績や先進的な藤沢市文書館を対外的にアピールされ、文書館の機能や存在価値をより高める方向に位置付けられるようお願いしています。		
29	市の文書管理は、藤沢市公文書等の管理に関する条例、同施行規則、藤沢市行政文書取扱規程等により定められていますが、公文書管理法の趣旨に沿った制度改革が必要だと思います。公文書の作成～歴史的公文書の選別～文書館での公開に至る流れを見直す必要があると思います。この度の再整備計画のなかで、是非とも活かしていただきたいと思っております。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の反映状況
30	現在果たしている文書館の機能、行政文書の保存機能を拡張的に十分に果たすような再整備計画を策定すべきである。	「OUR Project マスタープラン」は、文書館を含む施設の再整備の考え方を示すものとなっております。つきましては、「藤沢市公文書等の管理に関する条例」の改正等、本市の公文書管理に対する考え方を示すものではありません。文書館についていただいた貴重なご意見については、今後の公文書管理業務の参考とさせていただきます。	④
31	早急に文化関係部局だけでなく、行政文書関係部局と連携を取った新文書館構想を出して欲しい。		
32	複合される藤沢市文書館について、現行の藤沢市文書館がどのようなかたちで新施設に入るにせよ、藤沢市文書館自らがこれまでの運営をレビューし、現行運営に不足している機能の整備など、施設再編を前提とする「藤沢市文書館」の中長期的運営プランを館外に可視化するかたちで、議論策定すべきです。また、藤沢市文書館は文書館の本来的役割、あり方について特に市内部に対して更に普及すべきです。		
33	そもそも非現用となった行政文書が文書館に移管をされる仕組みが整えられていないことも問題である。施設再編を行うのであれば、行政の説明責任を強化するためにも文書館への移管を義務付けるような公文書管理条例の制定を検討されても良いのではないかと。		
34	歴史公文書の確実な移管・公開機能の充実を希望します。		
35	複合される文書館について、仮に文書館の解体を前提とする新施設整備であるならば、新たに制定する施設の設置管理条例のなかで、公文書館法4条「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと」の規定に基づく事業を行う旨を明記し、併せて「藤沢市公文書等の管理に関する条例」に規定する「重要行政文書」を適切に保存し、公開する場合となるように、機能の改善拡充を検討すべきです。（この点は、「藤沢市文書館」として維持する場合であっても、公文書館法4条及び市公文書管理条例の規定に基づく文書館条例の改正を行うべきです。）文書館の最も重要な役割は、適切な現用文書管理を前提に市の組織文書から価値あるものを選別し将来にわたって保存し公開することであり、現行の文書館では果たされていない点であり、この新施設整備に際し議論対処して欲しいと考えます。		
36	高齢者にもわかりやすいタイトルにできなかったのでしょうか。市民会館の建て替えや、市民会館を複合施設にする等のことがタイトルに書かれていないので、広報でパブリックコメントを募集されても、友人たちは意見を出したくても見つけられなかったとのこと。具体的に説明してやっと理解してくれました。マスタープランには、カタカナ語や専門的な用語がたくさんあり、意味不明な所がかなりありました。幅広い世代の市民に理解してもらいたいと思っていないように感じました。	ご意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。	④
37	生活・文化拠点で実施する事業や取り組みを【コンテンツ】と呼んでいるが、事業の名称・事業内容・施設名と統一感がないので、とてもわかり難い。		
38	OUR projectという名称では、まだこの地域の再整備と伝わらない。市民会館等…とか併記してほしい。		

No.	意見等の概要	市の考え方	意見等の 反映状況
39	複合化について、将来の修理、改築も考えた場合、この事業で複合化した施設が同時に市から消滅するかも知れない事態も考えてほしい。		
40	<p>素案の内容の前に何故こんなこむずかしい表現になさるのでしょうか。今後素案を出される時はどの分野であっても一般市民の理解出来る文章で出して下さい。</p> <p>パブリックコメントの実施について、広報ふじさわで探しましたが、見つけることができなかった。藤沢市立学校適正規模・適正配置に関するパブリックコメントの記事は、広報ふじさわ6月25日号に大きく載っていました。こんな解りにくいタイトルと配置、まるで市民に気づいてほしくない、といわんばかりの載せかたです。学校にしても公共施設にしても国政の指導の基に行われていると思いますが、これでは民間主導で市民のための建物にはならず夕張市になってしまうと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。</p>	④

◆用語解説◆

あ行**IC タグ (アイシータグ)**

Integrated Circuit Tag (タグ) の略。電子タグや無線タグとも呼ばれ、集積回路が搭載された小型のタグを指し、図書の貸し出し等において非接触で情報のやりとりや識別する機能を持つもの。

イノベーション (エリアイノベーション)

(一定のエリアを拠点として) 新しい技術や考え方を取り入れて社会の課題解決や革新的な価値創造につながる製品・サービス等を創造し、経済的、社会的に大きな変化を生み出すこと。

インセンティブ

事業への参画意欲を引き出すために設定される、金銭的又は非金銭的なメリット。

エリアマネジメント

特定のエリア (地域・地区) を対象に行われる、地域における良好な環境や価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのこと。

AR (エーアール)

Augmented Reality (拡張現実) の略。現実世界にデジタル情報を重ね合わせることで拡張された表現やその技術を指す。

オープンエンド

途中で変更や修正が可能であること。

オープンスペース

施設周辺に設けられる空地のうち、利用者だけでなく一般歩行者等にも開放された屋外空間を指す。本マスタープランにおいては、公園部分や周辺の街路等も含む。

か行**グリーンインフラ**

自然環境が有する多様な機能を活用するという考え方を基本として整備されるインフラ等のこと。

公設民営方式 (DBO 方式)

官民連携手法のうち、公共団体等が起債等により資金調達を行い、民間事業者が施設等の設計・建設及び維持管理・運営を一括して委託する事業方式を指す。(Design-Build-Operate)

さ行**サードプレイス**

人々にとって家庭 (第一の場) でも職場・学校 (第二の場) でもない、「第三の場」となるような居心地のよい場所のこと。

サウンディング型市場調査（マーケットサウンディング含む）

公共団体等が、特定の事業を実施するに当たり、民間事業者等に事業の実現性や市場性について広く意見聴取を行うこと。国土交通省は「事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法」と定義している。

指定管理者制度

地方自治法第 244 条の 2 に基づき、運営のノウハウを持つ民間事業者等を地方公共団体が設置する公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。地方自治法第 244 条）の管理者として指定する官民連携手法。

シンポジウム

聴衆の前で 1 つのテーマについて複数の専門家等がそれぞれの視点から意見を述べ、議論や参加者との質疑応答などを行う形式の市民集会。

シームレス

英語で継ぎ目(seam)のない(-less)状態を意味する。本マスタープランにおいては、図書館や公園といった施設機能の枠にとらわれず、サービスやプログラムが提供されている状態を指す。

事業スキーム

PFI/DBO、指定管理者制度などの事業手法（官民連携手法）の組み合わせで構成される、事業全体の枠組みを指す。

設計・施工一括発注方式（DB 方式）

官民連携手法のうち、公共団体等が起債等により資金調達を行い、民間事業者に施設等の設計・建設を一括して委託する事業方式を指す。（Design-Build）

ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。使うエネルギーを減らす「省エネ」と、使う分のエネルギーをつくる「創エネ」によってエネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物を指す。なお、ZEB には、①ZEB（ゼブ：年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ以下）、②Nearly ZEB（ニアリーゼブ：基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の削減）、③ZEB Ready（ゼブレディー：基準一次エネルギー消費量から 50%以上 75%未満の削減）、④ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド：延床面積が 10,000 m²以上の建物において、基準一次エネルギー消費量から 40%以上若しくは、30%以上削減）の 4 つのランクがある。

ゾーニング

都市計画や建築計画において、大まかな機能配置を決めるプロセスをいう。

た行

デジタルアーカイブ

博物館・図書館・文書館等の所蔵資料をテキスト・写真・映像等のデジタルデータに変換して保存し、インターネット等を介して一般に閲覧できるようにしたもの。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術やデータ活用を取り入れてビジネス等を変革していくことを指す。

トライアル・サウンディング

市が保有する土地や公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらい、集客性や採算性等を確認する社会実験のような制度。暫定利用後、課題等をフィードバックし、今後の活用方針に活かしていくことを目的とする。

な行**ニューノーマル**

人々の活動や習慣に不可逆的な変化が生じ、それが日常として定着する「新しい常態」を意味する。近年では一般的に感染症等の拡大を契機として広まった「新しい生活様式」の意味で用いられる。

は行**パブリックコメント**

国や地方公共団体等の行政機関が新たに政令や計画等を定めようとする際に、行政手続法に基づき、行政運営の公平性・透明性の確保と国民の権利利益の保護に役立てることを目的として、あらかじめその案を公表し、広く一般から意見、情報を募集すること。

BDS（ビーディーエス）

Book Detection System：ブックデテクションシステムの略。図書館等で取り入れられているセキュリティシステムで、図書館資料に磁気テープや IC タグを貼り付け、利用者が貸出手続をしないで資料を外に持ち出そうとすることを防止するシステム。

PFI（ピーエフアイ）方式

Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う官民連携手法。

ブレンワーク

本マスタープランにおいては、キュレーション業務の一部であり、コンテンツの融合・連携や新技術の活用等、付加価値の創出に関わる業務範囲を指す。

ま行**マネタイズ**

事業やサービスを収益化すること。

OUR Project マスタープラン
(生活・文化拠点再整備基本計画)

2023年(令和5年)11月
企画政策部 企画政策課
(生活・文化拠点再整備事業推進プロジェクト組織)